

議事日程 (第5号)

令和8年3月3日(火曜日) 午前10時開議

(開議)

- | | | |
|-----|--------|------------------------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 令和8年度北九州市一般会計予算 |
| 第2 | 議案第2号 | 令和8年度北九州市国民健康保険特別会計予算 |
| 第3 | 議案第3号 | 令和8年度北九州市食肉センター特別会計予算 |
| 第4 | 議案第4号 | 令和8年度北九州市卸売市場特別会計予算 |
| 第5 | 議案第5号 | 令和8年度北九州市渡船特別会計予算 |
| 第6 | 議案第6号 | 令和8年度北九州市土地区画整理特別会計予算 |
| 第7 | 議案第7号 | 令和8年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算 |
| 第8 | 議案第8号 | 令和8年度北九州市港湾整備特別会計予算 |
| 第9 | 議案第9号 | 令和8年度北九州市公債償還特別会計予算 |
| 第10 | 議案第10号 | 令和8年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算 |
| 第11 | 議案第11号 | 令和8年度北九州市土地取得特別会計予算 |
| 第12 | 議案第12号 | 令和8年度北九州市駐車場特別会計予算 |
| 第13 | 議案第13号 | 令和8年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第14 | 議案第14号 | 令和8年度北九州市産業用地整備特別会計予算 |
| 第15 | 議案第15号 | 令和8年度北九州市漁業集落排水特別会計予算 |
| 第16 | 議案第16号 | 令和8年度北九州市介護保険特別会計予算 |
| 第17 | 議案第17号 | 令和8年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算 |
| 第18 | 議案第18号 | 令和8年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算 |
| 第19 | 議案第19号 | 令和8年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第20 | 議案第20号 | 令和8年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算 |
| 第21 | 議案第21号 | 令和8年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 |
| 第22 | 議案第22号 | 令和8年度北九州市上水道事業会計予算 |
| 第23 | 議案第23号 | 令和8年度北九州市工業用水道事業会計予算 |
| 第24 | 議案第24号 | 令和8年度北九州市交通事業会計予算 |
| 第25 | 議案第25号 | 令和8年度北九州市病院事業会計予算 |
| 第26 | 議案第26号 | 令和8年度北九州市下水道事業会計予算 |
| 第27 | 議案第27号 | 令和8年度北九州市公営競技事業会計予算 |
| 第28 | 議案第28号 | 令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について |
| 第29 | 議案第29号 | 北九州市行政手続条例の一部改正について |
| 第30 | 議案第30号 | 北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について |
| 第31 | 議案第31号 | 北九州市犯罪被害者等支援条例について |

- 第32 議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正について
- 第33 議案第33号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第34 議案第34号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第35 議案第35号 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第36号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第37 議案第37号 北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第38号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第39 議案第39号 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について
- 第40 議案第40号 北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第41 議案第41号 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 第42 議案第42号 北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第43 議案第43号 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第44 議案第44号 北九州市火災予防条例の一部改正について
- 第45 議案第45号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について
- 第46 議案第46号 北九州市職員定数条例等の一部改正について
- 第47 議案第47号 自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約締結について
- 第48 議案第48号 北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第49 議案第49号 地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について
- 第50 議案第50号 地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について
- 第51 議案第51号 基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について
- 第52 議案第52号 建物の取得について
- 第53 議案第53号 且過地区立体換地建築物整備業務委託契約の一部変更について
- 第54 議案第54号 包括外部監査契約締結について
- 第55 議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第7号）
- 第56 議案第56号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第57 議案第57号 令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算（第2号）
- 第58 議案第58号 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）
- 第59 議案第59号 令和7年度北九州市港湾整備特別会計補正予算（第2号）
- 第60 議案第60号 令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第61 議案第61号 令和7年度北九州市駐車場特別会計補正予算（第1号）
- 第62 議案第62号 令和7年度北九州市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第63 議案第63号 令和7年度北九州市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第64 議案第64号 令和7年度北九州市公営競技事業会計補正予算（第1号）
第65 議案第65号 北九州市介護保険条例の一部改正について
第66 議案第66号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

（散 会）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から
日程第66 議案第66号まで

出席議員 (57人)

1番	菊地	公平	2番	佐藤	栄作
3番	上野	照弘	4番	吉村	太志
5番	田仲	常郎	6番	宮崎	吉輝
7番	中村	義雄	8番	鷹木	研一郎
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
11番	片山	尹	12番	村上	幸一
13番	日野	雄二	14番	吉田	幸正
15番	西田	一	16番	田中	元也
17番	金子	秀一	18番	廣田	信也
19番	立山	幸子	20番	たかの	久仁子
21番	小松	みさ子	22番	富士川	厚子
23番	小渡	辺修一	24番	中島	隆治
25番	松岡	裕一郎	26番	木畑	広宣
27番	村上	直樹	28番	成重	正丈
29番	岡本	義之	30番	三宅	まゆみ
31番	森本	由美	32番	大久保	無我
33番	小宮	けい子	34番	森	結実子
35番	泉	日出夫	36番	中山	じゅん子
37番	山崎	英樹	38番	山田	大輔
39番	宇都宮	亮	40番	永井	佑
41番	伊藤	淳一	42番	宇土	浩一郎
43番	高橋	都	44番	山内	涼成
45番	荒川	徹	46番	大石	正信
47番	伊崎	大義	48番	本田	一郎
49番	奥村	直樹	50番	小金丸	かずよし
51番	小宮	良彦	52番	井上	しんご
53番	柳井	誠	54番	村上	さとこ
55番	松尾	和也	56番	有田	絵里
57番	井上	純子			

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	中村彰雄	危機管理監	柏井宏之
技術監理局長	尊田利文	政策局長	小杉繁樹
総務市民局長	三浦隆宏	財政・変革局長	武田信一
保健福祉局長	武藤朋美	子ども家庭局長	小林亮介
環境局長	木下孝則	産業経済局長	柴田泰平
都市ブランド 創造局長	小笠原圭子	都市戦略局長	小野勝也
都市整備局長	持山泰生	港湾空港局長	倉富樹一郎
消防局長	岸本孝司	上下水道局長	廣中忠孝
交通局長	白石基	公営競技局長	春日伸一
教育長	太田清治	行政委員会 事務局長	兼尾明利

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	天本克己	次長	檜木野裕
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第1号から、日程第66 議案第66号までの66件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、一般質疑を行います。54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）皆様おはようございます。緑の風、村上さとこです。

今議会も、無所属の市民派議員として、市民の暮らしと市民の市政に対する信頼を守る立場から2点伺います。

まず、物価高騰支援策についてです。

昨年12月議会の附帯決議では、補正予算による迅速な支援は認めつつ、物価高の影響が全市民に及ぶ以上、支援の取りこぼしが無い、事務経費も抑えた効率的で公平な支援の検討が求められました。

そこで、市長に伺います。

今回の支援策を組み立てるに当たり、申請不要で広く届く手段として、上下水道料金の基本料金を減免することを選択肢として検討しましたか。検討した、していないをまず明確にした上で、検討した場合は、実施に至らなかった最大の理由を端的にお答えください。

次に、公文書についてです。

公文書は、市民の知的資源であり、将来世代も含めた市民共有の財産です。行政が何を決め、なぜそう判断したのか、意思決定の過程と結果を後から合理的にたどり、検証できる形で記録、保存することは、行政の透明性と説明責任の土台です。市民の知る権利に直結する民主主義の基本です。

公文書等の管理に関する法律第1条には、その趣旨が示されています。また、同法第34条では、公文書の適正な管理や歴史公文書などの保存、利用に関する施策の策定、実施をするよう、地方公共団体に対し、努力義務として求めています。この法の理念を具体化し、実効力のある制度として担保するために、他都市では公文書管理条例の整備が加速しています。

一方、本市では、重要文書の不存在や保存期間内の誤廃棄が発生し、初代門司駅遺構の問題では、記録の作成、保存の不備を情報公開審査会から厳しく指摘されました。私も、これまで議場で、記録なき行政の責任を繰り返し問い続けてまいりました。記録がなければ、検証も再発防止も不可能です。

この状況は、単なる個人の不手際ではなく、組織の内部統制の不全、すなわちガバナンス、そして、コンプライアンスの問題だと認識しております。文書管理規則は、行政の内部規程にすぎません。公文書を行政内部の書類から市民の共有財産へ、今こそアップグレードさせることが必要ではないでしょうか。市民からも、市は不都合な文書はわざと作成しないのではないかなどと疑念の声が上がっています。非常に残念です。市民の信頼回復は待ったなし。抜本的

な制度改善が必要です。

そこで、市長に2点伺います。

まず、1点目、本市としても、公文書管理法の趣旨にのっとり、重要な施策や事業について、その検討過程、判断理由、意思決定過程を合理的に跡づけ、検証できるように文書を作成し、保存する義務があるという認識でよろしいでしょうか。

2点目、その認識に立つのであれば、本市の文書管理規則の枠組みだけで文書の作成、保存、廃棄の統制や再発防止の実効性を十分に担保できるのかが問われます。市民への説明責任を制度として確実にするため、法に基づく公文書管理条例の制定を検討するお考えはありますか。あるなら、いつまでに方針と検討スケジュールを議会に示すのか、お答えください。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）皆さん、おはようございます。

第1項目、物価高騰支援策について、上下水道料金の減免の検討に関することにお尋ねございました。

物価高が継続する中、市民の皆様の暮らしを守る対策、喫緊、かつ、最重要の課題であると認識をしております。これまでも国と連携、協力を図りながら、それぞれの役割に応じた施策を切れ目なく講じてきているところでございます。

今回、新たに追加の対策として、2月補正及び令和8年度当初予算におきまして、北九州市暮らし応援商品券の追加発行支援、当初予算10億円、バスやモノレール等の公共交通機関の1日フリー乗車券やタクシー券の購入支援、2月補正5.5億円、保育所や小・中学校における給食食材価格高騰分の保護者負担の軽減、当初予算11億円の計26.5億円の支援を盛り込み、12月補正と合わせて総額58.5億円の重点支援地方交付金を活用し、生活者支援対策を講じることとしております。

これらの取組につきましては、12月議会での御議論や会派からの要望、市民の皆様から寄せられた声などの趣旨を踏まえまして、1つに、所得層や世帯構成に関わらず、幅広い市民の皆様に支援が行き渡る仕組みとすること、2つ目に、市内の消費者物価の動向を見ると、特に食料品や日用品の上昇率が高く、また、各交通機関において運賃の値上げが行われていること、3つ目に、事務経費率を抑制しつつ、効率的、かつ、公平性の高い手法とすることなどの点を考慮し、限られた財源で早期に高い効果を発揮できる対策として、上下水道の料金減免を含む様々な選択肢の中から総合的に判断をしたものでございます。

北九州市といたしましては、生活者支援58.5億円と事業者支援15億円の総額73.5億円の重点支援地方交付金を活用いたしまして、市民生活と地域経済をしっかりと下支えし、物価高を乗り越える地域社会づくりに向け、予算に盛り込んだ対策を迅速、かつ、着実に実施してまいります。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）上下水道局長。

○上下水道局長（廣中忠孝君）物価高騰支援策について、上下水道料金の基本料金の減免実施に至らなかった理由についてお答えいたします。

議員お尋ねの上下水道料金の減免に係る検討に当たりましては、1つ目に、北九州市の消費者物価指数を見ますと、物価上昇の内訳にはばらつきがありまして、食料品や家事用品等の上昇率に比べまして、光熱水費の上昇率は低く、特に上下水道料金におきましては、この間、家計等への負担増は生じていないこと、2つ目に、現在、北九州市の水道料金及び下水道使用料は県内で一番安く、日頃から市民の皆様の料金負担が抑えられていること、具体的には、同じ政令市であります福岡市と比べましても、一般的な家庭の使用量で計算した場合、負担が恒常的におおむね2割程度低い状況を実現できていること、3つ目に、システム改修等の準備期間に最短でも半年間を有するため、実際に減免が開始されるのは早くても今年の秋以降となり、早期の実現、実施が困難であることなどの要素を他の対策とも比較しつつ、北九州市の実情に照らして、限られた交付金財源の活用方法としてどのような対策が最適かを市全体として検討されたところであります。

また、上下水道事業は、事業収入の減少など厳しい経営環境に直面しており、収支が悪化し、事業運営に係る資金が減少している状況にあります。他方、施設の老朽化対策が喫緊の課題でありまして、地震への備えなど施設の強じん化対策にできる限り集中して取り組む必要に迫られております。

こうしたことを総合的に踏まえた上で、追加の物価高騰対策が取りまとめられたところでありまして、現時点で物価高騰対策として上下水道料金の減免は考えておりません。以上です。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）最後に、大項目2番目、公文書管理について、北九州市としても、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり、重要な施策等について意思決定過程を検証できるように、文書を作成、保存する責務があるかという御質問と市民への説明責任を確実にするため、公文書管理条例の制定を検討する考えはあるかという2つの御質問にまとめてお答えいたします。

行政における適切な公文書管理は、的確な行政執行の確保や事務の統制、組織間のコミュニケーションの円滑化等に欠くことができない事務でございます。この公文書管理の中でも、意思決定過程や実績を検証可能な形で記録する文書主義の原則は重要であると認識しております。

この文書主義の原則に基づき、国においては、公文書等の管理に関する法律を制定し、行政機関の職員に対しまして、文書の作成を義務づけております。また、同法は、地方公共団体における適正な文書管理の実施について、努力義務としていることも承知をしておるところでございます。

こうした公文書管理法の規定を踏まえまして、北九州市では、市長の権限に属する事務として北九州市文書管理規則を制定し、公文書の適正な管理に努めておるところでございます。各部局においては、この文書管理規則に従い、公文書を作成し、保存するなど、公文書を適正に管理する責務があると認識しております。

一方で、このたび北九州市情報公開審査会の答申では、北九州市の全職員においては、いま一度、公文書管理制度及び情報公開制度が民主主義の観点からいかに重要なものであるかの理解に立ち返った上で、今後市民に対する説明責任を全うすべく、行政文書の作成について適切な対応を行うよう附帯意見が示されたところでございます。北九州市としましては、この附帯意見を真摯に受け止めまして、なお一層適切な公文書管理を行う必要があると認識しております。

具体的な対応といたしまして、1つは文書主義の原則と国の公文書管理法の概要、2つ目に起案、決裁等に関する文書作成のガイドライン、3つ目に、文書の保存期間とその基準等を内容といたします職員の文書事務の指針として、新たに文書管理規則の解釈と運用を作成しまして、各部局に周知及び研修を徹底することで、全庁的な事務処理の標準化をしっかりと推進する予定でございます。

また、御提案の文書管理条例の制定によりルールの厳格化等を図るよりも、現場の実務に即した規則の運用を示すことで、職員が公文書管理の意義を深く理解し、自ら行動する組織文化を醸成することが、これまで以上に実効性のある文書事務の定着に資するものと考えております。

今後、北九州市といたしましては、新たに作成する指針を毎年度実施しております文書事務研修や新任係長研修で活用することによりまして、引き続き適切な公文書管理を行い、市政に関する説明責任を全うすることで、さらに透明性の高い市政運営を実現してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）第2質疑に入ります。

まず、上下水道料金の基本料金減免について、市がおっしゃるやらない理由を検証したいと思います。

実施するとしても、実施が秋以降だからという御答弁ですが、物価高騰が続く中、秋の実施でも支援の効果は十分にあります。今の国際状況を鑑みても、秋にも物価高騰が止まる気配がありません。

そして、そもそも本市の上下水道料金が安いということでもあります。これもやらない理由になりません。安いか高いに関係なく、基本料を減免すれば家計の固定費は下がります。家計の支援になります。例えば、2か月が安いんだったら、4か月間減免すればいいじゃないですか。

国は、少なくとも2022年の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の策定以降、交付金の活用において、水道、下水料金の減免を効果的な家計支援としてまいりました。だからこそ、福岡市、さいたま市、仙台市、堺市はじめ、多くの自治体が上水道や下水道料金、あるいは、両方の減免を実施しています。それでも、本市が準備に時間がかかるなどと言えば、これは本市の準備の在り方自体が問われる事態になってしまいます。

財源を考えます。例えば、下水道料金を2か月減免するには約7億円が必要です。システム改修や広報などで約1億円が必要、計8億円の経費が必要ですが、国からの交付金の残は現在まだ約7億円あると伺っております。予算の組替え、または、6月補正の計上も十分可能ではないでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（中村義雄君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） まず我々も物価高騰対策のメニューを検討するときは、国が示します重点支援地方交付金の推奨メニューというのがございますので、それをベースとして考えます。私の記憶ですと、推奨メニューに入ったのは、今回の交付金の交付からだと承知しております。いろいろなメニューがある中で、どれが一番効果的かというのを総合的に判断して決めたと答弁申し上げましたので、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（中村義雄君） 54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君） 今、成長加速予算を掲げる一方、支援がない多くの市民には、成長の果実の実感がありません。置き去りにされた気持ちが生まれています。市長による幅広い市民に向けた支援のメッセージとしても、上下水道料金の基本料金の減免が必要だと思います。

そして、上下水道局長、お答えいただきありがとうございます。本市の水道事業は、市民の信頼が厚い誇るべき行政サービスです。昨年11月の国交省の局長宛て事務連絡でも、交付金を活用した水道、下水道料金の減免が示されております。ぜひ、上下水道局としても、市長に市民生活支援として我が局で減免を実施したいと前向きに御提案していただきたいと思えます。それが市民の安心につながり、水道事業への評価もさらに高まることになると思えます。単費でやってくれとは言っていません。交付金の活用と一般財源を入れることによって、物価高騰対策、十分可能だと思います。これは要望といたします。

次に、公文書の第2質疑に移ります。

私は、これまで市の職員の皆様、そして、OBの皆様から、行政とは文書であるという言葉は何回も何回も聞いてきました。そのたびに、真摯に仕事を全うする皆様の姿に大変感銘を受けてまいりました。

しかし、残念ながら、今回いただいた御答弁からは、市民への信頼回復の本気度が見えません。市として、信頼回復を制度として担保する意思がないと受け止めざるを得ません。

繰り返しますが、文書管理規則は、あくまで内部の事務処理ルールです。解釈と運用をつくり、研修しても、その作成から点検まで、執行部内で解決します。規則に限界があるからこ

そ、同じ問題が繰り返されているわけです。

では、どうしたらいいのでしょうか。公文書が市民の財産であり、市民への説明責任、検証可能性、透明性などの基本原則を文書管理条例により明文化して、市民にしっかりと示すこと、そして、文書管理審議会などの設置で第三者機関がチェックを行うこと、さらに議会へ文書管理の年次報告書を提出することでさらにチェックを高めること、最低限これらを今の規則の外に置いて、統治の骨格としなければならないと考えます。法に基づく条例は、議会関与の下で全庁共通ルールを固定し、現場の迷いと担当者次第の運用をなくします。ひいては、それが職員お一人お一人を守る基準ともなります。

市長にお伺いいたします。

今議会で、市民の代表である4人の議員が公文書の不備について質疑をしました。これだけの不安が出ています。職員研修の最終責任者は市長ということですが、市長、今の公文書管理は市民の信頼を得ているとお考えですか。そして、今回の研修などで信頼回復はできるとお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今議員から御質問ありましたが、我々が本気で考えていないということではございません。情報公開審査会からの附帯意見を受けまして、それを真摯に受け止めて、改めていま一步踏み込んだ形での取組をやっていこうと考えております。

今言われたような第三者機関のチェックでありますとか、そういった形でルールを厳格化するよりも、まずは現場の実務に即した規則の運用を示す、それをしっかり研修することで、職員の組織文化っていうのをしっかりつくっていきたいと考えております。そちらのほうが即応性もあると思っておりますし、これまで以上に実効性のある文書事務の定着に資するものと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）今までも、研修などで、度々、1年に1回は研修をしてきたと聞いております。しかし、度々このような文書不在の状況が起きているわけです。もちろんルールの厳格化を庁内ですることは大切だと思います。しかし、そこに条例制定で議会にも関与させていただけないでしょうか。

ここで、総務省から来られた江口副市長に御質問したいと思います。

国は、文書管理について、省庁の規則ではなく、なぜ法に定めたのでしょうか。あわせて、住民共有の知的資源として、文書管理、知る権利の保障、市民への信頼など、住民福祉向上の観点から、自治体の公文書管理において、条例よりも規則のほうに優位性があれば具体的に御教示ください。

○議長（中村義雄君）江口副市長。

○副市長（江口哲郎君）突然のお尋ねでありまして、国の公文書管理法と国の政省令の関係、

これは詳細に把握してお答えするという事はできないんですけども。後段御質問ありました、条例と規則で特に規則のほうが優位性があるとか、そういったことがあるとは考えておりませんが、先ほど来答弁にありますように、今議員の御指摘ありました透明性ですとか文書原則、こういったものは公文書管理法で既に明文化されて規定をされております。これは条例にするにせよ、我が国の公文書管理法に既にそういった原則はこちらにあるということで、公文書管理法の第34条第23条ですか、これを受けて自治体にはそれに伴う適正な文書管理の努力義務があるという立てつけになっています。この文書管理というのは、行政の内部事務でありますので、これをしっかり文書管理法の趣旨、規定にそぐう形で規則を今定めてあるということでもありますので、我々の文書管理規則、これに違反した場合は、当然、公務員として規則への違反に対して罰則、公務員法上の罰則ということもこれは関わってくるわけでもありますので、立てつけとしては、しっかりとした法体系の中で今我々の公文書管理は行われているということかと思っています。その中で、実効性を上げる、あるいは、先般の審議会からの答申の附帯意見、これを受けて文書管理の在り方をより一層実務的に、また、中身を上げていくという観点からお答えを申し上げていると考えております。

○議長（中村義雄君）54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）当時、2009年に公布された公文書管理法、消えた年金や薬害肝炎の患者リストの放置や自衛隊の給油日誌の誤廃棄などが起こっていて、大変な国民的問題になったと思います。このときに、省庁の内部ルールから法に基づく共通ルールを作成しようということで、この法律ができたこと認識しております。そして、そこに文書は国民の共有財産、主権者である国民にこの文書がもう開かれたわけです。きちっと明記されたわけです。ここが大きな違いだと認識しております。

私は、今回の予算要望でも、江口副市長に庁内のガバナンスとコンプライアンスについてきっちりしてほしいということも要望しました。お話をしました。市役所の中のルールだけではなく、やはり一段格上げして、市民に開かれた条例にすることが私は大事だと思っています。

市長にはお答えいただけませんでしたでしたが、市長は公用車の運行日誌がなかった問題で、気づいたときが変えるときだと運用の改善を意欲的に述べられました。私は、市長の姿勢を高く評価しております。

そして、今、その変革が最も求められているのが公文書の管理です。前市長より先送りされてきた課題だからこそ、今決断をする意義があります。

再度、伺います。

市長御自身が先頭に立って、実効力ある再発防止策として、公文書管理法に基づく文書管理条例を自ら作成するおつもりはございませんか。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）重ねての御質問でございまして、先ほど担当局長、あるいは、副市長からの御答弁に尽きていると思いますけれども、やはり長年積み上げてきたこの文書管理の規範、これが北九州市にもあるわけございまして、そうした中で全職員が共有すべき行政倫理として、今ある規範、この有用性を否定するのではなくて、しっかり誠実にそれをしっかりと運用していく、これが私たちにとって課せられた責任だと思えます。今あるこの規範というものをしっかりと磨き上げて、これが確実に徹底して、そして、そうした文化がさらに、さらに強化され、そして、さらに醸成させていく、そして、高めていくということこそ、そこが大事だと思います。そうした私たちの職員の文化、こういったものを改めてもう一度見直し、点検しながら、しっかりとそれを高めていく、そこに全力を注いでいく。そして、それを早くやっていく、これが大事なことだろうと考えております。

○議長（中村義雄君）54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）規則には、繰り返しますが、内部規則ですので限界があるんです。もし、今回も規則の運用、解釈と運用の整備、研修の徹底といった内部対応にとどまるのであれば、市民の信頼回復にはもう到底足りません。

条例は、地方自治法の枠組みの下で、議会から提案し、制定することも可能です。報道でも、中村議長が定例会見で、市の考えが議会として不十分であれば、議員立法による条例作成も選択肢になり得るという趣旨を述べられています。私も、市が自ら条例化しないのであれば、議会として条例の提案を検討せざるを得ない局面だと考えております。

参考までに、北九州市文書管理条例案を議場配付の資料に入れました。第1条に、公文書管理法にのっとり、公文書を市民共有の知的財産と位置づけ、検証可能性と説明責任を制度目的として明確化しております。そして、検証の制度として、公文書の管理について様々な条目を設けております。公文書管理審議会の設置も提案しております。これは、個人的な私の私案にすぎません。これでやれと言っているわけではありません。本来でしたら、行政が自らもう大なたを振って、市民への約束として、もう二度と文書の誤廃棄や文書の不在は起こさないんだという意思の表明としても、条例を制定していただきたいと思えます。市長、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）繰り返しになりますが、恐らく議員も、目的としましては、しっかり市の職員が文書管理規則に基づいて文書管理をしっかりとやってほしいということが目的だと思いますので、我々としてもそこは同じだと思いますので、まずしっかり職員に解釈と運用をつくって周知をしていくことで、そこを推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）繰り返しますが、目的は同じでも、内部ルールには限界があるから条

制定
例制定をしてほしいと言っております。市民への約束として、信頼回復として、ぜひ条例改正
をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（中村義雄君）進行いたします。57番 井上議員。

○57番（井上純子君）皆さん、おはようございます。変革と成長の井上純子でございます。

まずは、傍聴にお越しの皆様、そして、ネット中継、ケーブルテレビを御視聴の皆様、いつもありがとうございます。

今回の質問は、北九州市の成長を加速させたい武内市長に対し、成長加速を後押しするため、市政変革の加速を目指す質問といたします。これまでは聖域とされていたことに目を向け、武内市長が目指す聖域なき北九州改革として取り上げます。議場配付資料も用意しておりますので御覧ください。

1つ目に、地域コミュニティ運営の透明化についてです。

本市の町内会加入率は、核家族化や共働き世帯の増加など、社会背景の変化により、直近10年で約10%、30年で見ると約35%も減少しています。そのような中で、高齢者の在宅生活や子育て世帯の見守り、地域防災の必要性から、地域生活をどのように守っていくのか。地域コミュニティの在り方が課題となっています。

そこで、本市は、2040年、15年後の地域コミュニティを想定したビジョンの検討を始めています。このコミュニティビジョンの目指す未来像として、多様な主体による全世代参加型地域コミュニティを掲げ、そこから逆算した具体的な取組のアイデアとして、デジタル技術の活用、地域の拠点、居場所の確保、地域団体の目的や役割のスリム化、効率化などが記されています。

まずは、このビジョン検討に併せて、昨年8月から9月に、地域活動へ参加していない層を中心とした現状、ニーズを把握するためのアンケートを実施していただいたこと、かねてからの要望でありましたので感謝しております。しかし、アンケートには抽象的な設問しかなく、検討会議のメンバーも既存の地域団体関係者のみで、本質的な課題には向き合えていないと考えます。

ここで、実際に起きている町内会のトラブルとともに、町内会に関連する組織体制について問題提起いたします。

こんな町内会は嫌だ。1つ目に、町内会の会費から市議会議員の政治資金パーティー券を購入しちゃう町内会上部組織。もちろん町内会員の合意はなく、決算報告と実態は異なります。この実態は、関係者からの密告がなければ、地域で加入率を上げようと努力する町内会長や会員は知る機会もありません。

2つ目に、子供は地域の宝と言いながら、上部組織の自治連合を脱会した町内会の住民や町内会未加入の家庭の子供の地域行事への参加を排除する地域があること。区自治総連合会には、町内会未加入世帯分まで計上された地域振興補助金があるにもかかわらず、サービスに差

が出る始末です。

3つ目に、町内会の上部組織である各区自治総連合会は、ほとんどの収入源が地域住民の生活向上と福祉の増進という目的の地域振興補助金と町内会員からの上納金から成り立つにもかかわらず、役員や区長たちの1泊2日の視察研修に年間数十万円から100数十万円も消費されていること。さらに、市政だよりの配布作業に対する報酬も、区自治総連合会と市の契約によって、報酬の配分を上部組織に手厚く、現場町内会員へ少なくする区まで存在いたします。これらは全く公開されていない事実です。

以上、指摘した内容は、検討会で議題に上がっていないので、目をそらすことなく、あえてこの場で言葉にさせていただきました。

町内会は、任意加入の民間団体であります。加入後の負担軽減だけが問題ではなく、安心して運営を任せられる地域コミュニティー組織であることも重要であります。だからこそ、新たなコミュニティビジョンにおいて、これまでの地域団体の垣根を越えた新たな地域コミュニティーへの再構築に大いに期待いたします。

そこで、伺います。

1点目に、町内会などの不正な会計処理や会計ミスの防止に加え、会計処理の透明化を図るためのオープンデータ化に向けて、デジタル技術を活用することを求めます。見解を伺います。

2つ目に、地域振興補助金を含めた市と自治連合組織の関わりを公共性及び公平性の観点で抜本的に見直すべきです。これは見解を伺いたいところですが、要望といたします。

2つ目に、空港アクセスのアップデートについてです。

全国的にコロナ禍明けで、インバウンド含め、国内外からの人の動きが戻る中で、本市は、インバウンド旅行客、空港の旅客人数、コロナ禍前まで戻り切らず、伸び悩んでいます。特にインバウンドは、北九州空港に国際線が誘致されるかどうか大きな影響を受けるため、令和8年度は、台湾便を含め、新たな国際路線の就航に大きな期待が寄せられています。

ここで問題提起したいことは、空港アクセスです。

これまでの議会でも要望が出された東九州新幹線を直接空港に乗り入れるアクセス鉄道は、大変魅力的であり、町の成長にとって大きく飛躍する原動力になることは間違いありません。しかし、今年1月に関係自治体が参加する総決起大会を初めて開催し、国へ要望書提出に至っている段階であり、直近の北陸新幹線金沢～敦賀間の事例を見ましても、国の公示と整備計画決定から路線開業まで約50年間を要しています。つまり、アクセス鉄道は、かなりの時間を要する壮大なプロジェクトであるため、現時点では夢の計画と言えます。

そのような中で、武内市政になって、町の成長加速に向けた北九州空港大作戦、特に旅客の増加に向けた空港アクセスの強化として、令和7年度からバスの増便や空港最寄り駅である朽網駅への特急列車の停車、さらに令和8年度には、特急停車本数が1日10本から16本に増加や

台湾便の就航の発表もあり、大変期待しているところであります。

そこで、この空港大作戦がより効果を上げるために問題提起いたします。

皆さん、エアポートバス、特に朽網経由で移動されたことはありますでしょうか。実際に韓国から帰国時にインバウンドと共に動線を確認してみましたが、とにかく使いにくいというのが一言であります。まず、空港からエアポートバスを利用する人の待機空間の課題があります。実際に寄せられた声でもありますが、空港到着後のバス待機時に屋外で長時間並び続けるという点です。これはタイミングのいいバスがないことが原因ではありますが、夏や冬など季節によっては苛酷な環境と言えます。この手段でしか移動できない利用者にとっては、予約制でもないため、並ぶしかない現状があります。

さらに、現在のバス増便は、費用対効果の低い投資であることも問題です。バス増便に向けて、令和6年度は西鉄バスにバス3台を購入し、令和7年度からバスを小倉便を1日8本、朽網線を26本増便しています。しかし、そもそも令和6年度のバス定員を基準とした乗車率は、平均約26%と低く、これを増便した結果、令和7年度は12月末時点で小倉、朽網線ともに低下しています。また、飛行機のダイヤと合わない場合は、機材の効率化のため、ゼロ人利用、回送状態のものも発生しています。

そこで、伺います。

空港アクセスの強化の方針には大賛成であります。現在投じる約1億円の予算を小倉駅乗換路線を中心とした増便ではなく、今後観光需要の伸びが期待される関門エリアの集客を取り込むため、門司港レトロ発着の路線を設定してはどうか、見解を伺います。

2点目に、空港到着後の交通アクセスについて、利用者目線で柔軟なダイヤ対応ができない理由は、運転手の確保や機材繰りだと聞きます。そこで、少人数の利用も可能な柔軟な運送体制を取るため、道路運送法で規制緩和された公共ライドシェアを導入し、第一種免許、かつ、普通免許で運転可能なジャンボタクシーによる空港アクセスを検討してはどうか、見解を伺います。

最後に、3つ目です。市内建設業界の持続的な発展について伺います。

この業界における問題提起や要望は、これまでも行われてきたものであります。政治と公共工事の関わりは根深く、市議の企業献金元としても、建設工事の市の登録業者は約3割を占めています。

今回、私は、あえて献金を受け取らない立場の市議として、公金依存脱却の建設業界の実現を目指して問題提起と要望を行います。

建設業を持続可能な業界とするため、人材育成やケンセツ男子・ケンセツ女子のPRや事業継続に必要な労働力問題を解決しようと、DX、ICT化支援や従業員の処遇改善に積極的に取り組む事例を横展開など、本市としても地元建設業界の支援に取り組んでいます。

しかし、現在、建設業界から寄せられる声は、仕事がない、3割も収入が減って事業が成り

立たないという切実なものです。

市内における公共工事は、これまで中小企業振興条例による地元企業優先発注により、令和6年度の建設工事の契約件数では、市内企業は約99%占めており、決して市外企業へ発注を増やそうとはしていません。しかし、新たに調査して分かったことは、公共工事の発注額が減っていることです。建設工事の市内発注額は、決算ベースで武内市長が就任した令和4年度と直近令和6年度を比較すると、約2割減少しています。

公共工事における支出は、本市が財政危機の町だと評価される一番の原因である市債残高に大きく影響を与えるものです。財政健全化を公約に掲げた武内市政として、建設費が高騰する中で抑制する方針は賢明な判断であると評価しています。

一方で、武内市長は、民間投資によるまちづくりを目指しています。リビテーションによる再開発は加速し、小倉、黒崎都心部でのマンション建設やオフィスの建設に加え、企業誘致による投資発表額も、市長就任後、令和5年度には2,581億円、令和6年度は3,886億円、令和7年度12月末時点でも7,321億円と過去最高を記録しており、これからの数年の大きなビジネスチャンスに注目が集まっています。つまり、町の開発事業は、税金依存から民間投資への転換が始まろうとしています。

しかし、残念ながら、公共工事を専門としてきた地元事業者では、実績やノウハウが足りないこともあって、全く受注機会がないとも聞きます。市場競争としては、競争力、技術力をもってある一定、とうたされることはやむを得ません。しかし、公共インフラの維持管理、災害時の緊急工事には、地元建設事業者の存在が欠かせません。

そこで、武内市政における民間投資で稼げる町に向けて、地元建設業界の技術力向上、企業誘致に伴う開発や維持管理などにおいて、地元建設業界が民間工事を受注する機会の創出などにも取り組んでいただきたいと要望して、第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目2つ目、空港アクセスのアップデートというお尋ねございました。

門司港レトロ発着の路線を設定してはどうかというお尋ねございました。

北九州市の新ビジョンに掲げる稼げる町を実現していくためには、成長エンジンである北九州空港のアクセス強化の取組は大変重要でございます。このため、空港アクセス強化につきまして、交通事業者や空港関係者が一丸となった取組を進めた結果、北九州空港の最寄り駅である朽網駅への特急停車やエアポートバス小倉線、朽網線の増便が実現し、市西部方面との所要時間の短縮や混雑時の輸送力の増強など、大きな成果が出ているところであります。

また、取組開始後も利用者の皆様の声を伺いながら、交通事業者と協議、調整を継続しておりまして、朽網駅特急ルートにおける決済手段の複数化、小倉駅と北九州空港間の割引切符の造成、バスや駅における多言語案内表示の充実など、さらなる利便性の向上に向けた取組を進

めてまいりました。

さらに、今月には、朽網駅への特急停車本数が10本から16本に朝夕を中心に増強されることとなり、特急が接続する国内線の航空便数は11本から21本へと約2倍となります。これに加えて、航空便と鉄道の乗り継ぎをより円滑にするためのバスダイヤの設定を行うということによりまして、航空便到着から黒崎駅到着までの所要時間が平均16分短縮するなど、空港アクセスの利便性が向上することとなります。

議員御質問の関門エリアとの空港アクセスにつきましては、以前直通バスが運行されており、平成18年から平成22年度の運行時は1日8往復で、利用者は1便当たり平均4人、令和元年度の運行時は1日1往復で、利用者は平均1人でありました。このように利用者が少なかったことから、路線が継続されないこととなりましたが、今後、北九州市が観光大都市としてのプレゼンスを高めていく過程においては、その強化を考えていくことも重要な視点になり得ると認識をしております。

一方で、現在の北九州空港から門司港レトロへのアクセスにつきましては、エアポートバスでJR小倉駅、または、朽網駅まで行き、鉄道に乗り継ぐルートがございます。特に、JR日豊本線は、朽網駅から門司港駅まで乗換えなしで移動できる時間帯がありますことから、これらのルートの周知や乗換案内の強化等の取組を進めることが重要であると考えております。

このため、北九州市といたしましては、門司港レトロを含む観光地までの移動の快適性、利便性を高めるため、まずは現状のルートでの多言語対応を含む案内強化や待合環境の改善など、交通事業者とも連携をいたしまして、さらなる利便性の向上に向けた取組を着実に進めてまいります。

加えて、新たなアクセス強化に向けて、北九州空港と門司港レトロ、唐戸市場といった観光拠点を船で結ぶフライアンドクルーズの実証運行を昨年3月に行い、定期運行を行うに当たりましたの様々な課題を確認いたし、可能性を探っているところでもございます。令和8年度は、門司港レトロにつきましては、観光スポットを巡るオープントップバスの運行開始や関門エリアにおけるホテルの開業など、新たな観光需要を喚起する動きも出てきております。

こうした門司港レトロ地区を取り巻く環境の変化を踏まえまして、関門エリアとの持続的な空港アクセスの強化の取組につきましては、交通事業者等と連携して考えてまいりたいと存じます。今後も、稼げる町の実現に向けて、空港アクセスの強化に全力で取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）地域コミュニティ運営の透明化、町内会等の会計処理の透明化を図り、オープンデータ化に向けたデジタル技術の活用についての御質問にお答えいたします。

町内会等の地域団体は、住民による自治組織であることから、予算の使途や会計の方法は各

団体の規約等や加入者による合意に基づいて自主的に決定されることが基本でございますが、団体に対する信頼感を高め、新たな加入者や活動への参加者の増加につながるように、適正な予算執行や会計の透明化を図ることは重要と考えております。

こうしたことから、北九州市としましては、これまで自治会運営の手引を作成しまして、会計処理や監査のポイント、必要な様式の例などを提示したり、各区で新任の町内会長を対象とした相談、助言や研修を実施するなど、適正な会計処理に向けた働きかけを行ってまいりました。

議員御指摘の会計処理へのデジタルの活用につきましては、行政として一律に強制する性格のものではございませんが、それぞれの地域団体において、組織の規模や体制、自らの規約等に合わせて適したものを選択し、活用している場合もあると認識しております。

一般論といたしまして、デジタルの活用は、収支の記録や加入者への説明資料の作成を容易にし、団体内部の運営を効率化するとともに、役員間の情報共有や引継ぎを行いやすくして業務の属人化を抑制するなど、地域運営の適正化や負担軽減、また、適切な情報の共有、公開にも資する手段の一つと認識しております。

いずれにしましても、町内会等の地域団体がより地域に開かれ、多くの市民が活動に共感して参加するプラットフォームとなるよう、行政といたしましても、会計のデジタル化を含め、先行事例の紹介や団体同士の情報交換の場の設定、専門家の派遣等、今後とも個々の状況に応じまして適切な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）最後に、大項目2つ目の空港アクセスのアップデートにつきまして、公共ライドシェアを導入し、ジャンボタクシーによる空港アクセスを検討してはどうかという御質問についてお答えいたします。

北九州空港のアクセス利便性の向上は、北九州空港の安定的な運営を図る上で極めて重要であると考えてございます。議員御提案の自家用車を用いた旅客輸送、いわゆる公共ライドシェアにつきましては、全国的な運転手不足が深刻している状況を踏まえ、国において制度が整備されているところでございます。

地域の移動手段の確保は重要な課題でございまして、その対応に当たっては、まずは道路運送法の許可を受けたバス、タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討することが基本であると考えてございます。その上で、既存事業者による輸送サービスの提供が困難な場合、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた公共ライドシェアを活用することが適切であると考えてございます。

他方、現状の空港アクセスにつきましては、その中核を担うエアポートバスにおきまして、バスを運行する西鉄バス北九州が、運転手不足や車両の老朽化などの課題が顕在する中でも、運転手や車両を融通しながら、航空便のダイヤに合わせた安価で使いやすいサービスを提供し

ていただいているところでございます。

また、タクシーにつきましても、供給体制不足への対応として、昨年8月、北九州区域で営業を認められていない京築交通圏所属のタクシー事業者が、一定の要件下で空港での営業区域外旅客運送を認められるなど、円滑な輸送の実現に取り組んでいるところでございます。

このような状況を踏まえ、引き続き現在提供されているエアポートバスやタクシーといったサービスをしっかりと定着、浸透させ、その運行体制の維持、充実を図ることが重要と考えており、これらの輸送サービスを最大限活用することにより、持続可能な空港アクセスの確保に努めてまいりたいと考えてございます。答弁は以上です。

○議長（中村義雄君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）御答弁ありがとうございます。

まず、地域コミュニティーのデジタル化について、これは質問にしたかったんですけど、ちょっといろいろ空港でたくさん言いたいことがあるので、要望にしたいと思っています。

今答弁がありましたように、住民の自治連合会が自主的な自治組織ということで、適正な会計処理も呼びかけてきた。それは、不適切な会計処理を呼びかけるはずがありませんから、適切な会計処理を呼びかけることは当たり前に来てきたとは、そこは認識しています。ただ、起きちゃうんですよね、人間がしているから。先ほど答弁があったように、会計担当の方の負担が大きいとよく現場でも聞きます。だからこそ、属人的に長期間会計担当をしてしまい、閉鎖的だからこそ、こういったトラブルも環境的に起きてしまうだろうと。役所の職員だったら、3年異動でこういったことを防ぐようにしているにもかかわらず、なかなか現場というのは人材がいまませんから、そういった環境からのこういった不正が発生しているとも思っていますので、デジタル化というところを具体的に提案して実行していただきたいということは要望するんですが。1つ、会議も負担だという声がありまして、毎月、いろんな構造の自治組織がある中で、もう毎月のように会議の資料が下りてきて、役員が集まって会議することがきつい。オンラインでLINEでもしてもいいですよということを市は奨励して促進しているんですが、実態としてできない理由として、会議の資料が紙で届くっていうんです。紙で届くから、コピーで焼き増しして人数分配しないと、集まって渡さないといけないっていう、もうアナログなんです。ですから、デジタル化を進めたいのであれば、今後ハイブリッドでこの過渡期を乗り越えなければいけないと思っていまして、まず資料をデータ化して、プラットフォームからダウンロードできるようにすれば、オンライン化がすぐ進むと思います。多くの方がもうLINEでデータを送るぐらいできますから、多くの世代が。ですので、まず情報ソースをデータ化していく、ここからがデジタル化の始まりだろうと思っておりますので、要望させていただきます。

あと、加えて要望なんですけれども、自治総連合会、自主組織なんですけれども、これは紹介なんですけど、大阪市を最近視察したときに、橋下市長の時代に地域振興補助金をなくしたと言

われていました。なぜなら、そういったコンプライアンス、ガバナンスのところ、干渉を市ができないにもかかわらず、加入、未加入と公平性も欠けるということで、公共性に疑義があるということでやめたと。その分、北九州市でいうまちづくり協議会に出している地域統括補助金、ここを手厚く、公共性のある事業に一本化したという、こういった事例もありますので、ぜひ参考にさせていただきたいなど、これは要望します。

空港アクセスです。まず、市長、答弁ありがとうございます。門司港路線、過去確かに採算が取れないということでした。人数が4人とか少ないという話だったんですけど、もう既に朽網線もめちゃくちゃ少ないんです。乗車率20%弱ぐらいですか、もう下がってしまって、今平均で言ったらもう5人ぐらいしか乗っていないんです、朽網線でさえ。私は、この赤字のことを全く問題だと思っていません。むしろ黒字だったら民間が当たり前に事業化しているわけで、民間ができない、要は赤字だから、行政が投資として、今、空港アクセスを起爆剤として挑戦されていると思っておりますので、赤字だからこそ、いろんな手法、可能性を探ることに、フライアンドクルーズもそうなんですけど、どんどん挑戦してほしいなと思っています。

あと、朽網線をどうしても起点で今いろいろと議論されている、方針をされているんですけども、インバウンド目線になったら分かると思うんですが、いろいろと今多言語の表示もありがとうございます。進んでいます。ただ、乗換えが面倒なんです、はっきり言うと。大きな荷物を持っているんです、キャリーケースを持って。朽網線のハード的な課題があって、エスカレーターがない。エレベーターはあっても、車椅子が乗れる程度で、なかなか移動がスムーズにできないという課題もあります。インバウンドの目線になれば分かるんですけども、乗換えを失敗したくないんですよね。遅れてしまったりは国際線に乗れなかったりしますので。ですから、やはり確実に宿泊地に、観光地に行ける、こういった乗換えがないバスというのは貴重な輸送手段だと思いますので、ぜひここは検討していただきたいと思います。

1つ、第2質疑させていただきたいと思います。

文書の中でも言ったんですけども、空港から乗るバスの待機場所に課題があります。到着ロビーに降りて、どういったバス、どこ行きのバスが何時に出るかとか、全く表示がなくて、バスの券売機がぽつんとあるだけなんです。さらに、知っている人だけ屋外に並んで長時間待たなければいけないと。できれば、ここに、中にベンチがあって座れるようにしたり、バスの案内表記とか、理想は、ほかの空港を見たら分かりますけど、電子表記があったり、電子掲示板があったりと、時刻の案内もあったりするんです。そういった乗りやすさ、ただ本数増やしましたよじゃなくて、乗りたくなるようなバス環境にさせていただきたいと思っていまして、空港の待機場所の改善についてぜひ進めていただきたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）空港の待機場所を快適にしていってということは、重要な問

題だと認識してございます。このため、北九州空港のエアポートバスの時刻案内につきまして、これまでバス切符売場の横のスマートバス停やターミナルビルの出入口付近のデジタルサイネージの設置ですとか、バスの行き先別に時刻案内を行うような取組を進めてまいりました。

また、バスを運行する西鉄バス北九州さんと、出発までのバスの中で待機できるような運用ですとか、案内員によるターミナル内でのバス待ちの呼びかけなど、運用面での対応についても協議を行っているところでございます。

加えて、施設面についても、施設を管理する国の空港事務所ですとか北九州エアターミナルと連携して、より快適な待合環境の整備に向けて検討をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○議長（中村義雄君）57番 井上議員。

○57番（井上純子君）前向きな答弁ありがとうございます。

インバウンドだけでなく、市民、国内線の利用者からもこのような声が届いておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

最後、空港アクセスの関連で幾つか要望させていただきます。

まず、小倉駅から空港バスを使わせる動線を考えてほしいんですけども、在来から改札を出た後に、ほとんどエアポートバス乗り場の表記がありません。北口に行くのか南口に行くのかも分からない状況なんです。今、新ビジョンのキャラクターの垂れ幕を掲げていたり、デジタルサイネージでイベントPRしていますけれども、やはり動線案内をもっと小倉駅内で強化していただきたいと思いますということを要望させていただきます。

次に、朽網駅の特急列車の停車、増便に関わるものなんですけれども、今、空港から朽網駅へのバスを用意しているんですけども、快速便が僅かで、多くがその途中で5か所のバス停に止まるんです。少しでも早く移動させようと思うなら、私乗ったんですけど、乗降客はほとんどいないんです、途中の5か所に。ですから、こういったところ、もっと快速便を増やしていただきたいと思いますということを要望させていただきます。

あと最後に、八幡エリアの空港アクセスにつきまして、黒崎路線が減っているという声もいただいております。黒崎線、確かに乗る方は少ないんですけども、そもそも八幡西区の方というのは黒崎駅まで行くことが大変なんです。ですから、引野や千代高速インターのほうが利用がしやすいという声がありますので、ただ朽網線の路線、JRで来てくださってというのは八幡エリアには苛酷な条件でありますので、ここは市民の足として、もう逆に極端なことを言うとう福岡空港行きでもいいです。空港に行く足、これは八幡エリアの方は確保していただきたいということは、公共交通の足として要望させてもらって、以上、質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。15番 西田議員。

○15番（西田一君）皆さん、こんにちは。自民党の西田でございます。

今日は3月3日、ひな祭りということで、この議場にもたくさんのおひな様がおられますね。傍聴席も拝見しますと、たくさんおひな様いらっしゃって、ひな人形のお飾りのようになっています。華やかな中、質問させていただきます。

それと、3月ということで、旅立ちの季節でございます。卒業生、卒園生、あるいは、退職される方々、お別れの季節でございます。おめでとうという気持ちとエールを送らせていただきたいと思います。ぜひ、新しい人生のステージでも頑張ってくださいなと思います。特に小学校6年生、卒業される皆さんは、6年前の入学式っていうか、コロナ禍で入学式がありませんでした。初めて学校で友達に会ったのも、たしか5月のもう下旬だったかと思います。非常につらい小学校生活のスタートでしたが、無事に6年生を迎えて、今回卒業されるということで、本当に心からおめでとうと申し上げたいし、ここまで育ててくれた保護者はもちろん、先生方、そして、地域の方々に感謝してほしいなと思います。

それでは、ちょっと前置きが長くなりました。質疑に入らせていただきます。

まず、市立学校給食の無償化についてお尋ねします。

我々自民党・無所属の会だけでなく、この件は議会を挙げて求めてきました。市立小学校給食の無償化に関して、次年度予算案に反映されていることを評価します。

政府においては、昨年来、令和8年度からの小学校給食無償化に向けた検討が進められてきましたが、今般の衆院選において、我々自民党、高市政権、大勝させていただきまして、この無償化はほぼ確実に実施されると認識しています。まだ国会で審議中でございますが、速やかな予算の成立を求めたいと思います。

現時点では、政府が示した支援の基準額については、小学生1人当たり月額5,200円になると言われています。令和8年度の本市の小学生1人当たりの給食費は月額5,800円のため、600円分の不足となります。そのため、今回の予算案では、この不足分である月額600円を市の予算で賄うということになっています。

昨年の12月議会で決定した、今年1月から3月までの小学校6年生と中学校3年生の保護者負担金の減免に続いて、今回の小学校の無償化の実現について、我々の議会の要請にお応えいただいたことには感謝いたします。ありがとうございます。

そこで、お尋ねします。

まず、給食費の無償化については、これまでおおよそ1年間にわたり、庁内横断的に検討を重ねてこられたと思いますが、具体的にどのような検討がなされてきたのか、伺います。

次に、中学校給食に関しては、今後どのような減免を検討していくのか、伺います。

2つ目、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正についてお尋ねいたします。

子育て支援の中核をなす保育所などの児童福祉施設において、保育人材の確保は喫緊の課題です。人材が確保できないことで、職員の配置基準を満たせず、本来受入れ可能な児童が入所

できない施設も相当数あるようです。昨今の諸物価高騰の影響で、多くの施設は経営難に直面しており、人材確保や雇用の維持も非常に厳しい状況です。その結果、待機児童が発生すれば、本市の子育て支援に大きな支障を来すこととなります。そのような状況で、今回の条例改正案は、保育人材の確保に関して、一定の効果を期待できるものであると認識します。

一部改正内容に関して概略を述べます。まず、施設に配置する保育士の要件について、福岡県の区域に係る地域限定保育士を含むというものです。次に、保育する園児が少数の場合に、配置する保育士のうち一人は、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者としてすることができるようになります。これらにより、これまでよりも保育士の配置基準が緩和されるというものです。

そこで、お尋ねします。

まず、現時点で、本市には地域限定保育士が一体どれぐらいいらっしゃるかと考えているのか、伺います。

次に、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める人材とは、具体的にどのような人材なのか、伺います。

次に、それらの方々にどのように周知して、本市の子育て現場に就職していただくことを目指すのか、伺います。

3つ目、子育て家庭への配食サービスについてお尋ねいたします。

昨年の保健福祉子ども委員会の行政視察において、東京都大田区社会福祉協議会、以下大田区社協と申します、そこが行うほほえみごはんという配食サービス事業を視察しました。大田区では、令和2年6月、母親が当時3歳の女兒を8日間にわたって自宅に放置したまま旅行に出かけ、十分な食事を与えられなかった女兒は高度脱水症及び飢餓により死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。この女の子がどんな思いで亡くなったのでしょうか。胸が張り裂ける思いです。哀悼の誠をささげます。この事件を受けて、大田区社協では、二度とこのような悲惨な事件が起こることのないようにと、ほほえみごはんを開始したそうです。

事業の概要を簡単に御説明します。

月に1回、社協のボランティアである絆サポーターが、無料で、前回の議会では資料を提示したんですが、今回、すみません、出していません。食料品などを直接自宅の玄関先までお届けします。利用できるのは、0歳から18歳の子供がいる世帯で、希望する方は電話で申込みをするというものです。食料品などを届ける際に、地域の役立つ情報も併せてお届けします。訪問を重ねることで、家庭の様子を見守り、やがて子育てに関する相談を受ける機会も増えてくるということでした。

さきに述べたような子供が犠牲になる虐待事件、全国的に後を絶ちません。そのため、我々市議会では、平成30年に北九州市子どもを虐待から守る条例を制定しました。この条例による市民への啓発等の効果もあり、市への虐待が疑われる事案の相談件数は、条例の制定以前に比

べて増加しています。子供の安全を確保するためには、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域や社会資源と関係性を築くことが肝要であると考えます。

市内で家庭支援をされている様々な現場の方々に配食サービスの必要性を聞いてみますと、皆様が口をそろえて、あるにこしたことはないとお答えになります。本市では、既に認定NPO法人フードバンク北九州ライフアゲインさんなど、市民レベルで食品の支給事業が本格化しています。子ども食堂も市内全域に広がっており、企業や団体が子供たちへの食料支援を行う素地もできています。あとは、戸別に届けるだけだと考えます。

再びお尋ねします。

北九州版ほほえみごはん、実施すべきです。御見解を伺います。

最後、4つ目、RSウイルス感染症対策の実効性向上についてお尋ねいたします。

RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって引き起こされる呼吸器の疾患で、子供も大人も飛まつ感染、接触感染を経路として感染するインフルエンザやコロナと同類の5類感染症に分類されます。軽い風邪の症状から重い肺炎まで症状は様々ですが、特に乳児期では2歳までに90%が感染し、初期感染では4人に1人が肺炎などの下気道感染症となり、重症化のリスクも高いそうです。重症化すると6日間ほどの入院が必要となり、平均約37万円の医療コストが生じるとされており、さらにこの入院期間前後の保護者の付添い、これは家族への心理的、社会的影響、相当大きいものがあると思われまます。

一方、感染したRSウイルスを直接治療する薬剤は現状では存在せず、対症療法でしのぐしかないことも入院期間を長くしている要因と言えます。

現在、治療薬はありませんが、予防薬として2つの選択肢があります。1つは、2024年1月に薬事承認された母子免疫ワクチン、もう一つは、2024年3月に薬事承認された免疫抗体医薬品ベイフォータスです。

2025年11月19日に開催された第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、まずはワクチンであることから、法改正の必要のない母子免疫ワクチンを2026年4月から定期接種化する案が了承され、このことで今回予算案に含まれておりますが、抗体医薬品であるベイフォータスについては、2025年度中に予防接種法の対応などの議論を始め、母子免疫ワクチンの導入から後れを取らないように進めていく方針が打ち出されました。

ここで、母子免疫ワクチンと抗体医薬品の両方が必要な理由を簡単に御説明します。

妊婦がワクチン接種後2週間以内に出生した新生児、乳児、これは胎盤を介して十分なワクチン接種による抗体移行が期待できません。それと、生後6か月まででRSウイルス感染症の流行シーズンをカバーできない新生児、あるいは、乳児、これは移行した抗体が、胎盤を通して母子から赤ちゃんに移行した抗体が今度逆になくなってしまう、消失してしまうと考えられるため、これらについては母子免疫ワクチンの効果が低下するということが予測され、ベイフォータスの適応新生児には積極的な投与が推奨されていることになります。母子免疫ワクチン

だけでは、全ての新生児をカバーし切れないということです。だから、今回予算計上されている母子免疫ワクチンでは、新生児は全てカバーできないということです。

現在、本剤は、海外で既にアメリカ疾病予防管理センターも推奨しています。この抗体医薬品は、アメリカをはじめスペインやフランス、ベルギー、ドイツ、オーストリア、カナダなど、全ての新生児に対して予防投与が実施されており、その効果が実証されてきています。

乳幼児へのRSウイルス感染症による重症化の予防の手段、選択肢が広がった環境下で、全ての新生児をRSウイルス感染症による重症化から守るため、疾患啓発と同時に、国の定期接種化が始まるまでの間、母子免疫ワクチン接種でカバーし切れなかった新生児に対して、抗体医薬品での予防への助成についても、新生児だけでなく子育て世代の保護者、そして、医療従事者への負担軽減策として必要だと認識しています。現在、他の自治体では、高知県須崎市が2025年6月より、徳島県鳴門市が2025年11月より抗体薬投与への助成を開始しております。

繰り返しになりますが、今議会には、定期予防接種事業として39億7,500万円の予算が計上されており、この中には、新生児や乳幼児のRSウイルス感染を予防するため、妊娠28週から36週までの妊婦を対象としたワクチン接種の予算も含まれています。これは、予防接種法に基づく国の感染症対策として実施されるものであり、全額公費負担となっています。その重要性に鑑みて、本市でも積極的に接種を勧奨するため、市民に対する周知を徹底していくことが求められます。

そこで、お尋ねします。

まず、RSウイルス感染症に対する市民の認知度はどの程度なのでしょうか。現在の周知啓発の状況について、市の見解を伺います。

次に、啓発事業について、医師会等との連携を含めた体制強化を図るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、今回の母子免疫ワクチンの定期予防接種化のみならず、母子免疫ワクチンでカバーし切れない新生児に対しても、万全の重症化予防の観点から、抗体薬の投与等も含めて、RSウイルス感染予防の十分な体制づくり、そして、中長期的な戦略が必要と考えますが、見解を伺います。

以上で私の第1質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目4つ目、RSウイルス感染症対策の実効性について、市民の認知度及び現在の周知啓発状況についてのお尋ね、それから、医師会等との連携を含めた体制強化についてのお尋ねございました。

RSウイルス感染症は、発熱やせき、鼻水などの風邪症状を呈する呼吸器感染症で、2歳までにほとんどの乳幼児が感染すると言われております。多くの場合は軽症で済みますが、生後6か月以内の子供が感染した場合などは重い肺炎などを起こすことがあり、子供たちの健やか

な成長のために、その対策は重要であると認識をしております。

R S ウイルスの感染拡大を防ぐためには、市民お一人お一人が日頃から手洗いやせきエチケットを徹底し、症状がある場合はマスクを着用するなど、基本的な予防策を講じていただくことが必要でございます。そのことを市民の皆様幅広く知っていただくため、北九州市のホームページでは、R S ウイルス感染症の症状や治療方法、受診の目安等を掲載したページを設けるとともに、毎週市内の感染者の発生状況等、感染症発生動向週報を公表いたし、注意喚起を行っております。

また、これらの情報を医師会や市内の主要な医療機関、教育委員会等へ提供し、感染拡大を防止する取組に役立てていただいているところでございます。

さらに、子供を集団で預かる保育所や幼稚園等の従事者を対象とした研修会を毎年開催し、R S ウイルス感染症の基本的な感染予防対策等について啓発を行っております。

お尋ねの市民の認知度につきまして、正確に把握するという事は難しいですが、身近なかかりつけ小児科医等にも情報提供に御協力いただいていることから、一定程度は認知されていると思われまます。しかしながら、子供の健康を守る上では、さらに認知度を高めていくことは大切と考えております。

このため、流行状況に応じまして、きたきゅう子育て応援アプリによるプッシュ配信を行うほか、保育所等を通じた保護者への周知やSNSの活用などにより、個人に対しても直接情報を届ける取組につきましても、早急に対応してまいりたいと考えております。

他方、感染予防のための予防接種につきましては、集団予防を主な目的とするA類の定期接種として、令和8年4月からR S ウイルスワクチンの接種を実施することが国において決定をされました。これを受けまして、北九州市におきましても、今議会で実施に必要な予算を計上させていただいたところでございます。

今回、国が実施を決定したR S ウイルスワクチンは、母子免疫ワクチンでありまして、妊娠28週から36週までの妊婦に接種することで胎児に免疫が移行するものでございます。そのため、周知に当たりましては、該当する妊婦お一人お一人に対しまして、接種時期に応じた適切な案内を行うため、母子手帳交付時や母親学級等の機会に情報提供を行うほか、きたきゅう子育て応援アプリを活用することといたしております。

さらに、医師会とも協議を行いまして、妊婦健診の際にチラシを配布するとともに、かかりつけ医からワクチンの説明を行っていただくなど、接種対象者の状況に応じた丁寧な情報提供を行う準備を進めております。

今後とも、医師会や関係機関との緊密な連携の下、R S ウイルス感染症やワクチンに関する周知啓発体制の一層の充実を図り、子供の健やかな成長を支えるとともに、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めることで、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目の1つ目、市立学校給食の無償化について、給食費の無償化について、具体的にどのような検討がなされてきたのか。中学校給食に関しては、今後どのような減免を検討していくのかという2つの質問にお答えいたします。

北九州市では、これまで学校給食については、全ての子供たちが安心しておいしく食べることができるよう、食材費等が高騰する中でも保護者への追加負担を求めることなく、提供を続けてまいりました。

また、給食費の無償化の実現に向けて、令和7年4月、全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、国の方針と整合した持続可能な制度を目指して、財源負担等の在り方や既存の給付制度との整合性、対象範囲や実施時期などの制度の在り方等について検討を進めてきました。

これまで計3回、4月、8月、1月でございますが、プロジェクト会議を開催し、国における検討状況の共有、他都市の無償化事例を踏まえた北九州市における財源の検討、対象範囲、実施時期による試算、物価高が進む中での持続的な負担軽減の在り方等の議論を重ねたところでございます。

こうした中、令和7年12月、国が全国の公立小学校の給食費の無償化から抜本的な負担軽減の方針転換し、国から自治体に交付される交付金の基準額が示されました。この方針を踏まえて、北九州市においては、令和8年度は小学校について、国の基準額を超える部分を市が負担し、いわゆる給食無償化を実現することといたしました。

一方、中学校などについては、北九州市独自に給食費を無償化することは、給食の質を確保しつつ、持続可能な制度とすることが必要であり、国の財源措置がない中、現段階で直ちに実現することは難しいとの結論に至りました。

しかしながら、物価高騰の中、保護者負担を増やしたくないとの思いから、中学校などについては、令和8年度においても食材費高騰分は市が支援し、保護者負担額を据え置くことといたしました。

議員お尋ねの中学校について今後どのような減免を実施するかについては、給食費の負担軽減の実施に当たり、仮に北九州市が独自に財源を確保するとなれば、他の教育予算に影響を及ぼすことがないかという論点に十分留意する必要があります。

また、公立学校の給食費の無償化は、政党間の合意に基づき、国の制度として検討が進められてきた政策であり、まずは国の責任において持続的な制度実施のための恒久的な財源を確保していただくことが基本であると考えております。令和7年12月に国が発出した文書によると、中学校給食についても、小・中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討とされており、様々な機会を通じて、国に対し、中学校等に係る保護者負担軽減制度の早期創設に加えて、物価高騰に対する十分な財源措置についても要望してまいりたいと考えております。

いずれにしても、引き続きいかに責任を持って、持続可能で恒久的な仕組みを構築し得るかという観点に立ち、経済社会情勢や国の動向等を注視しながら、北九州市の給食費保護者負担の軽減の在り方について考えてまいります。以上です。

○議長（中村義雄君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 大きく2点、御回答させていただきます。

まず、1点目、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正につきまして、現時点における本市内の地域限定保育士の数、あと保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める人材の内容、そして、これらの制度についてどのように周知して、子育て現場に就職していただくのかという点についてまず御答弁させていただきます。

北九州市では、令和6年3月に策定した新ビジョンの重点戦略であります安らぐ町の実現に向けて、質の高い幼児教育、保育サービスの提供を目指すこととしておりまして、保育人材の確保と定着は重要な課題であると認識をしております。

このような中、福岡県では、さらなる保育人材確保を図るために、地域限定保育士制度の活用を内閣総理大臣に申請し、令和7年11月13日付で認定を受けたところでございます。地域限定保育士とは、地域における保育人材確保のために、特定の都道府県等のみで通常の保育士と同様に業務を行うことができる資格制度でございます。また、この地域限定保育士の登録から3年を経過し、かつ、1年以上地域限定保育士として勤務をしていただいた場合、保育士として改めて御登録いただくことで、全国で働くことが可能になります。

この制度につきましては、これまで国家戦略特別区域法に基づく特例措置でございましたが、令和7年10月1日施行の改正児童福祉法によりまして一般制度化され、内閣総理大臣による認定を受けた都道府県等で試験を実施することができることとなったものでございます。

福岡県の具体的な試験内容といたしましては、全国試験と共通の筆記試験の全科目を合格した者に対しまして、実技試験に代えて保育実技講習会を実施するもので、この講習会を修了すれば地域限定保育士としての資格を取得できるものでございます。

地域限定保育士の試験は、令和8年度から福岡県において実施されますことから、現時点におきまして、県内に地域限定保育士の方はおりませんが、先行してこの試験を実施されております神奈川県や大阪府の状況を踏まえると、一定程度の申込みが期待できるものと考えております。

地域限定保育士の北九州市内への就職につきましては、保育実技講習会の中で市内の保育所等に御訪問いただく保育実践見学実習も設定されておりますので、こういった機会を通じまして、市内の保育所等の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

次に、児童が少数となります時間帯における職員配置について、北九州市の保育所等の職員配置に係る各条例では、配置基準上必要な保育士が1名の場合でも最低2名の保育士を置かなければならないと規定されております。今回、そのうち1名を保育士と同等の知識及び経験を

有すると市長が認める者でも配置可能とする特例を設ける条例改正を行い、保育所等の負担軽減を図りたいと考えております。

この特例におけます市長が認める者とは、全国的な専門研修であります子育て支援員研修を修了し、必要な知識や技術を習得した保育補助者とすることを考えております。子育て支援員研修は、国で定めました基本研修及び専門研修がありまして、全7日間で子供の発達、保育の原理、安全の確保、乳幼児の生活と遊びなどの専門的な講義や直営保育所で実践を学ぶための見学実習などを行うものでございます。

また、子育て支援員研修は、これまで福岡県が開催してまいりましたが、今年度からは北九州市独自でも開催をしております。実際の研修の中では、受講者の皆様に、ぜひとも市内の保育所等におきまして、保育士をサポートする一員として、子供たちの健やかな成長に御協力いただきたいと強く働きかけを行っているところでございます。

今後も国の動向を注視しつつ、福岡県や保育関係者等とも連携をさせていただきながら、様々な取組を通じて、北九州市内における保育人材の確保と定着に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、子育て家庭への配食サービスにつきまして、北九州市版ほほえみごはん事業を実施すべきであるとの御質問にお答えさせていただきます。

北九州市では、子育て世帯の孤立を防ぐ取組といたしまして、子育て世帯訪問支援事業を実施しております。この事業は、要保護児童のいる家庭や虐待のおそれのある家庭をはじめとした家事や子育ての不安や負担を抱える御家庭に対しまして、所定の研修を受けた支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、食事の準備、洗濯、清掃、買物、育児、入浴等の支援を実施しております。この事業によりまして、生活を立て直していただくとともに、児童養護施設等で実施しておりますショートステイなど、ほかの支援事業の活用につなげ、虐待リスクの低減や家庭の孤立の解消を図ることができたという事例もございます。

また、虐待のリスクが高い世帯など、見守りが必要な世帯に対しましては、児童虐待の早期発見と適切な対応を図るために、地域のネットワーク構築を目的として設置されました要保護児童対策地域協議会の構成員でございます学校、保育園、幼稚園、民生委員や児童委員等の皆様と連携をして見守りを実施しております。

議員御提案の配食型の事業につきましては、その実態を具体的に調査をするために自治体2か所を視察してまいりました。その中で、ある市では、1つの区ではニーズがあったものの、別の区ではニーズがなく、地域の実情によってニーズに差があること、また、別の市では、利用件数の増加や物価高騰の影響を受けまして、1回当たりに配布する食料品の量を減らさざるを得ない状況が生じていることなどの課題に直面していることも把握したところでございまして、引き続きこれらの事例については状況を注視してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、児童虐待や子育て世帯の孤立を防ぐ上で、様々な形で見守りの目が増

えるということは重要なことと考えておりました、北九州市が実施しております子育て世帯訪問支援事業等は、配食型の事業と同様に、子育て世帯の孤立の防止等を図るなど、虐待リスクの低減にもつながっていることから、北九州市としては、今取り組んでおりますこれらの事業の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、大項目4点目、RSウイルス感染症対策の実効性向上についての残りの御質問に御答弁いたします。

RSウイルス感染症予防のため、令和8年4月からRSウイルスワクチンの定期予防接種が開始されますが、議員御指摘のとおり、ワクチン接種でカバーできない新生児への対応も課題の一つだと認識をしております。

議員から御紹介のありました医薬品ベイフォータスは、RSウイルス感染による重症化の抑制や予防を目的とした抗体製剤でありまして、乳幼児に投与することで約5か月の持続効果が期待されております。

このようにワクチンと同様の効果がございますが、抗体製剤は抗体を直接投与して免疫を人工的に得るものでありまして、自身の免疫機能を働かせて抗体をつくり出すワクチンとはその仕組みが大きく異なっております。このため、国においては、現行制度では抗体製剤を直ちに定期接種に用いる医薬品として位置づけることは困難であるとしております。

こうした制度上の課題や抗体製剤の効果等も踏まえ、国の審議会では、定期接種で使用する医薬品の一つに位置づけることについて、継続して議論が行われております。北九州市としましても、こうした国の動向を注視しているところでございます。

その一方で、ベイフォータスは、薬価が非常に高額であり、保険適用も重篤なリスクを有する乳幼児に限られておりますが、健康な乳幼児の感染予防にも使用可能な医薬品でございます。こうした点を踏まえ、今後、抗体製剤に関する市民への情報発信の在り方について、医師会とも協議をしたいと考えております。

RSウイルス感染症の感染予防の体制づくりや中長期的な戦略が必要との御意見をいただきましたが、国での議論が継続中でありますことから、まずは4月から実施されますワクチンについて、安心して接種できる体制の整備を着実に進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）御答弁ありがとうございました。

それではまず、市長にお答えいただいたRSウイルスから第2質疑させていただきます。

先ほど御答弁の中に、私が市民啓発に関して質問させていただいたんですが、一定程度御理解あるんじゃないかという御答弁をいただきましたが、一定程度というのが漠然としてよく分からないんですが、私、そんなに御理解いただいていないんじゃないかなと思っておりま

す。

実はなぜこの質問をしているかという、私の友人のお子さんがダウン症なんです。お子さんが小さい頃に医師から勧められて、抗体を、要は新生児から乳幼児期のときに抗体を投与したんだけど、それでも感染症になって結構肺炎で大変な思いをしたと。だから、抗体がもし投与されていなかったら、もうどんなことになっていたか分かんないんだよねっていう、そこから始まってこの質問に至っているわけなんです。だから、そういったお話も聞きますんで、そんなに市民の間で周知されていないんじゃないかな、知られていないんじゃないかなと思うんですが。

1つは、これは私の想像ですが、いわゆる風邪の症状から始まりますから、例えば医療機関でお医者さんがRSウイルスかなと思っても、結局、対症療法しかないので、風邪ですねということで、例えば解熱剤だったりとか漢方薬であったりとかということになるのかなと思うんですけど。要は検査しませんから、検査しないからRSウイルスかどうか分かんないということも考えられると思うんだけど、見解を伺います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの市長の答弁でも、市民の皆様の認知度について正確に把握することは難しいという形で、ただ身近なかかりつけの小児科の先生方にも情報提供を御協力いただいているということがございますけれども、議員のおっしゃられるように、RSウイルス感染症というのが、ほとんどが風邪の症状に似た形で、せき、発熱などで軽症で済むことも多いですし、また、あと薬、特異的な治療薬がないので対症療法が中心となるということでございます。そして、議員がおっしゃられるように、検査が保険適用になるものが限られておりまして、なかなか検査がなされず、確定診断に至らないケースが多いと聞いております。ですので、議員御指摘のとおり、医療現場ではRSウイルス感染症と確定診断されずに、いわゆる風邪というふうな診断をされているケースは多いのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）おっしゃるとおりで、インフルエンザであったり、コロナウイルスであれば、特にインフルエンザなんかはもう投与すれば治るみたいな特効薬はありますんで、検査するんでしょうけど、RSウイルスに関しては検査があまりされないんじゃないかということで、ぜひ、医師会等とももちろん連携して啓発事業をこれから進めるんでしょうから、そこは市民にもっともっと、特に妊婦の場合は、母子手帳の交付であったりとか、区役所窓口が必ず関わりますんで、先ほど答弁にもありましたけど、ぜひ妊婦に関してきちっとRSウイルスも含めて感染症の周知をお願いしたいと思います。

最後、抗体の投与、今回は、予算案は妊婦に対する予防接種の予算、これは国の施策がそのまま自治体に下りてきて、予算も含めて下りてきているだけでありますが、先行している自治

体、新生児や乳幼児に今度は抗体を直接投与するというをやっている先行自治体も既にありますし、重症化予防に関しては、抗体の投与っていうのは非常に効果的であると認識していますので、ぜひ、市長いつもおっしゃっています、国を待たずにやるんだと。特にこれはもう厚生労働省案件ですから、国を待たずに新生児、乳幼児の健康、命を守るということで、抗体の投与についても積極的に御検討いただきたいと思います。

次、市立学校給食の無償化について、今日、僕あまりがんがんやるような質問はないかなと思っていたんですが、教育長の答弁、ちょっとびっくりしました。というのが、先ほど答弁の中で、学校給食の無償化は国の公党間の約束で始まったことであり、国が責任を持ってやることだと。すみません、私の受け止めが間違っていたらすみません。まるで人ごとのように今答弁されたんで。一応、先に、もしそうだったら、そうじゃないと思うけど、先に説明させてもらおうと、給食の無償化は、我々議会でもう党派を超えて従前から申し上げてきたことで、しかも、子ども基本条例にもそれをうたっていますし、市民の署名もありました。もう従前から我々議会で訴えてきたことなんです。それを公党間の約束だから国が責任持ってやってねっていうのを答弁で、まずそれを言うのは、そこだけ何かおっしゃるとどうなのかなと。議会からの声もあったから検討したけどというような答弁をいただきましたかったなと思いますが、私の今の発言、どっか間違っていますか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）全体像といたしましては、今議員がおっしゃったように、私も議会からこれまでたくさんの御要望があったということは承知をしております。先ほど申し上げた、いわゆる財源等の事柄につきまして、国がしっかりと責任を持ってやっていくものであるという、そういう考え方を示したものでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）もちろん、何度も何度も今回答弁されていますように、財源の持続性がないと給食の無償化はもちろんできないんですが、とはいえ、昨年の2月定例会で市長が、予算調製権者の市長が、我々の給食無償化の訴えに対して、令和8年度からの実施に向けて検討するとおっしゃったわけです。我々は、確かに財源はあるけども、少なくとも市長がおっしゃったことは、国うんぬんではなくて、市としてと、私は、我々は受け止めたわけです。だから、教育長が先ほど公党間の約束だから何か知らないけど国が責任を持ってっていうのは、こどもまんなかcityを宣言している北九州市の市長なり教育長が言ってほしくないなと思います。

なので、質問させていただくんですが、こどもまんなかcity宣言について、教育の分野っていうのは入っていないんですか。

○議長（中村義雄君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）個別の分野といいますか、市としての立場を示したものでご

ございますので、広く言えば市政全般にわたって子供や子育て世帯を真ん中に据えて、子育てを社会全体で支えるということは、全局共通の概念かなと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）すみません、私が伺っているのは、端的にこどもまんなかc i t yに関して教育の要素は入っていないんですか。

○議長（中村義雄君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）こどもプラン等でも、教育の部分も含めておりますので、入っているとは認識はしています。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）ということであれば、教育長にお願いしたいのが、そのこどもまんなかc i t yを宣言しているわけですし、当然教育委員会に関しても、こどもまんなかということで教育行政されていると思うんです。ですから、財源の話は確かにあるんですが、中学校も給食無償化しなきゃ、本当の意味での学校給食の無償化と言うにはまだ足りないのかなと思っております。

この1年間、全庁的に年に3回されたといいますと、1年間、全庁的に給食無償化の検討をされたということなんですが、結局、結局、今回予算案を見てみると、国が小学校やるからうちもやります。予算に関しても、財源に関しても全て国ですと、重点支援地方交付金の補填も含めてということなんです。このことに関して、じゃあこどもまんなかc i t y宣言をやっている本市として、中学校給食の無償化、完全無償化について、財源も含めての議論は、あったんでしょうけど、結局やめちゃったわけですよ。財源がないということでやめちゃったわけですよ。ちょっとそこを確認させてください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）プロジェクト会議につきましては、そもそも財源の捻出であるとか、そういったことを議論してきたものでもございませんし、また、決定をするというところでもございませんでした。ですから、どういうふうな財源の在り方、負担の在り方があるのかとか、それから、既存の給付制度との整合性、それから、先ほど申し上げましたけど、対象範囲とか実施時期、そういった事柄について、まず検討を深めていったということでございます。以上です。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）教育長は、プロジェクトチームという教育委員会中心の会議の話ですけど、予算全体の話で申し上げさせていただきます。ちょっと少し基本的なことからいきますと、議員お尋ねの中学校給食を無償化するには15億円ですけども、そのうち10億円が今保護者負担ということですので、その10億円をどうするかということになります。もともと本市の今、令和8年度の予算構造からいいますと、税収等の歳入の部分で増えたお金っていう

のが大体88億円ございます。逆に膨張圧力という形で歳出で出ていくお金が177億円と。家計で言いますと、要は給料としてもらうお金に対して、出のほうはまだ90億円足りないという状況の中です。その90億円足りないという状況の中で、プラス10億円、15億円のお金をどうやって工面するかっていうのが、給食無償化、中学校に関する財源の本質のところになります。

これをどうして埋めていくかということについて、まず1つは、我々、財政の模様替えというか、自分たちの中の事業の見直しをいろいろかけているんですけども、今回の予算でも例えば除草経費ですとか、ごみステーションですとか、いろいろな市民の要望の多いものもプラスアルファしていますけど、その中では10億円から15億円は捻出できなかつたと。2つ目は、例えばよくボート含めて公営競技のお金のことを言われます。今年75億円繰入れをいただきますけど、今そのうち80%は大体子ども医療費含めて子育て支援に回っています。ボートのお金全体を子供から高齢者含めた市民全体にお配りするにはどうしたらいいかと、そういう課題もございます。最後は、財調基金などを活用したらどうかということになるわけですがけれども、これも市全体のお金のやりくりの中で考えるべき問題で、給食だけを捉えて、それを恒久的にやるためにそれを活用していくのはどうかという、これもまた課題があります。そういう全体の中で、今の時点では恒久的に10億円から15億円、責任を持って実施に向けてやれるということが判断できなかったというのが今の現状でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）今、財政・変革局長からるる御説明ありました。すみません、私の聞き方が悪かったんでしょうね。てっきり全庁でプロジェクトチームということだったので、そこには当然財政・変革局も入っての議論をしたのかな。持続可能性が必要ですし、諸物価高騰で食材も上がっているということだから、普通そう捉えるかなと思う。だから、財政・変革局は入っていなかったってということですか。いやいや、それでいいんだ、いいんだ。

そもそも、昨日の質疑応答にもありましたけど、教育委員会は予算要望すらしていなかったと伺ったんですが、事実ですか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）基本的に昨年度に当たっての予算ということでは、予算要望はしていなかったと昨日もお答えしております。以上です。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）今回の、だから、令和8年度予算ですよ。令和8年度予算における学校給食の無償化について、もう一回すみません、市長が昨年2月定例会で検討を公表された。先ほど説明だと、でも、プロジェクトチームで財政の議論はされなかった。今回、令和8年度予算の獲得に向けて、教育委員会として、全無償化ですね、小学校、中学校、全部の無償化についての予算要望がどうであったんですかという確認をさせてください。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。（西田一議員「教育長に聞いています」と呼ぶ。）

○財政・変革局長（武田信一君）駄目ですか。予算要求の件でございます。

○議長（中村義雄君）いや、向こうが要望したかどうかやけ。教育長。

○教育長（太田清治君）全体については、予算要望の前に様々な事前の会議等があって、打合せ等も財政・変革局とは度々重ねてきております。最終的に、先ほど申し上げましたように、中学校については非常に厳しい状況があるということで、小学校等についての予算ということで、令和8年度予算を要望したということになっております。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）今日は本当に穏やかに終わろうと、まずは小学校の無償化からでも一歩進んだなと思って質問したわけです。ところが、もう議論していると、もう申し訳ないけど、こどもまんなかcity宣言であるとか、誰一人取り残さないとか、いろいろあなた方からきれいな言葉は来ますけど、大して本気になっていただいていないなという残念な思いです。

もうあまり、すいません、時間がありませんので。当然、教育委員会が主体的に議論したと思いますので、学校給食の無償化についての議事録、検討されたと思いますので、議事録はぜひ頂きたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

学校給食無償化の件に関しては、繰り返しになりますけど、中学校、だって中学校に入ると塾も行くでしょうし、部活に関しては地域移行で、結果として親御さんに対するいろんな負担、経済的な負担も含めて増える傾向にあるわけです。部活に関しては、この後、我が会派の菊地議員がやりますけど、そういった中で中学校給食の無償化の財源も含めた検討はぜひ、言っているだけのことはしていただきたいなと思います。

次、ここからまた穏やかにいこうと思いますが、児童福祉施設の運営の基準、要は地域限定保育士についてです。お尋ねするんですが、まず地域限定保育士ももちろん一歩進んだなということ、やっぱり現場は保育人材がなかなか募集しても来ないと、不足しているという中で、地域限定保育士っていうのが1つの切り口になるのかなと思っていますが。従来から、保育士の国家資格を持っているんですが、なかなか現場に入っただけない。いろんな理由があると思います。新卒で保育士を取ったけど、もっといい仕事が見つかったとか、あるいは、1回現場に入ったけど、結婚とか出産で現場から離れたよとか、いろんな理由があると思うんですが、そういった潜在保育士さんですね、潜在保育士さんの掘り起こし、職場、子育て現場への御復帰も働きかけが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（中村義雄君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）まず、今回の条例改正について、一定御評価いただいているように思います。ありがとうございます。

潜在保育士の関係ですけれども、北九州市では、保育士等の安定的な人材確保を図りますために、保育士・保育所支援センターを開設して、そちらで保育施設への就職を希望する方とのマッチング等を行うなど、就職支援を行ってございまして、こちらで令和6年度でも111件就職

につながっているような実績もございます。そういった中で、議員おっしゃる潜在保育士の方を対象とした再就職のための保育士等資格活用研修というものを年4回開催しておりまして、この研修の中で保育現場で安心して働くことができるように、保育所の見学ですとか、様々実技講習等も行っておりまして、研修に参加された方からも不安について解消ができたというような御好評をいただいております。引き続き、こういった研修等も行いながら、潜在保育士の方々に復帰していただいて、少しでも子育ての現場で活躍していただくように働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）この間、特に保育士の処遇が全国的な課題っていうか焦点になったときに、我々、政権与党としては、長年にわたって保育士の処遇改善、国でも地方でも訴えてまいりましたし、それなりに実績は上がってきたかなと思っておりますが、もちろん私はまだまだ保育士の皆さんの処遇がこれで100点ということにはなっていないと思いますんで、とはいえ、保育士の処遇、例えば10年前に比べてこれぐらいよくなっていますよとかということも含めて、潜在保育士の皆さんにはぜひお知らせいただいた上で、少しでも現場に戻ってきていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、ほほえみごはんに関して、先ほど局長から答弁ありました。前回と同じような答弁だったかなと思うんですが、1つお願いしたいのが、よその自治体の事例で、何か御紹介いただいたのがマイナスのところばかりだったですよね。この区では需要があったけど、この区では需要がないとか、そういうマイナスのところの指摘があったんですが、子育てのことですし、そこはもうプラスの側面を見ましょうよ。空振りでもいいじゃないですか。そんな大規模な予算、それこそさっきあったような10億円なんて予算はかからないわけですから。このほほえみごはん、この1つで家庭が一つでも助かればいいよねっていう、そういうマイナスの側面じゃなくて、ぜひプラスの側面を捉えて、この事業を前向きに検討していただきたいと思います。これはもう要望で終わります。

すみません、さっき言い忘れました、教育長に要望です。先ほど水道に関しては、お隣の福岡市より安いんですよと、料金が安いんですよということでやらない理由に上がっていましたが、お隣の福岡市、中学校も無償化しています。さらに、福岡市が感心なのは、アレルギーの子供、アレルギーの子供で学校給食は残念ながら食べられないから、例えば自宅からお弁当を持ってきたりとか、そういうふうに自腹で、自腹というか、給食を食べずに家庭で用意した食べ物を持ってきて給食の代わりにしているという、その家庭にも給食費の実費相当額を補助していますよね。こういった福岡市のすばらしい事例もありますんで、アレルギー対応の……。ごめんなさい、じゃあ1つ聞こう。そういったアレルギー対応の子供に対する給食費無償化の検討、あるいは、不登校もそうです。不登校も、学校給食を食べていない、家かどっかで食べているから、その分お金がかかっている、そういった検討はされたんですか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）それにつきましては、今後、国からの考え方も示されるということもありますけれども、基本的にはアレルギーとかで食べられていない子供については何らかの対応をしないといけないということは考えておりますので、これからまたそういったこと深めてまいりたいと思っております。

○議長（中村義雄君）15番 西田議員。

○15番（西田一君）1年間検討してきて、さらに、さらにこれからを深めるのかなど、深まるのかなという不安もありますけど、とにかくそういったアレルギー対応、あるいは、不登校の子供たちへの対応、一人も取り残さないっていうことおっしゃっているんで、ぜひそこは取り残さずにきちんと御配慮いただきたいと切にお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

正 午 休 憩

午後1時00分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質疑を続行いたします。24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）皆さん、こんにちは。公明党の中島隆治でございます。

本日は、大変にお忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様、本当にありがとうございます。皆様のお役に立てますように、しっかりと一般質疑を始めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、市有財産の戦略的な利活用についてお伺いいたします。

本市においては、人口減少の進行や厳しい財政制約に直面する中で、限られた財源や資産をいかに有効に活用していくかがこれまで以上に重要な課題となっています。新たな財源確保が容易でない今だからこそ、市有財産を単に維持管理する対象ではなく、地域活性化や財源確保を生むための経営資源と捉え、いかに持ち続けるかからいかに生かすかへと抜本的な発想の転換が求められていると考えます。

現在、本市が保有する資産の中には、学校の統廃合による跡地や役割を終えた公共施設など、未利用のままとなっている土地や建物が散見されます。こうした財産は、利用されないまま時間が経過すれば、建物の老朽化や敷地の荒廃が進み、除草などの維持管理費が継続的に発生するだけでなく、不動産としての旬な時期を逃すことにもなってしまい、資産価値が低下し、利活用や民間売却といった選択肢も狭まってしまいます。

また、所管局ごとに未利用市有地を抱えたまま使い道が決まらない、調整先が見つからないといった理由で検討が長期化し、結果として判断が先送りされてしまうケースもあるのではないかと懸念しております。

公共施設マネジメントの観点から、こうした未利用市有地については、早期に方針を確定さ

せ、利活用や民間への譲渡も含めて速やかに判断していくスピード感が不可欠であり、将来的な財政負担の軽減と資産価値の最大化の両面から重要であると考えます。

一方で、市内には、住宅用地や事業用地として土地を求める個人や事業者が存在しており、こうした民間ニーズと市有地を適切につないでいくことができれば、新たな民間投資の誘発や地域の活性化にもつながる可能性があります。

また、市有地の売却などによる収入の確保は、市の財政運営にとっても一定の効果が期待できるものであり、未利用市有地を眠らせたままにしないという姿勢をより明確にしていくことが重要であると考えます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、本市が保有する未利用市有地について、将来の財政負担軽減と地域活性化をどう両立させていくお考えなのか、市の基本方針と具体的な戦略をお示してください。

2点目に、未利用市有地の利活用をより一層加速させるためには、各所管局だけに任せるのではなく、全体をふかした組織横断的な調整や戦略的な整理、調整を行うことが重要であると考えます。

そこで、未利用市有地の利活用について、全庁的な推進体制のさらなる充実や民間の専門的知見を導入した強力な推進体制の構築が必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、行政財産の有効活用の観点から、もう一つ、市営住宅の空き駐車場の活用についてお尋ねいたします。

本市では、人口減少や高齢化の進行により、市営住宅の入居者数が減少し、それに伴って駐車場の一部が利用されないまま空いている団地が見受けられます。一方で、団地周辺では駐車場不足に悩む住民も少なくなく、市営住宅の空き駐車場を地域資源として活用できれば、住民の利便性向上と市の収入確保の双方に資する可能性があります。

昨年の6月議会で、我が会派の廣田議員の質問に対して、他都市の事例も参考にしながらとの答弁がありました。そこで、他都市の事例を御紹介したいと思います。兵庫県西宮市では、行政財産の有効活用の一つとして、平成20年4月より、市営住宅の駐車場の一部について、国へ目的外使用の申請を行い、入居者以外の利用を可能としました。また、財政状況が悪化したため、令和7年2月には西宮市財政構造改善実施計画が策定され、市営住宅駐車場の空き区画を活用して、入居者以外の駐車場収入の増加を本格的に図ることといたしました。令和6年度末の目的外利用による駐車場収入は約2,400万円に達し、前年度と比べ162%増加し、年々増えていっている状況であります。このように、入居者専用という従来の枠組みにとらわれず、制度改正と運用の見直しによって、地域ニーズに応じて未利用資産を活用し、地域住民の利便性向上と財政改善の双方につなげる取組を行っております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、本市の市営住宅における駐車場の空き状況及び維持管理上の課題について、どの

ように認識しているのか、伺います。

2点目に、西宮市のような先行事例を踏まえ、空き駐車場を周辺住民へ貸し出すことなどで、財政面、地域面の双方にメリットをもたらす施策になり得ると考えます。従来の枠組みにとらわれない柔軟な活用を検討すべき時期に来ていると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、マンション管理の適正化と再生に向けた本市の取組についてお伺いいたします。

これまでマンション管理の主体は、管理組合、すなわち区分所有者であるという考え方が基本とされてきました。しかし、近年は、建物の老朽化と区分所有者の高齢化という2つの老いが進行し、理事の成り手不足や役員の固定化、修繕積立金の不足などにより、適切な管理が困難となる事例が全国的に顕在化しています。築年数の経過したマンションでは、大規模修繕の必要性が認識されながらも合意形成が進まず、外壁や設備の劣化が放置されるなど、管理不全に陥るおそれも指摘されており、空き住戸や所有者不明住戸の増加が進めば、居住者のみならず、周辺住民にも影響を及ぼしかねず、将来的には行政的対応を検討せざるを得ない事態も懸念されます。

こうした背景の下、国においては、令和7年5月にマンション管理適正化法及びマンション建替円滑法等が改正され、令和7年11月及び令和8年4月から一部施行されることになり、市町村による関与の強化や支援の枠組みが拡充されるなど、地方公共団体の役割が一層明確化されました。

今後は、問題が深刻化する前段階から実態把握と早期対応を図ることが市町村にとって重要な役割であり、本市が実施しているアンケート調査等によって管理不全のおそれのあるマンションが把握された場合には、より早期に継続的な支援につなげていくことが重要であります。

しかし、行政のみで継続的に対応することには限界があり、専門的知見を有する民間団体との連携による支援体制の構築が不可欠であります。そのための制度として創設されたマンション管理適正化支援法人は、管理不全に陥る前段階から専門的、中立的に関与し、管理組合の運営支援や合意形成を促す仕組みとして重要であると考えます。

そこで、今回からの法改正施行を踏まえ、本市としてマンション管理の適正化と再生にどのように取り組んでいくお考えなのか。また、管理組合だけでは対応が困難なマンションに対し、マンション管理適正化支援法人の活用は不可欠であると考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

次に、下水道管点検におけるドローンの活用についてお伺いいたします。

2025年1月、埼玉県八潮市において、下水道管の腐食が原因と見られる大規模な道路陥没事故が発生いたしました。また、同年8月には、埼玉県行田市で管内に充満した硫化水素により点検作業員が死亡するという事故も起きております。

国土交通省は、直径2メートル以上で敷設から30年以上が経過した下水道管約5,000キロを

対象に、全国特別重点調査を実施しています。その結果、水位が高い箇所や流速が速い箇所、また、硫化水素濃度が高く、人が立ち入れない箇所など、従来の目視点検では対応が困難な管路が多数存在することが明らかとなり、ドローンを活用した点検が有効な手法として全国で導入され始めております。

八潮市の事故から1年が経過した現在も、本格復旧には5から7年かかるとも言われており、下水道施設の老朽化対策とリスク管理の重要性が改めて浮き彫りになりました。こうした状況を踏まえ、人が入ることを前提としない点検体制の構築及び調査できていない区間を放置しないリスク管理の観点から、2点お尋ねいたします。

1点目に、本市では、全国特別重点調査において、ドローンを活用した下水道点検を実証ではなく実際の調査として実施しています。これは、全国初の事例とのことで、本市にとっても大きな強みになると考えます。

そこで、この先駆的な取組を一過性のものとせず、来年度以降も計画的、かつ、継続的に新技術を活用した点検を実施していくためには、点検体制の整備や安定的な予算確保が重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、下水道管の中には、マンホールからマンホールまでの距離が長い区間や水位、流速、硫化水素濃度などの条件により、人が立ち入ることができず、市内でも十分な点検が困難な箇所が存在すると考えられます。八潮市の事故を教訓とすれば、なぜ調査できなかったのか、どこが見えていないのかを把握しないまま大口径管路を放置することは、大きなリスクにつながります。

そこで、本市において、目視点検が困難な管路や調査が不十分な区間を整理、可視化して、未調査区間として位置づけた上で、事故防止の観点からリスク管理を行う仕組みを構築すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、交通空白解消に向けた北九州モデルについてお伺いいたします。

本市の地域公共交通は、人口減少や高齢化の進行に加え、利用者の減少、燃油価格の高騰、さらには運転手不足など、複合的な課題に直面しており、とりわけ交通空白地域における通院や買物など、日常生活を支える移動手段の確保は、市民の暮らしの安心・安全に直結する重要な課題となっております。

こうした中、本市は昨年5月に、官民連携による交通空白解消の新たな取組として北九州モデルを発表し、国の交通空白解消パイロットプロジェクトにも選定されました。このことは、本市の先進的な取組が全国的にも高く評価された結果であり、今後の地域交通政策をリードする立場にあることを示すものとして高く評価しております。

一方で、今後バス路線の再編や減便が進めば、新たな交通空白の発生も懸念され、交通事業者がそれぞれの業界の枠の中で努力するだけでは限界があり、バスを補完するタクシー、それを支える自治体が一層連携していくことが重要になります。

また、交通空白地域という地理的な概念だけでなく、夜間にタクシーがつかまりにくい、駅前にタクシーはいるが店舗から呼ぶと来ない、バスの最終便が早く生活時間に合わないといった時間帯や利用場面における不便も顕在化しております。どの時間帯にどの属性の利用者が何に困っているのかを的確に把握し、対策を講じる視点も重要であります。

これからは、交通インフラを争う競争から共につくっていく共創へと転換し、持続可能な地域公共交通を構築する上で、北九州モデルの果たす役割は極めて大きいとを期待しております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、交通空白解消に向けた北九州モデルの令和7年度の取組を通じて、利用者の利便性向上、運転手不足への対応について、どのような具体的効果が現れているのかを伺います。

2点目に、北九州モデルの今後の展開において、交通空白地域への対応に加え、時間帯によって移動手段が確保しにくくなる交通不便時間という視点も取り入れ、例えば夜間の移動ニーズに対応する夜のおでかけ交通のような、時間帯特化型の取組を試行してはどうかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

最後に、高倉健さんと北九州国際映画祭についてお伺いいたします。

本市は、これまで映画の町北九州を掲げ、北九州国際映画祭の開催を通じて文化振興や国際交流に取り組み、都市ブランドの向上に努めてまいりました。市制60周年を機に始まった北九州国際映画祭も、本年で第3回を迎え、特に今回は初めて短編映画の国際コンペティションの開催や北九州ムービーアカデミーの創設など、国際性と人材育成を兼ね備えた映画祭として着実に発展しております。

これまでの映画祭では、俳優の光石研さんやリリー・フランキーさん、また、映画監督の青山真治監督や平山秀幸監督など、本市ゆかりの映画人の功績や作品が紹介されてきました。

こうした流れの中で、北九州の映画文化の歴史を語る上で欠かすことのできない存在が、本市に深いゆかりを持つ俳優の高倉健さんであります。高倉健さんは、中間市に生まれ、八幡西区にある本城小学校や池田小学校、そして、現在の東筑高校へと通われました。また、最後の主演作品となった、映画「あなたへ」では、門司港を舞台に撮影が行われ、最後のシーンでは、門司港の海岸を歩く場面でエンディングを迎えるなど、一市民である私にとっても、その感動はひととき深く心に残っております。同作品は、モントリオール世界映画祭でも高く評価されるなど、日本映画を代表する俳優として国内外に強い足跡を残されました。

本市においてもこれまで、高倉健さんへの功績を顕彰する取組は行われてきましたが、映画祭が国際性と人材育成を備えた映画祭へと発展してきたからこそ、その発信力と健さんの映画文化レガシーを掛け合わせ、国内外へより力強く発信できるのではないかと考えます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、国際的に評価されてきた高倉健さんの出演作品の上映や関係者によるトークイベ

ントなどを映画祭と連動して実施し、その功績を顕彰、発信してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、高倉健さんは、その演技力のみならず、寡黙で誠実な姿勢や人間性においても国内外から敬愛されてきました。こうした生き方や表現者としての在り方を次世代へ継承していくことは、今回の映画祭が掲げる人材育成の理念とも重なるものと考えます。

そこで、本市にゆかりのある高倉健さんの志や生き方を未来へつないでいく観点から、映画や俳優、文化芸術分野に挑戦する若者を励まし、育てていく顕彰や育成の枠組みを設けてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質疑を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）第1項目、市有財産の戦略的な利活用につきまして、1つ目が、未利用市有地の利活用により財政負担軽減と地域活性化の両立に係る基本方針戦略、2つ目に、全庁的な推進体制の充実、民間の専門的知見を導入した推進体制についてのお尋ねございました。

未利用市有地は市民の貴重な財産であり、そのストックを利活用し、新たな価値を生み出すことは、市の財政負担の軽減にとどまらず、将来のまちづくりにとっても大変重要な視点でございます。これまでも短期的には売却収入で歳入を直接確保しつつ、中長期的には民間の投資を呼び込み、経済活動を促すことで、地域活性化と税収増による財政の健全化に寄与してきたところであります。

現在、北九州市が保有する未利用市有地は約430件、87万平方メートルありますけれども、法令上利用制限がある土地やため池、山林等を除いた売却可能な土地は全体の2割、ミクニワールドスタジアム北九州のフィールド約13面分に当たる13万平方メートル程度になると見込まれております。

また、土地の形状や道路状況などから売却が困難な土地、こういったものにつきましては、例えばロバートの馬場さんが手がけるコブミカンの栽培用地として、貸付けでの有効活用を図るなど、地域の活性化や維持管理コストの削減に寄与している事例もございます。

こうした未利用市有地の売却等によって、市の財源確保や民間投資をさらに推進し、稼げる町の実現につなげるため、これまで各土地の所管局の発想にとらわれがちであった従来の業務の在り方を見直し、スピードを上げて対応できるよう、組織横断的な仕組みづくりに着手しているところであります。

具体的には、令和7年度から、これまで各局で予算計上し、その実施に時間を要していた売却候補物件の測量費用等を財政・変革局で一括計上することでスピードアップを図り、部局によってはウイークポイントとなっていた測量事務等への専門的な助言や技術的支援を行う相談窓口を整え、ゴールとなる売却後の土地活用までをにらんだ取組を促進してまいりました。

さらに、購入意欲を高めていただくため、民間事業者とのネットワークが強い金融機関やデ

イベロッパー等との意見交換を行い、売却物件情報のD XによるP Rの強化や入札の周知期間延長による購入希望者の検討期間確保など、土地を利活用するユーザー目線に立って抜本的な見直しを行いました。

このような取組を積極的に行いました結果、令和7年度の入札申込者は前年度から倍増し、土地売却収入も前年度から2.2倍、令和5年度と比べると4倍となる11億3,900万円に達する見込みであり、市の財源確保にも大きく貢献しているところであります。

ちなみに、前年度比6億円の収入増、これは令和8年度予算における第2子以降保育料完全無償化、小倉・黒崎ブースト大作戦等の政策にも後押しになっているところでもあります。

また、中長期的な観点から、民間投資による地域の活性化と税収増につながる側面として、売却された市有地は良質な戸建て住宅やマンション、福祉施設、工場やオフィス用地等に活用されるケースが多く、地域経済の活性化や人口増加、定着、雇用等の創出にも寄与する形で新たに生まれ変わることが期待されます。

議員御指摘のとおり、行政財産としての役割を終えた未利用市有地を、民間投資を呼び込むポテンシャルのある種地として、その価値を最大限に引き出す利活用を積極的に推進していくことは、重要な視点でございます。このため、現在、公共施設の廃止から跡地の活用までを一体的に対応できる組織体制の整備を検討しており、これまで以上に未利用市有地の戦略的な利活用に努めてまいります。

大項目5つ目、交通空白解消に向けた北九州モデルにつきまして、利用者の利便性向上、運転手不足への対応について、どのような具体的な効果が現れているのかというお尋ねございました。

高齢化が進む北九州市におきまして、市民の皆様の移動手段の確保、これは通院や買物等、生活を支え、外出や社会参加を促す観点から、ウェルビーイングの向上に資する重要な要素であると認識をしております。北九州市が官民連携により進める北九州モデルにおきましては、公共交通での運転手不足という構造的な課題に対応をするため、人材確保、デジタル化を一体的に進め、持続可能な公共交通の仕組みを構築しようとするものでございます。

お尋ねの運転手不足への対応及び利用者の利便性の向上につきましては、本モデルの取組によりまして、いずれの面でも具体的な効果が現れ始めているところでございます。

まず、運転手不足の対応につきましては、バス、タクシー事業者が業界の枠を超えて連携をいたしまして、運転体験会や合同説明会を実施した結果、22名が参加をし、そのうち18名が就職に前向きな意向を示してくださるなど、新たな担い手となり得る潜在的な人材の掘り起こしが進んでおり、既に2名の採用内定にも結びついているところであります。

また、おでかけ交通におきましても、地域住民が運転手として参加する取組を進めておりまして、これまで2名の採用が実現するなど、地域が主体となって交通を支える仕組みが動き始めております。

次に、利用者の利便性向上につきましては、相乗りタクシーを運行する3つの地区でスマートフォンによる予約システムの運用開始をいたしまして、利便性の向上、運行の効率化につながっております。こうした取組は、国のパイロットプロジェクトにも選定をされておりました。運転手不足という全国共通の課題に対する先導的なモデルとして評価されているところでもございます。

交通空白の解消と持続可能な交通体系の確立は、市政の重要な課題でございます。官民連携の取組をさらに深化させ、着実に成果につなげ、北九州市が課題先進都市として全国に先駆けて解決をリードしていきたいと、そのように考えております。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）大項目の2つ目、市営住宅の空き駐車場の活用についてのうち、1点目、駐車場の空き状況及び維持管理上の課題についての認識、2点目、西宮市を参考に従来の枠組みにとらわれない柔軟な活用を検討すべきとの御質問にまとめて御答弁いたします。

市営住宅の駐車場は、公営住宅法等で市営住宅の共同施設として位置づけられており、使用者は入居者であることなどが定められております。令和7年4月現在、市営住宅の管理戸数3万2,650戸に対しまして、1万8,854区画の駐車場を整備しており、契約率は約7割で、自動車を所有しない入居者の増加等を背景に空き区画は増加傾向にあります。

このため、平成14年度以降、空き区画が生じた団地につきましては、入居者の利便性向上の観点から、1つに原則1世帯1区画としている貸出制限の緩和、2つに自動車を所有しない入居者に対する介護等で入居者を訪問する親族や介護事業者等の一時利用のための貸出し、3つに団地自治会に対する入居者の来客用としての貸出しなどの取組を行ってまいりました。

このような取組を行ってもなお空き区画に余裕がある場合につきましては、行政財産の目的外使用として、平成28年度から民間事業者によるコインパーキング事業を実施しております。これまでに7団地で59区画のコインパーキングが開設され、令和7年度は約260万円の収入が見込まれるなど、入居者や近隣の方々の利便性の向上と新たな収入増加による財源確保の両面で一定の効果を上げております。

議員御提案の市営住宅駐車場の空き区画を活用した入居者以外への貸出しにつきましては、西宮市をはじめ複数の自治体で実施されており、駐車場ストックの有効活用という観点から有効な手法の一つであると認識しております。西宮市の取組では、同一団地内に駐車区画数が10以上あり、契約率が80%未満の団地駐車場を対象に、当該駐車場から半径2キロメートル以内に居住、もしくは、勤務している方へ、目的外使用による月ぎめ駐車場の貸出しを行っております。

また、各団地に入居者で組織する駐車場管理運営委員会を設置し、不法駐車の見守りや清掃

を行うなど、入居者による管理体制を整備し、実効性のある運用が図られているところでございます。

北九州市といたしましても、西宮市の事例を参考とし、1つに入居者の利用を阻害しないこと、2つに新たな入居者の利用が生じた場合の速やかな貸出区画の返還、3つに違法駐車対策や貸出区画の維持管理、事故発生時の対応などの課題について十分に整理した上で、具体的な制度設計を検討する必要があると考えております。

今後、市営住宅駐車場の有効活用につきましては、現在の取組を推進するとともに、市民のニーズを踏まえ、空き区画の多い団地を対象としたモデル的な実施の可能性も視野に入れながら、市営住宅ストックのさらなる有効活用に取り組み、資産活用の最大化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）大項目3つ目のマンション管理の適正化に向けた本市の取組について、大項目5つ目の交通空白解消に向けた北九州モデルについて、残りの質問に順次お答えさせていただきます。

マンション管理適正化法及び建替円滑化法などの改正を踏まえた取組とマンション管理適正化支援法人の活用についての見解をというお尋ねにお答えさせていただきます。

令和7年のマンション管理適正化法及び建替円滑化法などの改正は、建物と居住者の2つの老いが進行する中で、マンションの管理不全や老朽化の深刻化を踏まえ、新築から再生までのライフサイクル全体を見据え、管理、再生円滑化を図るものであり、地方公共団体の役割が一層明確化されたと受け止めております。

改正の主な内容につきましては、1つに集会決議や合意形成の円滑にする仕組みの整備、2つに地方公共団体による危険な状況にあるマンションへの助言指導など、3つ目に区分所有者の意向把握や合意形成支援などを担うマンション管理適正化支援法人制度の創設などが挙げられます。

これまで北九州市では、北九州市マンション管理適正化推進計画に基づきまして、マンション管理規約の適正診断、専門家が現地で相談対応するマンション管理士派遣、適正な管理が行われていることを市が認定する管理計画認定制度などの支援制度に加えまして、長期修繕計画の作成などに対する補助制度により、マンション管理の基盤づくりを後押ししているところでございます。

今後は、こうした施策に加えまして、改正法により強化されました本市の役割や関与を踏まえ、1つに管理適正化の取組を通じた管理不全の予防、2つに高経年マンションへの早期伴走支援、3つに再生が必要なマンションへの専門家などと連携した再生に向けた道筋づくりを柱として、段階に応じた支援を進めてまいります。

また、マンション管理適正化支援法人につきましては、管理組合だけでは対応が困難なケー

スが増える中、現場に近い立場で継続的に関与し得る重要な担い手であると認識しております。このため、北九州市では、新年度早々の制度導入に向け、支援法人の登録要件や手続などを定める要綱などの準備を進めているところでございます。支援法人が登録された際には、専門性を生かし、区分所有者の意向確認や合意形成に向けた助言などを担い、現場に寄り添った支援が進むことを期待しているところでございます。

今後とも、改正法の趣旨を踏まえ、関係団体と連携しながら、管理不全を未然に防ぎ、必要なマンションには早期に支援が届く体制を整え、安全・安心な住環境の確保に向け、マンション管理適正化に一層努めてまいります。

続きまして、夜のおでかけ交通のような時間帯特化型の取組を試行したらどうかというお尋ねについてでございます。

北九州市では、これまで駅やバス停からの距離を基礎とした指標により、公共交通空白地域を定義してまいりました。しかしながら、昨今の運転手不足や利用者の減少などを背景に、移動手段そのものはあっても、特定の時間帯や利用場面では十分に機能しない状況が生じております。特に地域によっては、路線バスでは減便などにより待ち時間が増加し、タクシーでは配車に時間を要するなど、移動の確保に課題が生じております。

令和8年度からは、このような状況を地域ごとに的確に把握するために、時間帯別のバスの運行頻度やタクシーの配車状況、また、利用者の移動ニーズなどを詳細に調査していくこととしております。その上で、移動手段に課題がある地域、議員が例示されましたとりわけ夜間に需給ギャップが大きい地域を特定しまして、新たな移動サービスの実証運行に取り組んでいきたいと考えております。

こうした検証を重ねながら、地域特性に応じた交通課題の改善を図りまして、市民の皆様が将来にわたって安心して移動できる公共交通の再構築に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）上下水道局長。

○上下水道局長（廣中忠孝君）下水道管点検におけるドローンの活用についての2つの質問に順次答弁いたします。

まず、新技術を活用した点検体制の整備や安定的な予算確保についてですが、北九州市では、安らぐ町の実現に向け、下水道施設の老朽化対策とリスク管理は重要な課題と認識しております。

下水道管の破損は、主に管内部の硫化水素による腐食が原因となるため、現行の上下水道事業中期経営計画に基づき、目視やカメラなどによる点検調査を計画的に実施してきました。これまで硫化水素濃度が高い区間や管内の水位が高い箇所などでは、作業員が立ち入ることができず、健全度の把握が困難となる場合があるなどの課題がありました。こうした課題に対応するため、北九州市では、昨年5月に着手しました全国特別重点調査におきまして、埼玉県八潮

市で使用された機体と同型のドローンを全国の自治体に先駆けて本格的に導入いたしました。これまでに合計約2キロの区間でドローンを活用しており、従来は目視での確認が難しかった箇所につきましても、安全、かつ、効率的に状況を把握できるようになるなど、一定の効果を上げております。

なお、ドローンを用いても常時水位が高い区間など、調査が難しい箇所が一部あることが判明しましたため、その対策として、水位を下げるための新たな設備の設置など、検討を進めることとしております。

現在策定中の次期中期経営計画では、管路の点検調査に従来の目視などによるものに加え、ドローンや地元企業が開発しました高速で鮮明に撮影可能なカメラなどの新技術を活用することとしております。これらにより点検能力も向上することから、調査延長は5年間で現行の550キロから900キロへと伸ばすこととしており、また、必要な財源につきましても、しっかり確保していきたいと考えております。

次に、目視点検が困難な管路などを整理、可視化し、リスク管理を行う仕組みを構築すべきとの御質問です。

議員御指摘のとおり、点検調査が困難な箇所の状況を整理、可視化した上でリスク管理を行うことは、事故の未然防止を図る観点からも大変有効と考えております。八潮市での事故後に国が設置しました委員会におきましても、下水道管の点検調査や診断結果の見える化の推進に向け、記録のデータベース化とデジタル化を進めることや調査、診断できた箇所のみをオープンにするのではなく、調査できなかった箇所、診断の結論を出せなかった箇所を関係者で情報共有することが重要との方向性が示されております。

北九州市では、このようなリスク管理を行う仕組みの構築に向けまして、国に先駆けて検討を進め、現在、令和8年度中の完成を目指し、新下水道台帳システムの開発を行っております。このシステムでは、管路の補修履歴やドローン等による点検調査の結果、未調査区間の状況などを一元的に管理することができ、これによりリスクの見える化を図り、計画的、かつ、効果的な維持管理に取り組むこととしております。

今後とも、この新下水道台帳システムを活用しましたリスク管理を推進し、市民の皆様の安全・安心を守るため、下水道施設の維持管理にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）最後に、大項目6、高倉健さんと北九州国際映画祭についてのうち、高倉健さんの出演作品の上映などと映画祭との連動について、それから、映画や俳優、文化芸術分野に挑戦する若者を励まし育てていく枠組みについての2つの質問に併せて御答弁申し上げます。

北九州市ゆかりの俳優である高倉健さんは、日本アカデミー賞最優秀主演男優賞の受賞をは

はじめ、ハリウッド作品への出演やモントリオール世界映画祭での主演男優賞の受賞など、国内外において高い評価を受けておられる日本映画史を代表する俳優の一人でいらっしゃいます。平成26年に亡くなられましたけれども、その演技や寡黙で誠実な人柄は、今なお映画関係者や多くの北九州市民から愛され続けておられます。

北九州市では、没後1年に当たる平成27年11月に高倉健メモリアルイベントを開催し、映画上映やゲストによるトークイベント、写真展などを実施いたしました。また、小倉昭和館において、4週間連続で特集上映を開催するなど、その功績の顕彰を行ったところがございます。

一方、北九州市は、これまでに高倉健さんはじめ、北九州市にゆかりのある俳優や映画監督を多く輩出してまいりました。また、映画やドラマ等のロケ地として全国でも屈指の実績を有する北九州フィルム・コミッションや今年で第3回目となる北九州国際映画祭の開催などにも取り組み、映画の町北九州として市内外から高く評価されております。

一昨日閉幕いたしました第3回北九州国際映画祭では、初めて短編映画の国際コンペティションを開催するとともに、様々な町なかイベントを実施し、盛況のうちに終了することができました。御協力くださいました皆様、御来場いただきました皆様に感謝を申し上げます。

今回の北九州国際映画祭では、関連事業といたしまして、新たに映画制作や俳優など、映画分野に挑戦する若者を応援するための北九州ムービーアカデミーを立ち上げたところがございます。この人材育成事業の取組につきましては、今回の成果を確認しつつ、今後は対象を文化芸術分野へと広げるなど、さらなる充実について検討してまいりたいと考えております。

また、高倉健さんの出演作品の上演など、映画祭と連動したイベントの実施につきましては、映画の町北九州のこれまでの歩みを国内外へ発信するとともに、若い世代に高倉健さんの生き方や表現者としての在り方を伝える機会にもつながることから、今後どのようなことができるか、映画祭実行委員会や関係者の皆様と意見交換してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高倉健さんは北九州市民にとって大きな誇りであり、この足跡を未来に伝えていくことは、北九州市から新たな人材がその志と共に世界に羽ばたくきっかけとなる可能性もございます。今後も、このような取組を通じて、引き続き映画を愛する市民の皆様と共に、映画の町北九州のさらなる進化とブランド力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）御答弁ありがとうございました。

まず、市有財産の活用について、市長から御答弁をいただき、ありがとうございます。

大変、市としても技術的支援を行ったりとか、様々な形で抜本的見直しを行っているという現状を知ることができました。

今回私が質問しようとしたきっかけでございますけれども、未利用市有地の利活用、また、処分に至るまで大変時間を要しているという声がありました。私自身も、市民相談を通じ

て、そのように感じていたからであります。例えば、身近な例からいいますと、市が持っている小さな土地、残地があったとして、市が活用するには大変難しい小さな土地でも、隣に住む住民にとっては、駐車場として使いたい、そういうニーズが実際にあったわけでありまして。このように隣接する土地の所有者の方に取得の意向を確認したり、また、地域の活用ニーズを把握したりする取組を標準的な手順として位置づけていくことは有効であると私は考えますけれども、本市の現在の取組状況を含めて、見解を伺いたいと思います。

○副議長（村上直樹君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） まず、市が何かの行政目的で使っていた土地が使われなくなった場合は、まず全庁的にほかの部局で使えないかどうかというのを確認します。その上で、使わないとなったときに売却になるのか貸付けになるのか。売却のときは、通常であれば、やはり市民の財産ですので、入札という行為に行くんですけども、ただし、非常に小規模な土地で、隣接の地権者しか買われる方がいないとか、そういった場合は、特別に随意契約で行うことがあります。そういう段階になれば、近隣の方の御意向を聞いたりという取組は現在でも行っております。

○副議長（村上直樹君） 24番 中島議員。

○24番（中島隆治君） 今のような事例、随意契約というお話もありました。本当にずっとそのままにしておくのが非常にもったいないなど、そういったニーズもありますので、しっかりと足で稼ぐではありませんけれども、積極的にそういった面も踏まえて動いていただきたいなと思います。

そして、もう一点、今のは小さな土地の件でありましたけど、例えば大きな施設、廃校となった学校施設とか、用途廃止になった後も教育委員会が維持管理を一定期間担うことになるかと思っておりますけれども、長く保有するだけでは新たな価値につながりにくい面もあるのではないかなと感じます。全国では、こういった廃校が美術館になったり、また、マンガミュージアムになったり、また、水族館になったりとか、多様な活用をしている事例がたくさんございます。

本市としても、廃校施設の活用をどのように進めていこうと考えておられるのか。教育委員会から財産活用部門への早期の移管を前提とした仕組みづくりが必要ではないかなと感じますけれども、見解を伺います。

○副議長（村上直樹君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 議員おっしゃられた視点って非常に重要だと思っております。まず、教育委員会で教育目的に使われるものですので、まずはそういった類似のものに使えないかというのはあるんでしょうけども、将来的なまちづくりのこと考えるといろいろな用途がありますので、そういった視点も含めて、市全体でどう考えるのが一番スピードが上がり、効率的かと、これは組織体制も含めて検討させていただきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）ありがとうございます。

横断的に組織の体制を整備していくという御答弁もありましたので、市内にはこのような小さな土地から大きな施設を抱えた場所、土地があろうかと、普通財産があろうかと思いで、しっかりと迅速にニーズ調査を含めて、持ち続ける資産から動かす資産へと活用していただくことを要望とさせていただきたいと思います。

続きまして、市営住宅の空き駐車場についてであります。

具体的に制度設計を検討するという前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

今回の問題、実際にあった相談がございまして、ある分譲マンションで機械式駐車場をこれまで使っていましたけれども、メンテナンス費用がかなりかかるということで、平面駐車場に検討していたんですけれども、平面駐車場にするとどうしても駐車台数が減りますので、そこでちょうど目の前に市営住宅があって、そこに空き駐車場が、毎日目にするので、その空き駐車場を利用させていただけないかという具体的な御相談があったわけでありまして。

当然、入居者が最優先、そういった需要を満たした上で、空き区画を地域で共有するのは、公共資産の有効活用という観点からいって合理性があると考えますので、今回、モデル的な実証を検討する可能性を視野に入れてという御答弁もありましたので、ぜひともこういったニーズに応じていただいて、実証を行った上で市内全域へと広がっていくことを期待したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それと、マンション管理適正化支援法人の設置についてということで、新年度早々に制度導入に向けて準備しているということでございました。ありがとうございます。

市内の現場では、もう既に深刻な状態にあるマンション事例も生じております。小倉北区のあるマンションでは、居住実態がなくて、いわゆる廃きよで、不法投棄や治安の面でも不安が顕在化しており、所有者も高齢となって、子供たちに負の遺産を残したくないという典型的な管理不全予備群の状況にあるマンションがあります。

今後、人口減少と高齢化の中で、このような居住実態のない高齢マンションは市内で増加していくことが想定され、顕在化した後の対応では限界があると考えます。だからこそ、行政の関与の下、信頼性を持つマンション管理適正化支援法人の役割というのは今後非常に大きくなっていくと思いますので、早期に予防できる支援体制を具体的に進めていただきたいと思います。1点だけ質問させていただきたいと思いますが、

現在、市が行っているアンケート、実態調査についてでありますけれども、アンケートに回答があるマンションは状況把握が可能であるんですけれども、そうでない、廃きよが進んでいたりとか、老朽化が進んで回答が得られない管理不全のおそれがあるマンションの実態把握、これをどのように進めていくかが課題であると感じておりますけれども、こうしたマンション

に対してどうやって手当てしていくのかというのを伺いたいと思います。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）議員が御指摘された点、まさに我々も課題だと思っております。まずは、アンケートのないところにつきましては、こちらから担当職員、もしくは、協力いただいているマンション管理士会の方々と現地へ赴きまして、とにかく居住されている方に当たりをつけていくことから始めるしかないのかなって今は考えています。

ただ、戸建て住宅なら特定の1人っていうことになるんですけど、マンションの場合は多くの方々の共有財産になりますんで、そこをどう全体の枠組みにはめていくかっていうところは、ここはケース・バイ・ケースになろうと思いますので、そこはしっかりと場所場所に応じて対応していきたいなと考えております。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）ありがとうございます。

こうした調査が困難なマンションに対して、実際、無償で現地調査を試みている民間団体も存在しております。こうした状況を把握していただいて、支援法人の枠組みの中で活用していただくことによって、管理不全マンションへの予防的な支援が一層充実すると考えますので、そこはぜひ御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、下水道点検についてであります。

先般、2月19日の日に八潮市の道路陥没事故に関する原因究明委員会の最終報告が行われました。その報告には、定期点検において、映像が不鮮明で管内の状態が十分確認できなかった区間があったにもかかわらず、異常が少ないランクBと評価されて、その区間で陥没が発生したことが指摘されております。つまり、本来は評価できない状態であったものを異常が少ないと判断してしまった点検評価の在り方が問われているわけでありまして。この八潮市の最終報告を受けて、点検ができない、あるいは、状態を確認できない区間をどのように評価し、リスク管理するか、これは極めて今後重要な論点になってくると思います。

先ほど答弁も局長からありましたけども、現在、下水道事業中期経営計画を策定中でありまして、本市の点検においても、確認が困難な区間など、一定程度存在すると考えられますけども、こうした区間を異常なしと扱うことはないのか。八潮市の教訓を踏まえて、確認できないものは確認できないとしっかりと評価するという考え方を本市の点検基準に明確に位置づけるべきではないかと考えますが、現状も踏まえて見解伺います。

○副議長（村上直樹君）上下水道局長。

○上下水道局長（廣中忠孝君）そうですね。埼玉県八潮市の事故を教訓に、今、次期中期経営計画を策定しておりますが、事故発生時にリスクが高いと考えられます大口径管であったり、浄化センターに直結する管、また、腐食のおそれが大きい管というところを重点的に点検調査をやっていこうと。また、その結果、劣化等が分かれば、補修であったり更新というのを計画

的にやっ払いこうと今計画の中で盛り込んでおります。

その中で、今まで見れなかった箇所というところを、先ほど答弁でも申し上げましたが、新技術、ドローンであったり、高性能なカメラというのをを使って見ていくと。それらの結果を全て新下水道台帳に盛り込んで登録して、それらの情報共有をしていくということで、しっかりとこのような取組をすることで、事故発生ノリスクというのを避けていこうと次期中計の中でも盛り込んでおります。以上です。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）ありがとうございます。

さらに、この八潮市の最終報告書には、ドローン等の新技術の導入を提言されております。

そこで次に、ドローンの人材育成についてでありますけれども、インフラ点検分野でドローンの操縦士の不足が課題となっておりまして、特に下水道管内のような特殊環境での訓練フィールドがないことが人材育成のボトルネックと聞いております。本市は、下水道点検で全国に先駆けてドローン検査の実績を積んでおりますので、その有利性を生かして、次は人材育成拠点へと発展させてはどうかと考へます。

そこで、提案ですけれども、本市が保有する管路の中から、水量が少なくて安全性を確保できる一定区間をテストフィールドとして活用して、業界団体とも連携を取りながら、ドローン育成拠点都市として整備してはどうかと考へますけれども、見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）上下水道局長。

○上下水道局長（廣中忠孝君）そうですね、ドローンを操作する技術者、今後下水道管路での点検調査では技術者がいっぱい要るということで、育成が重要な課題と考へております。

そんな中で、私どもも、維持管理をやっていただいている地元企業さんとお話する機会がございまして、その中で、ドローン操作する場所、実際ノ下水道管ノフィールド等を使ってやってみたいが、全国的にそういうのがないということを、話も私たちは聞いております。

上下水道局としましては、フィールド提供という点では、いろんな制約であったりとか条件等いろいろとあるとは思いますが、今後ちょっと検討はしていきたいと考へております。以上です。

○副議長（村上直樹君）24番 中島議員。

○24番（中島隆治君）ありがとうございます。

八潮市のような事故を北九州から起こさないということを送信していく、新たなインフラ点検ノモデルを全国に示していける、そういった事業だと私は思っていますので、ぜひ御検討をお願いします。要望とさせていただきます。

次に、交通空白解消に向けた北九州モデルについてであります。

これは要望とさせていただきますけれども、相乗りタクシー等の運行については、採算性や事業者負担ノ面で現状どうなのか。また、地域ノ実情に合った制度設計になっているのか、こう

いったことも感じております。こうした交通事業者が利用者支援、市民のためにとってはいいいんですけれども、利用者支援や割引制度など、一生懸命負担を担いながら努力していただいている事業者の実態もございませう。民間だけで地域交通サービスを持続していくことには限界があるのではないかと懸念してございませうので、北九州モデルの中で、行政を含めた役割分担として、より踏み込んだ行政の支援の在り方をぜひ明確にさせていただきたいと思ひますので、要望とさせていただきます。

最後に、北九州国際映画祭についてでございます。

終わったばかりで、本当にその結果どうだったのかっていうのは聞きたいわけでありませうけど、時間がないので、また改めて聞かせていただきたいと思ひますけども、関係者の方々の御尽力に心から敬意を表したいと思ひます。

健さんについてでありませうけども、私も実はこの質問をするまでは健さんのことをあまり知らなかったわけでありませうけども、しかしながら、私の近所にあります香月という地域がございまして、そこに健さんの実家があったということで、健さんのことを様々知る機会となりました。この北九州で縁のゆかりがあつて、そして、最後の「あなたへ」というスクリーンで、最後の最後の場面で北九州門司港の西海岸を歩く姿が本当にこの北九州とゆかりがあつたという本当に象徴的なシーンだったと思ひますので、ぜひとも前向きに健さんとの企画に取り組んでいただきたいと思ひます。以上で終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。1番 菊地議員。

（副議長退席、議長着席）

○1番（菊地公平君）皆さん、こんにちは。自由民主党・無所属の会の菊地公平です。

まずは、本日1時間という質問時間を与えてくれました会派の諸先輩方に感謝を申し上げます。そして、傍聴席の皆様、インターネット配信の皆様にも感謝申し上げます。本市にとって意味のある1時間にしたいと思ひてございませう。

早速ですが、我が家は典型的な共働き家庭です。妻と私は、お互い金融機関出身で、ふだん経済のニュースを見ながら、あしたは株価が上がるねとか、金利上がったねとか、為替がやばいねとか、こういった夫婦の日常会話があるんですけども。ちなみに今日は、本日、私が一般質疑で登壇するというので、昨夜は眠い目をこすってこのスーツにアイロンをかけていただきました。本当、実は優しい、意外と優しいんです。

また、娘が3人ございませう。上は高1、中が中2、下が小5で、まさに中学校を挟んだ家庭です。本日はその実感を込めまして、1番、中学校部活動の地域展開、そして、本市の資金調達の話と、この2点について質問させていただこうと思ひます。

本日、議論が複雑な部分がありますので、議場配付資料、10枚ほど作成してございませう。議員の皆様はお手元のタブレットで見れると思ひますが、傍聴席の方々はその辺の資料がないと思ひますので、ちょっと分かりにくい部分もありますが、御容赦ください。

それでは、始めます。

中学校部活動の地域展開について。

本市では、今年度9月より第1土曜日と翌日曜日の地域展開を開始し、令和9年9月には全ての土日を地域に展開する計画となっております。本市の中学生は約2万2,000人、部活動には約1万5,000人が加入しております。この内容、すいません、資料の2ページ目、見ていただければと思います。現在、市内には約700の部活動があります。新たに立ち上がったクラブは、現状では96、休日の地域展開まであと2年を切りましたが、受皿の整備は進んでおらず、このままでは大半の部活動が解散に追い込まれるのではないかと強く危惧しております。

私は、今回、部活動の地域展開への対応として、両極端の事例と言える熊本市と神戸市を分析し、実際に熊本市の取組も視察してまいりました。

資料1ページを見ていただきたいんですが、神戸市では、従来から独立採算制の民間クラブ活動の文化が根強かったことから、今回の地域展開についても非常に親和性が高く、各学校の部活動を終了し、地域クラブ活動に移行するコベカツを開始したことで、早期に地域展開を図ることができています。

一方、九州全体では、部活動文化が根強く、本市も例外ではありません。少子化の影響によりチームが組めない、合同部活動を余儀なくされる、あるいは、特定の部活動へ生徒が集中する、特定の競技の指導力のある教員の異動により部活動の環境が左右されるなど、様々な弊害も見えてきていると感じております。

こうした本市の状況を踏まえ、参考にすべきは熊本市の事例であると考えます。熊本市は、令和9年9月から新しい学校部活動という名称で部活動の継続を図っています。中学生に対し、新しい部活動の在り方について名称を公募したところ、部活動という名称を継続してほしいという声が多かったため、新しい学校部活動という名称になったそうです。この名前のせいで単純に従来の部活動を継続していると誤解されがちですが、その中身は、これまでの部活動が抱える課題を乗り越えた、日本国内の最先端モデルであり、全国の市町村からの視察が相次いでおります。

熊本市は、学校部活動には教育的意義があること、地域の受皿の確保が見通せない状況であることを踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導するということを前提に、学校部活動を今後も継続させるという判断をしました。

資料4ページを御覧ください。基本方針は4点、子供たちのスポーツ、文化芸術活動の充実を図ること、学校部活動の教育的意義や役割を保持すること、指導者の確保を含む運営体制の充実を図ること、持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を払うことです。そのために最も重要なのが、熊本市が責任主体となることです。熊本市は、平成30年に小学校部活動を社会体育に移行した際、受皿が足りず、最終的に保護者主体のクラブが次々とできたものの、子供たちの卒業とともにその7割が消滅して、行き場を失った子供たちが多数発生し

たという苦い経験があります。その教訓から、絶対に市がグリップを握れということが検討委員会から強く求められたと伺いました。

翻って、本市の状況はどうか。各地域クラブは、受益者負担による運営を求められながらも、会費は低廉な額とされており、現時点では活動時間も限られているため、地域クラブとして取り組むには非常に難しい環境にあります。

資料5ページを御覧ください。今後、子供たちの部活がなくなることを危惧した保護者たちが地域クラブを立ち上げるというケースが増えていくのではないかと考えています。そして、保護者たちが指導者を探し、報酬を払い、会費を徴収し、会計を担うという決して少なくない負担を負う。これは地域展開ではなく、実質的な保護者展開です。

私自身、地元中学校でサッカークラブを立ち上げました。しかし、現状では、実際の活動は月1回程度にとどまり、指導者への報酬を賄うほどの会費は取れません。結局、保護者たちが中心となり、ボランティアで運営しています。こうした保護者たちへの過剰な負担の下では、保護者も自分の子供がいるうちは続けられますが、卒業すれば恐らくなくなるでしょう。熊本市が経験した失敗を、まさに今本市で繰り返そうとしています。

そこで、教育長に4点お尋ねいたします。

第1に、この地域展開は一体誰のためのもののでしょうか。部活動には、教育的意義があります。仲間と切さたく磨し、努力の大切さを学び、人間的に成長する場です。

また、本市では、不登校の児童生徒が増加しています。教室には居場所がなくても、部活動があるから学校に来られる、そういう子供たちが少なからずいます。部活動は、子供たちにとってかけがえのない居場所なのです。

教育長は、この部活動の教育的意義と居場所としての機能をどう認識し、今後どのような環境を子供たちに提供したいと考えているのか、明確にお示してください。

第2に、なぜ、まずは休日の地域展開という方法を選択したのでしょうか。これには深刻な弊害があると考えます。平日は教員、土日は地域クラブと指導者が分かれることで、特にサッカーやバスケットボールなどの団体競技では、戦術やフォーメーションの共有等、一体的な指導が困難になります。

さらに、もう一つの弊害として、会費が徴収しづらいという問題があります。月に1回、2回の活動では十分な会費を取ることができず、結果としてボランティア頼みの運営から抜け出せません。これらの弊害について、どのように認識しているのか、お聞かせください。

第3に、保護者が最も負担に感じ、最も嫌がるのは、お金の管理です。会費の徴収、指導者への支払い、会計処理、これらを個人が担うことへの抵抗感が特に保護者を中心とした地域クラブ設立の最大の障壁となっております。

熊本市は、市が財源を一元管理し、指導者への報酬も市から支払う仕組みを構築しています。本市においても、会計業務を市、もしくは、市の委託事業者が担う仕組みを令和9年度の

休日の地域展開までに構築する考えはあるのかをお伺いします。

第4に、市内各地には多くのスポーツ団体、文化芸術団体が存在します。しかしながら、多くの団体において高齢化が進み、新規会員の確保に苦戦しています。

一方、競技人口や会員の減少に危機感を持ち、新たな担い手を育成するために地域クラブへ協力したいという声も聞いております。

また、全市的に地域と密着した運動指導を行っているスポーツ推進委員の存在もあります。さらに、生涯学習センターや市民センター、公民館等で活動している様々な団体もあります。こうした、既存団体や組織が中学生の部活動の受皿となることで、団体の活性化と地域クラブの立ち上げを同時に実現できるのではないのでしょうか。既存団体との連携について、市はどのような働きかけを行っているのか、お聞かせください。

続きまして、本市の資金調達とALM体制の構築について伺います。

今回の質問のタイトルからして、一体何を言いたいんだろうとお思いの方も多いと思います。何がしたいかという目的は明確です。市が使える予算を増やしたいんです。

先日、門司区で開催予定の市主催イベントで、太鼓クラブへの出演交渉をした際に、各クラブの状況をお聞きしたところ、ある保育園の太鼓クラブがありまして、これがなかなかクオリティーも高いし、すばらしいんですが、今回は出演しないという話でした。理由を聞いたら、会場まで太鼓を運ぶお金が出せないからだそうです。幾らくらいと聞いたら、往復で1万円くらいとのことでして、保護者にお願いするのも負担が大きいのでという話でした。それぐらい僕が払ってやりたいとも思いましたが、そういうことではなく、この区役所の担当者を責めたいわけでもありません。組織として、限られた予算の中でイベント運営する中で、特定の団体を優遇するわけにもいかないでしょうし、苦渋の判断だったとは思いますが、でも、こんな悲しい話がありますでしょうか。たった1万円で、保育園の子供たちがステージに立てる機会を逃しました。

私の政治信条として、続いていく町をつくるためには、誰よりも我々の子供たちに選ばれる町でないといけないと考えております。そのために、子供たちには、この町で、この町でしかないたくさんの方の幸せの経験を積むことが何より重要だと思います。今回、少なくとも保育園の子供たちは貴重な機会を1回逃したことになります。

どうすればこんな悲しい出来事を減らせるのかと考えたときに、やはり市が使える予算をしっかりと確保することが何より重要だということです。

そして、そのために、少し努力すればできることを今回は提案させていただこうと思っております。

市が使えるお金を増やすにはどうすればいいか。まずは、収入を増やせばいい。でも、税金を簡単に上げることはできません。だから、市の収入側での調整というのは非常に難しいんです。じゃあ、すぐに工夫できる部分って何だろうというときに、可能なのが調達サイド、つま

りお金の借り方の工夫で金利負担を下げることです。これは、人員配置と制度の見直しをすることですぐできますので、投資コストは非常に少なくて済みます。

ただし、かなり専門的な要素を含むため、一般の方には理解しにくいし、市の職員においても、議員においても、なかなか理解と議論が進まない分野であることは間違いありません。でも、そろそろ1つ上の高度な管理体制の確立に向けて、今こそ検討をする時期に来ているということをお伝えしようと思います。

本市は、道路、下水道、港湾整備、学校建設など、市民生活に直結する多くの事業を推進するに当たり、長期にわたって金融機関や市場から資金を借入れ、財源を確保しています。こうした借入れの残高は、一般会計と特別会計、そして、企業会計を合わせると、決算が確定している令和6年度末残高で1兆4,694億円、今回示された令和8年度末見込みでも1兆4,701億円に上り、その元利償還、すなわち借入れの返済と利息の支払いは毎年度の予算において大きな割合を占めております。本市が安定した財政運営を続けていくためには、こうした借入れをただ積み重ねるだけでなく、全体として計画的、戦略的に管理していくことが不可欠です。

これまでは、日本銀行の金融緩和政策により、短期から超長期まで、比較的低利で安定的な金利環境が継続してまいりました。しかしながら、日本銀行が金融緩和政策の転換を進め、長期金利が上昇傾向にある現在の環境においては、金利負担の増大が将来の市民サービスに影響を与えかねない状況にあります。今こそ、まさに今後の市の予算防衛のため、そして、少しでも使えるお金を生み出すために、より高度な制度設計を検討するべきだと提案させていただきます。

こうした認識の下、本市の資金調達管理の現状について4点お伺いします。

第1に、財政・変革局は、本市全体の借入状況をどのような組織体制で一元的に把握、管理しているのか、お示してください。一般会計の借入れについては、財政・変革局が中心的な役割を担っていると承知しておりますが、担当する部署の人員配置や外部の機関との協力関係を含めて具体的にお答えください。

第2に、水道、下水道、港湾整備など、特別会計及び企業会計における資金調達と管理は、それぞれどの部局が担っているのか、お聞かせください。これらの会計は、その性格上、各事業の収入を返済の裏づけとしながら借入れを行っている場合があります。こうした個別の借入れについて、財政・変革局との連携はどのように行われているのかについてお答えください。

第3に、借入残高の総額、返済時期の分布、適用されている金利の水準などについて、全体をふかんで管理の仕組み、これらを意図的にコントロールするためのルールや方針、これをALM体制と呼びますが、これが本市に整っているかどうか、お聞かせください。

また、本市においては、どのような方針で調達を行っているのかについてもお答えください。

第4に、借入れの際に将来の金利変動による負担増を抑えるための手法として、金融機関と

の間で金利スワップ等のリスクヘッジ手法を活用したことがあるのか、あるいは、検討したことがあるかについてもお聞かせください。

以上4点について執行部の御答弁をお願いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）大項目2つ目、本市の資金調達とALM体制の構築、大きな総論をお答えいたします。

近年の物価高や金利上昇、そして、激変する国際経済政治情勢など、長く続いたデフレ経済から大きな環境変化が起きている中、様々な取組の基本的な考え方や戦略もその変化に合わせて従来のやり方から変えていくということは、大変重要なことと考えております。

私たちは、インフレ時代の都市経営という課題に向き合っております。経済成長につながる政策を果敢に、かつ、着実に推進することで、市内総生産や雇用者の報酬などの上昇につなげ、そこで得られる成長の果実、すなわち市税収入の増加等を生かして、老若男女全ての市民の皆様の安全・安心な暮らしや彩りある町の充実につなげていくこと、また、この戦略を貫徹し、成長と幸福の好循環を実現することによってこそ、財政の健全化、持続可能な財政運営にもつながっていくということが基本的な考え方でございます。

他方、一方で北九州市の財政状況に目を向けますと、市税収入等の主な歳入は堅調に推移しているものの、歳出面においては、福祉医療関係経費の増加、賃上げ基調を踏まえた人件費の上昇、物価高の影響、公債費は金利上昇に伴い14億円増といった状況を見込んでおります。

こうした中、金利リスクが大きくなる環境下では、これまで以上に金融、経済環境を意識した機動的な対応が必要となるという面もあることから、資産や負債の一体的なマネジメントは重要な観点であります。自治体の財政運営には、おのずから法令による制約等もございますが、可能な範囲において、今後とも資産、負債、両面におけるより計画的、戦略的な管理に努めてまいります。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目1点目の中学校部活動の地域展開について、4つの質問をいただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、部活動の教育的意義と居場所としての機能をどう認識し、どのような環境を子供たちに提供したいと考えているのか伺うについてですが、学校部活動は、生徒同士や教員との良好な人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。

また、学校部活動は、生徒指導の一翼を担う教育活動として、生徒の人格形成や健全育成にも大きな役割を果たしていると認識しております。

このため、望ましい学校部活動の姿として、より多くの生徒が入ることのできるものである

べきという観点から、子供たちにとって大切な居場所となるよう、運営の充実に取り組んでまいりました。

一方で、最近の少子化の進行により、全国的な課題として、団体競技などを中心に活動の維持が困難となる学校部活動が増加していることに加え、休日の指導や大会引率などが教員の負担となっており、このままでは活動の継続そのものが難しくなり、生徒の活動機会や居場所の縮小につながることを懸念されています。

こうした中、国は、令和4年12月に公表したガイドラインにおいて、生徒の活動機会を確保することを目的に、部活動の地域展開に関する方針を示しました。北九州市においても、このガイドラインに基づき、教育的意義の継承と生徒の活動機会と居場所を将来にわたり確保することを目的に、令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定したところであります。この計画に基づき、学校部活動を持続可能な形へと転換する取組の第一歩として、令和9年9月からは、休日の学校部活動を地域クラブへ展開する方針としております。このため、現在休日の活動を希望する生徒が活動の機会を失うことのないよう、教育委員会が地域クラブを認定することで受皿の整備を進めているところです。

さらに、地域の多様な人材や団体と連携することで、従来の学校部活動にはなかった分野への広がりも期待でき、子供たちの選択肢の広がりにもつながることも期待しております。実際に、ウクレレや合気道、ロードバイクなど、学校部活動にはない新たな分野の地域クラブも立ち上がっております。

北九州市としては、学校部活動が担ってきた教育的意義と居場所としての役割を継承しながら、生徒一人一人が自らの興味や志向、体力等に応じて活動できる多様な選択肢がある環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、休日の地域展開について、一体的な指導の困難さや会費が徴収しづらいという弊害をどのように認識しているのか伺うについてですが、学校部活動の地域展開については、国は令和4年12月に公表したガイドラインにおいて、まずは休日における地域の環境整備を着実に推進するという方針を示したことから、北九州市も、この方針の下に休日の地域展開を進めているところでございます。

休日の学校部活動が地域クラブにおいて展開されることで、平日と休日で指導者が分かれ、一体的な指導が困難になるのではないかとといった不安の声が、一部の生徒や保護者の中にあることは承知しております。現在、こうした不安の声を受けて、平日の学校部活動を指導する教員等のうち、休日も指導を希望する教員等が地域クラブにおいても指導するケースも出てきております。

また、指導者が異なる場合でも、平日の学校部活動と休日の地域クラブが活動方針を共有することで、連携を深め、一体的な指導を行うよう、学校や地域クラブにも働きかけており、このような連携体制が継続していけるよう、教育委員会としても支援していきたいと考えており

ます。

議員御指摘の会費については、一般論としましては、指導者が適切な対価を受け取れるようにすることで、地域クラブの持続可能な運営に資するものと認識をしております。そのため、教育委員会では、地域クラブの立ち上げについては伴走支援を行っていますが、この中で会費等の設定や徴収に関しても相談に応じております。

今後、平日と休日の活動が円滑につながるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

続いて、教育委員会が認定した北九州市地域クラブにおける会計業務を市が担う仕組みを構築する考えはあるか伺うについてですが、北九州市地域クラブでは、令和4年12月に国が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに示されているとおり、社会教育の一環として各団体等が運営主体となって活動するものとして位置づけられています。こうしたことから、地域クラブが持続可能な運営体制を構築していく観点からは、会計業務を教育委員会が担うのではなく、地域クラブが責任を持って主体的な運営を行うことが基本と考えております。

一方で、会費の徴収や指導者への謝礼支払いなどによって、地域クラブに一定の負担が生じることは認識しております。このため、教育委員会では、部活動改革の責任主体として、各地域クラブの運営状況等を把握し、持続的、かつ、安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことが重要であると考えています。具体的には、国のガイドラインを参考に、地域クラブの運営に関する相談窓口等を設け、会計処理、個人情報取り扱い、マネジメント等に関する助言などに取り組むこととしています。

今後、地域クラブに関わる様々な関係者の意見や他都市の事例を参考にしながら、地域クラブの円滑な運営に資する伴走支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、既存の団体との連携について、市はどのような働きかけを行っているのか伺うについてでございますが、学校部活動の地域展開は、既存の団体等が学校部活動の受皿となることで、それぞれの団体の活動の活性化と子供たちの活動機会や居場所の確保を同時に実現できる取組になるものと考えております。このため、北九州市スポーツ協会に所属する各競技団体と、個別に部活動地域展開の趣旨や北九州市地域クラブ認定制度の内容や要件について意見交換を重ねています。

また、北九州文化連盟や北九州吹奏楽連盟、福岡県合唱連盟北九州支部等の団体に対しても、説明会や資料提供を通じ周知を行い、御意見をいただいているところでございます。団体の中には、競技人口を増やすために今回の地域展開を一つの機会と捉えて、地域クラブの立ち上げを検討しているところもあります。他方で、競技や活動の特性、運営体制の違いなどから、北九州市地域クラブとしての認定を希望していない団体もございます。

こうしたことを踏まえ、教育委員会では、学校部活動の地域展開が子供たち一人一人の可能

性を広げる活動となるよう、学校部活動の受皿の拡大について、各団体との連携の在り方を探っていきたいと考えております。

いずれにしても、北九州市における部活動地域展開は、学校のみで完結するものではなく、家庭や地域がそれぞれに役割を担いながら、子供たちの活動を社会全体で支える仕組みへ転換することを目指す取組でございます。子供たちにとって何が最善か、学校、家庭、地域、行政が思いや立場を共有しながら、持続可能で多様な選択肢のある環境の実現に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（中村義雄君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 本市の資金調達とALM体制の構築についての各論について、順不同になりますが、まず借入残高、返済時期の分布、適用金利の水準など全体をふかんでできる仕組み、ルールや方針が整っているかとの質問にお答えいたします。

北九州市をはじめとする地方公共団体は、これまで長きにわたる低金利環境の下で財政運営を行ってきており、地方債に係る金利負担は一定程度抑制されてきたところであります。近年のインフレや金利の上昇などによるコスト増のすう勢の中で、安定した市民サービスを将来にわたり確保していくためには、経済成長へつながる政策を着実に推進し、成長の果実である市税収入の増加はもとより、将来の公債費負担への影響をこれまで以上に意識した持続可能な財政運営が重要となってきております。

このような中、北九州市におきましては、一般会計をはじめとする全ての会計の元利償還や市債残高を一元的に把握するため、市制発足時から公債償還特別会計を設置し、債務の総合的な管理を行っております。

加えまして、計画的に積立てを行い、将来の元金償還に備えるために、公債償還基金を設置いたしております。この基金では、積立てと払出しを計画的に連動させるとともに、運用益を利払い費に充当することで、年度間の公債費負担の平準化を図り、将来世代への過度な負担の先送りを抑制いたしております。こうした取組は、資産と負債の残高や償還年度の分布、金利水準などを総合的に把握し、中長期的な負担のバランスを管理する、主に金融機関で用いられる経営手法である、いわゆる議員御指摘のALMの考え方に通じるものと考えております。

一方で、地方債の発行や基金の運用につきましては、地方自治法や地方財政法などに基づき、充当対象や発行手続、資金調達の手段、運用方法などにつきまして、一定のルールが設けられており、民間企業のような自由度の高い資金調達や運用には制約がございます。こうした制約の中で、市債発行につきましては、将来の利払い費を安定させるため、固定金利を基本といたしております。その上で、発行時期や借入年限を分散させることにより、金利上昇リスクの抑制と将来負担の安定化を図っております。

基金の運用につきましては、市民の財産である公金の元本割れなどが生じる運用などについては制限されておりますことから、元本の確実な保全を最優先としつつ、安定的な収益の確保

に努めております。令和7年度は、運用益といたしまして、前年度と比べて約4億円増の約13億円を見込んでおりまして、これは公債費の利子払いの実質的な負担軽減につなげております。

このように、公債償還基金は、借入金の償還財源にとどまらず、債務管理と一体となって負担抑制を図る財政運営上の貴重な財源としての側面があると考えております。今後とも、金利動向や社会経済情勢の変化を的確に見極めながら、公債費の平準化と安定的な調達に努め、経済成長へつながる施策を着実に推進するための財源確保に努めてまいります。

次に、残りの御質問、1つには組織体制や人員の配置、2つ目に特別会計や企業会計などにおける資金調達の管理、4点目、金利スワップ等のリスクヘッジ手法の活用の3つの御質問に、少し長くなりますが、まとめてお答えいたします。

市全体の借入状況の管理や組織体制につきましては、資金調達、元利償還、市債発行に係る許可、協議など、全庁横断的に統一的な判断が求められる事項につきまして、公営競技局の資金運用を除き、財政・変革局財政課が取りまとめて、所管部局と協力、調整を行いながら、総合的な債務管理を実施いたしております。

また、市全体の公債費につきましては、公債償還特別会計を通じて一元的に経理することにより、償還状況及び残高を明確に把握し、適切に管理をしております。具体的には、特別会計、企業会計を含む全会計の市債につきまして、まず発行額、残高、適用金利、それから、年限、借入先、地方債の区分、償還年度ごとの分布、それから、借換え予定などの情報を起債管理システムにより一元的に把握をしております。このシステムは、日常的な元利償還管理や単なる台帳管理にとどまらず、1つには公債費の中長期推計、2つ目に将来負担比率や実質公債費比率への影響分析、3つ目に金利変動シナリオの検証などの分析に使用しておりまして、戦略的な起債運営に活用いたしております。

こうした業務の管理は、私含めて局長以下11名で担っておりまして、この分野の知識、経験を有する職員が多く配置されております。

また、外部の専門的知見を得るため、大手の証券会社4社をパートナーとして選定し、1つには市場環境を踏まえた発行タイミングの見極め、2つ目に投資家の需要の分析、3つ目に条件決定に向けた事前ヒアリングに当たりまして、必要なアドバイスを受けております。

また、新しい投資家を開拓する、いわゆるIR活動につきましても、市長もトップセールスに加わっていただき、財政状況、それから、政策方針などの取組を直接説明し、金融機関や政府系機関など、信用力の高い投資家との信頼関係を構築することを重視して取り組んでおります。

またさらに、人材育成面では、証券アナリスト等による勉強会などを毎年実施いたしまして、担当職員の金融リテラシーの向上と専門知識の習得にも努めているところでございます。

次に、お尋ねの特別会計及び企業会計の資金調達につきまして、本来は、特に企業会計は独

立採算が原則でございますが、料金収入や事業収支の見通しに基づく経営判断は独自に行うべきでございますが、起債運営の安定性の観点から、全庁横断的に統一した取組を行うことが効果的であるため、全ての借入れを財政・変革局が一括して実施しております。

なお、近年の金利上昇局面におきましては、僅かな金利差が長期的には多額の利払い差となる可能性があることから、将来世代に過度な負担を残さないため、財政・変革局と所管部局との緊密な情報共有の下、計画的な起債管理を徹底いたしております。

次に、市債発行に当たりましては、毎年度策定をしております市債発行計画に基づきまして、平均借入年限を10年程度としつつ、5年債、それから、10年債、それから、20年債を組み合わせ、必要に応じて元金均等償還を取り入れることで、バランスを取った年限構成や償還方法を採用し、公債費の平準化に努めております。具体的には、令和8年度予算におきましては、1つには、特定年度への元金償還の集中による歳出負担増を回避するため、借換債を477億円発行しております。2点目に、満期一括償還時に財政運営に影響することなく支払うために、おおむね30年の均等積立てを行っております。また、過去最大となる基金運用益を利子払いに充当し、公債費を抑制しております。来年度予算で13億円でございます。

また、基金運用は、地方自治法上、确实、かつ、効率的に運用しなければならないと定められておりまして、法令に準拠した基金運用方針に基づき、公債償還基金では、1つに預金運用は入札方式により最も有利な金利を確保、2点目に債券の運用は毎年一定額を20年間購入する、いわゆるラダー型運用方式の採用とすることで、金利変動リスクを分散しつつ、安定的な運用益確保に努めております。

加えまして、令和7年度見込みで26億円の積立てがあるSDGs基金、これは環境分野のみならず、地域福祉やボランティア、グループ活動を支援することを目的としていた既存の5つの基金を令和3年に再編、統合し、資金を集約した上で、効率的、かつ、安定的な運用を図っております。なお、その運用益は、統合前に各基金が有していた政策目的に沿って、子供や高齢者などを対象として地域で行われるボランティア活動の支援などにも毎年活用しております。このSDGs基金を含めまして、26ある全ての基金を一括して運用するなど、資金規模のスケールメリットを生かし、より有利な条件で運用することで、資金の効率的活用と安定的な運用益の確保に努めております。

最後ですが、金利スワップなどのリスクヘッジ手法の活用につきましては、地方自治体の財政運営におきましては、法律に基づきまして一定のルールが設けられており、将来負担の見通しを重視し、積極的にリスクを取りにいくことは行ってございません。言い換えますと、固定金利を変動金利化することにつきましては、市場金利の上昇局面において、利払い負担の増加がリスクとなりますことから、固定金利による安定的な調達を基本といたしております。

このように北九州市では、市役所全体として債務を把握、管理する体制を構築し、資産と負債を一体的に管理しておりまして、金利上昇局面においても引き続き安定的な資金管理に努め

てまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君） 1 番 菊地議員。

○1 番（菊地公平君） 御答弁ありがとうございます。

じゃあまずは、部活動のお話からしようと思います。

まず、今回の目的についてなんですが、最終的に生徒の活動機会を失うことのないように、生徒が選べる環境というところがございますので、向かうべき方向に関しては、共通のといえますか、同じである、考え方は一緒だなと確認いたしました。あとは、やり方の問題なんじゃないかなと思っております。

2 点目の休日と平日で分かれていることなんですけども、これ、取りあえずは国のガイドラインは確かにそのように書いているんですけど、その書いている内容に対して、もうそのままやっているだけとしか見えなくて、先ほど示しました神戸市なんかは、平日と土日、一緒に民間に移管するというか、展開するという形になっておりますし、ちょっとずつちょっとずつだと事業としてやっていこうという人たちが入ってこれないので、そういうふうな形でいこうとしているわけがございます。逆に、熊本市では、部活動に寄せているので、自分たちの手元でしっかり管理していくと、そういう方向になって、大きく 2 つの方向性があるっていう中で、結局、じゃあ令和 9 年 9 月になったときに、じゃあその後、平日と休日はその後もずっとそういうふうに分けていくとお考えでしょうか、確認させてください。

○議長（中村義雄君） 教育長。

○教育長（太田清治君） 議員から部活動への熱い思いを伺いました。私どもも、日々様々な御意見をいただきながら検討を進めているわけですが、まずは、まずは休日の問題について解決しなければならないということで今進めております。これがうまくこう波にというんですか、状況がうまく回転し出したら、またそのときは平日についてという 2 段階で今考えていっているところがございます。

そもそもの話を申し上げますと、もう部活動自体が少子化で成り立たなくなっているということに加えて、先生方が部活動を担当するというのも非常に難しくなっているということも併せて私どもは考えていっております。そういったことで、休日をどうするのかということについて、今第一に考えていっているということでございます。以上です。

○議長（中村義雄君） 1 番 菊地議員。

○1 番（菊地公平君） そこを分けることが、かえってこれを進めるための弊害になっているんじゃないかと私は認識しております。この辺に関しては、また議論を続けていければと思っております。

そして、責任の話はまた後ほど言いますが、4 番目の件で、既存の団体との意見交換っていうことなんですが、もう全部の団体に受皿になってくださいという相談はもうしたという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）全部の団体がどこを指すかということもあるかと思うんですが、私もができ得る限りの団体に関してはお話を差し上げているということで、私どもは本当に多様な、多様な選択肢のある部活動というのを考えておりますので、様々な団体の方から御意見いただくということで進んでおります。以上です。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）その点に関しては、認識がちょっと違いまして、私は、スポーツをやっている関係で、いろんな団体から結局市はどうしたいの、地域展開どうしたいんですか、何の話もないしっていう話をよく聞くんです。全部の団体というか、少なくとも今確認されている団体にはもうお話ししたということではあったんですが、たまたま私の周りがそれに全部漏れているのか、その辺がちょっとすごく不透明だなと思っております。

その原因に関してもちょっとお話ししたいと思います。皆さん、資料の6ページを御覧いただきたいと思うんですけども、まず本市の子供政策における全ての大前提として、本市の子ども基本条例との関係から申し上げたいと思います。子ども基本条例第3条は、市に対し、あらゆる施策を通じて子供の権利を保障する責務を課しています。また、第5条は、子供が安全な環境の下で生活できること、心身を傷つけられないことというの保障しております。

部活動の地域展開は、単なる制度変更ではなくて、子供たちの安全な環境と居場所を市としてどのように保障していくのかという制度の問題だと認識しております。これは、保健福祉の制度変更等と同等の慎重さを持って取り組むべき案件だと考えます。したがって、本件は、教育委員会単独の課題ではなく、市全体の統治構造に関わる課題であると受け止めております。

部活動の地域展開は、子供の生活環境に直接関わる施策でありますので、これら条例の理念に基づいた制度設計が求められます。文部科学省のガイドラインでは、指導体制の組織的整備と安全管理体制の確立というのを求めています。また、スポーツ庁の政府スポーツ政策も、密室性の排除と組織的管理を重視しています。つまり、部活動の地域展開の制度設計は、組織で行うこと、制度として設計するというを前提とされています。意図したわけではございませんが、今朝の読売新聞オンラインにて、国が進めている学習指導要領の改訂で、中学校の部活動指導者らにおける体罰や暴言などの防止が総則に盛り込まれるという報道もございました。また、地域クラブの役割も明記するとも報じられております。

熊本市は、顧問2名、副顧問2名の体制を基本として、ローテーションを含め、1部活当たり4名体制の指導と制度設計をやり替えました。これは、人を厚くするっていうだけではなくて、子供たちへの危害のけん制機能と事故対応力を制度として担保するための設計になっております。

この点に関して、私自身非常に大変つらい経験をしております。私の長女は、中学校で運動部に入って、男子と混じって1年生のときは楽しくプレーしていたんですが、当時外部コーチ

だったのですが、ほぼワンマン体制でした。それが、2年生で長女が生徒会に入った途端、部活に全力じゃないと怒られ、練習試合にすら出してもらえなくなり、後輩の1年生の前で蔑むようなことまで言われ、挙げ句の果てには、公式戦の当日におまえはアップすら要らないと言われて泣いて帰ってきました。そして、一時的に学校に行くことができなくなりました。長女は今高校生ですが、もういまだに部活の話はしません。本当にひどい心の傷を負ったと思っております。当時、長女から絶対に学校に言わないでと言われて我慢しましたが、今思えば、あ
のとき教育委員会にしっかりと申し入れればよかったと後悔しております。

また、別の事例でも、ある部のコーチがセクハラで親たちから苦情が出て辞めさせられたケースや、また、別の部では、逆に特定の保護者が顧問やコーチを批判して大暴れして、子供たちが活動できなくなったという事例も、もう身近なだけで何件もこういった事例が出てきております。こういうことから子供たちを守るということが非常に大切です。

仮に、単独指導体制を容認した場合、重大事故や不適切指導が発生したとき、監督体制の不備が問われる可能性があります。制度を市が設計し、学校施設等を使用して活動する以上、子供や保護者から見た最終的な責任の所在は市にあると考えます。

そこで、お尋ねします。

ちょっと意地悪な質問になるかもしれませんが、仮に私が子供が不登校になった責任について訴訟を起こした場合、市は責任を免れるとお考えでしょうか。

○議長（中村義雄君） 教育長。

○教育長（太田清治君） 仮のお話には、ここではお答えするのは差し控えたいと思っておりますけれども、先ほどのお嬢様の件でありますとか、あるいは、指導の在り方、そういった事柄について、もう絶対に改めていかなければならないことだと思っております。そういった意味でも、新しい部活動の在り方を私どもも考えていっております。

先ほど申しましたけれども、様々な選択肢があって、多様な競技を選べるとか、間口をもっと広げていくということも必要でないか、そういったことで、先ほどから多様な選択肢のある部活動ということを申し上げておるわけです。ですから、議員がおっしゃったような方向と私どもも全く一緒でございますので、そこはまた、今御意見いただきながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君） 1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君） 繰り返しになりますが、子ども基本条例第3条及び5条にて、安全な環境を制度として担保するとうたっている以上、本市はその辺にしっかりとコミットして、複数の指導体制というのを前提とした安全管理体制というのを最低限担保して構築しなければいけないと、市が責任主体として関与することは市の責務であると考えております。そういった前提での制度設計を再度行っていただきたいと、これを要望いたします。ですので、地域展開したからといって、そこで起きたものが全て地域クラブの責任にはならないという前提で構築

しないといけないということです。よろしく願いいたします。

続きまして、この複数指導体制を前提とした場合に、市が関与する必要な人材総量は当然増えます。熊本市では、400部に対して4人ずつですので1,600人、本市では、今700ある部活動で同様にして設計すれば、単純に掛ければ2,800名規模ですけど、実際は活動していない部活動等を調整して500部程度になるかと思います。それは、例えば仮に4人ずつ配置したとした場合、2,000人規模の指導者を確保するという、結構壮大な話になってくると思います。それを、今一番僕が問題だと思っているのは、現在の教育委員会の担当者、専任2名体制で設計、統括するということが現実的に可能だとお考えでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）熊本市さんの人数が今どのくらいかというのは、はっきり分かりませんが、私どもとしましては、担当は2人ですけれども、教育委員会の総体で様々なことを進めております。会議につきましても、毎週、担当から私を含めて次長も入りまして、複数名の会議で方向性を確認しながら進めていっておる次第です。以上です。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）ちなみに言うと、7ページを参考にさせていただきたいんですが、熊本市が400部に対して今担当者を20名程度しっかりつけて、それぞれ対応しております。少なくとも、本市はそれよりクラブ数が多いですので、しっかりと人数をつけて、人をつけて設計してもらえないと、これは全部骨抜きになって、全部の責任を地域クラブに負わせると、ただそれだけになってしまうということを懸念しております。

そして、8ページ、これも熊本市の参考ではございますが、それをするにはどうしてもお金が必要になります。市が一定の公費負担を制度の基盤として確保するということが不可欠であると思いますので、しっかりとこれについても検討していただきたいと思っております。結局、最後、地域クラブのボランティアみたいな形で収めるということでは、この先立ち行かなくなるとここで申し添えておきたいと思っております。

最後に、当初実施された教職員、保護者、中学生へのアンケートは、なかなか制度の具体像が誰も分からない中で行われたものでございました。現在では、熊本市など複数の制度モデルが見えてきておりますので、こういった制度モデルを一定程度整理した上で、現時点で改めてアンケートを実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）たしか令和5年にあのアンケートをしているかと思えます。ある程度方向性が固まってまいりましたので、御意見をしっかりと伺いながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）1番 菊地議員。

○1番（菊地公平君）この地域展開に関しては、本当しっかりしていかないと、うちの娘のよ

うにひどい目に遭う子たちが出てくる可能性がありますので、制度設計、責任の所在、これをしっかりしていただきたいと思っております。

そして、今までの部活動は、学校という閉じたコミュニティの中で、学校と保護者という関係の中で行ってきていますが、これを本当に正しく地域に展開しようとするのをもうちょっと考えていただきたいと思っております。そのためには、教育委員会だけでは、教育委員会の所管する範囲のみでは到底できません。地域のいろんな団体を入れていかなければいけないと思っておりますので、そちらをしっかりと考えていただきたいということでございます。

熊本市の取組は全国的に注目されていますが、もうこれはあくまで部活動としての枠組みで継続していますので、北九州市も新しい地域展開というしっかりとした形をつくっていただきたいと、そうすれば熊本市よりも、北九州市こそが本当の意味で地域展開をしたと全国からも注目されるのではないかとと思っております。熊本市の教育長は、青山社中の遠藤元代表です。そして、本市にも青山社中の朝比奈代表が市政アドバイザーとして就任されております。実は、必要なパーツは既に本市にもそろっているのではないのでしょうか。あとは、本気で議論して、組み上げるだけだと思っております。

部活動の地域展開をきっかけに、地域の在り方そのものまで踏み込んでリデザインする、それが実現できれば、北九州市は全国の自治体から視察が相次ぐ都市になります。それこそが、市長が掲げる全国からのアテンションを高めるという手段の具体化ではないのでしょうか。我々議会としても、早急に勉強会を開催し、議員連盟の設立も含め、積極的に議論していく覚悟でございます。今このときに私たちがどれだけ真剣に制度を設計するかで、次世代を担う子供たちがこの町にどれだけの愛着を持てるかというのが決まってきます。子供たちが大人になったときに、この町が共に部活動で汗を流した仲間がいる町として記憶に残るか、それとも、ただ通り過ぎた場所になってしまうのか。それは、今ここにいる私たちが、ここでしっかりと制度設計する、それ次第だと思っております。未来の子供たちに誇れる仕事をしっかりとここでやっていただきたいと思っております。

すいません、大分地域展開の話が長くなってしまったので、続いてALMの話をしていただきます。

基本的に市の設計に関しましては、非常に私も理解しておりまして、最低限の基盤はしっかりと整っているということでは理解しております。

ただ最後、4番のスワップのところ、リスクを取りにいくっていうような表現がちょっと気になったんですが、リスクを取りにいくんじゃなくて、リスクをかわすための仕掛けだと思っております。制度も整備されていないというところではございましたが、川崎市等、実はこういったスワップの制度も含めて検討して動き出している政令市もございますので、北九州市もぜひ一歩先に進めてやっていただきたいなと思っております。

時間がなくなってきたので、最後、資料の10ページの話をしたいなと思っております。

これは、ここ1年の金利動向についてまとめたものです。データについては、ブルームバーグとかは取れなかったのですが、ちょっと荒いデータではあるんですけども、下から順番に国債の2年、5年、10年、20年、30年の金利データ、昨年1月から直近までのデータが示されています。オレンジの破線は、同時期のクレジット・デフォルト・スワップのレート、CDSレートでございます。これは日本国債が破綻する可能性を表していると言われております。

これについて財政・変革局長の見解をお伺いしようかなと思っていたんですが、時間がないので、ポイントは大きく市場は何のリスクに反応しているのかを見るというのが重要です。日銀の政策金利なのか、国債のデフォルトリスクなのか、先行きの不透明さなのか、流動性リスクなのか。または、ファンドのポジション調整や海外市場の影響と、いろんな要素があるのかなと思います。今回に関しては、この表から読み取れることは、日銀の政策金利の方向性が1点、そして、日本経済の先行きの不透明感が大きなポイントだったのかなと分析しております。一番最後のところに、今年2月に何があったかというところ、これは選挙です。選挙前は、今後の方向性が最も見出しにくいので非常にリスクが上がると。そして、選挙で自民党が優勢となって、株価も含め暴騰した。そして、投票日、自民党の大勝の後にはまた暴騰しております。一方で、クレジット・デフォルト・スワップは急速に減少している。これは、国の先行きが定まって安定したという認識でいいんじゃないかなと思っております。選挙中は、高市内閣の拡張的な財政運営のせいで国債のデフォルトリスクを反映しているという意見もありましたが、蓋を開けると、高市内閣が決まった瞬間にリスクがなくなったということで、先行きの不透明さを嫌がっていた部分が解消されたと見るのが妥当な判断ではないかなと思っております。

1つの情報からしっかり分析してインテリジェンスを得るというこの過程が、金融を見ていく中で非常に重要になっていて、今分かっているのは、今後金利が上がっていくという方向性は大概みんな分かっているのかなと思います。ある証券会社は、今年6月、12月、6月にそれぞれ25ベース政策金利、日銀が上がるだろうと見込んでおります。イラン戦争が始まったので、また見直しが必要かもしれませんが、今後は大幅に金利が上がっていく可能性は十分にあります。

例えば、現在、太刀浦の第1コンテナターミナルのコンテナクレーンの更新とか、16億円程度、これは令和11年度に借入れるという予定になっていますけど、令和11年度に借入るってなったら、金利何%になっているか分かんないんです。ですので、例えば今の時点で、フォワードスタート型の金利スワップを組む、もしくは、スワップションというそういう技術があるんですけど、3年後の借入金利を今約束するということができますので、そういった技術を利用してリスクヘッジをして、最低限一定以上の金利負担に収めるっていう、そういう制度設計をすることを目指してほしいということを申し上げたいと思っております。そのために必要なのは、さっき言った市場の方向性をしっかりと財政・変革局がグリップして、市全体の共

通の認識として示すことが1点、そして、あとは先ほど言った制度設計、こちらをしっかりと固めていただいて、金利負担を何とかヘッジしていくと、リスクを取りにいくのではなく、ヘッジしていくという認識で対応していただければなと期待して終わります。ありがとうございます。

○議長（中村義雄君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時15分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質疑を続行いたします。21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）皆様こんにちは。公明党の小松みさ子でございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、ケーブルテレビ、インターネット中継を御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

会派を代表いたしまして、一般質疑をさせていただきます。

初めに、置き配ボックスの活用推進について伺います。

近年、インターネット通販の拡大などにより宅配需要が急増する中、再配達が増加が物流現場の負担や環境負荷の観点から大きな課題となっています。国土交通省の調査によりますと、直近の再配達率は約8.3%となっており、宅配物のおよそ1割近くが再配達となっている状況です。株式会社LIXILが行った約100世帯を対象とした約1年4か月間の実証事業では、宅配ボックスの活用によりCO₂排出量が約379キログラム削減され、配達作業時間も約178時間削減されたという事例が報告されています。

このように、再配達の削減は、環境対策と物流の働き方改革の双方に資する取組であり、こうした課題を踏まえ、既に複数の自治体では、置き配ボックスの購入費助成を制度として実施しています。例えば、大分市では、再配達を抑制させ、物流における温室効果ガス排出量の削減を図る目的で、上限3万円の補助を実施しております。また、大阪府摂津市では、地球温暖化の防止に資することを目的として、購入費の2分の1、上限額1万5,000円の補助を実施しています。さらに、政令市でも、横浜市では、よこはま安心ボックス設置支援事業として、想定件数6,700世帯に対し、宅配ボックスの設置費用を支援する事業を来年度の予算案に計上しています。これらの自治体では、置き配ボックスの設置支援が再配達の削減と市民の利便性向上の双方に効果がある施策として位置づけられ、実施されています。

再配達率が約1割に迫り、年間25万トン規模のCO₂排出につながっている現状を踏まえると、環境未来都市として2050年CO₂排出実質ゼロを掲げる本市においても、置き配ボックスの活用推進は、再配達削減、環境負荷軽減、暮らしの利便性向上を同時に実現できる設備であり、政策目標と極めて親和性の高い施策であると考えます。

そこで、本市としても、イベントなどにおいて置き配バッグを市民に配布するなど、置き配

についてもっと多くの人が関心を持つように周知の強化を図るとともに、置き配ボックス購入費への助成制度についても検討をしてはどうかと考えますが、見解を伺います。

次に、介護事業所、介護事業者支援について伺います。

本市の福祉サービス事業所を取り巻く環境は、人手不足と物価高騰が同時に進行する極めて厳しい状況にあります。その中で、今回の2月議会に提案された令和7年度補正予算案において、福祉サービス事業所等への電気代や食材費など、物価高騰への支援を計上していただいたことは、現場にとって大変助かる対応であると受け止めております。

しかし、一方で、現場から依然として最も深刻な課題として上がってくるのは、人手不足と職員の離職率の高さであります。電気代や食材費など運営コストへの支援が幾らあっても、働く人が確保できなければ、サービスそのものが継続できません。今回の補正予算で福祉サービス事業所等への物価高騰対策は講じられましたが、現場からは、光熱費の補助はありがたいが、人がいない。職員が辞めれば事業を縮小せざるを得ないという切実な声が寄せられています。つまり、物価高騰対策は、事業所の延命措置にはなっても、持続可能な運営にはつながらないというのが実情です。

現場で求められているのは、賃金水準の底上げにつながる支援や住宅費や通勤費など、生活負担の軽減、若年層が将来を描ける継続支援といった人員の確保や定着に直結し、事業所の運営継続につながる支援策です。

そこで、伺います。

1点目に、介護現場の人員の確保や定着につながる支援について、福岡県では、福岡県介護人材確保・定着促進協議会を設置し、県内の関係機関や関係団体と情報交換を図りながら、介護職員の現状と課題を把握するとともに、課題改善に向けた具体的な対策の検討、介護現場の事業者等の支援を行い、人材確保、定着に取り組んでいます。

そこで、本市も県と連携をして介護現場の人員の確保、定着の取組を進めていただきたいと思います。見解を伺います。

2点目に、介護福祉人材を地域で支えるために、本市独自の処遇改善支援をしていただきたいと思います。見解を伺います。

次に、若松区二島駅の駐輪場整備について伺います。

若松区の交通拠点の一つであるJR二島駅前には、きちんとした駐輪場が整備されていないため、自転車が駅前に雑然と置かれている状況が続いています。以前は、自転車が道路いっぱいにはみ出していたり、倒れたまま放置されていたりした箇所も多く、歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、高齢者や子供にとって転倒事故などの危険性もあるとの声をいただき、何度か市の担当課やJR九州の担当者の方に整備をお願いしてまいりました。その結果、現在は自転車が道路にはみ出さないようガードレールを設置していただき、また、シルバー人材センターの皆様が自転車の整理や対応に御尽力くださっており、以前と比べると環境が改善できている

ことには心から感謝申し上げます。

しかしながら、これはあくまでも応急的な対応であり、根本的な解決に至っていません。駐輪場が整備されていないことから、無秩序な駐輪が続き、自転車の盗難被害も発生しており、防犯の観点からも大きな課題となっています。また、地域の皆様からも、きちんとした駐輪場を整備してほしい、安心して自転車を止められる場所が必要だといった要望が継続的に寄せられています。

駐輪場の整備は、駅利用者の利便性向上のみならず、放置自転車対策、歩行者の安全確保、防犯対策、そして、駅前環境の改善にも直結する重要な施策です。

そこで、本市として、シルバー人材センターの皆様など、現場で支えてくださっている皆様の負担に頼り続けるのではなく、JR九州と連携し、駅前用地や未活用スペースの活用などを含めた計画的な駐輪場整備を検討し、二島駅前に正式な駐輪場を整備することで、恒常的な解決を図るべきと考えます。二島駅前における駐輪場整備を具体的な計画として進めていく考えはあるのか、本市の見解を伺います。

最後に、リバースメンター制度の導入について伺います。

先日、衆議院議員総選挙が行われましたが、日本の若者のうち、自分たちの力で国や社会を変えられることができると思っている人は非常に少なく、先進国の中でも特に低い割合です。実際に、政治や行政の場にも若者の声が届きにくい現状があります。

このような状況を踏まえ、令和5年4月に施行されたこども基本法では、自治体に子供、若者の意見を政策に反映させる取組が求められました。若者が地域や政治に関心を持ち、自らの意見がまちづくりに反映される経験を持つことは、将来のその町を支える人材の育成と市民参加の基盤づくりにつながります。本市では、子供の声を市政に生かす仕組みとして、みらい政策委員会を設置しており、子供たちからの提言や意見交換を行ってきたことは評価すべき取組であると考えています。

しかし一方で、みらい政策委員会は、選ばれた市内の小・中・高校の一部の生徒が市政について意見を述べる諮問、提言型の仕組みであり、若者が政策形成の当事者として継続的に関わる制度とは性格が異なります。例えば、福岡県古賀市では、高校生が市長のリバースメンターとして高校生の声を政治に反映させる未来に向けた取組を開始しました。リバースメンター制度とは、一般的には、部下や若手社員等が上司や先輩のメンター、指導者、助言役となってアドバイスを行うことをいう制度で、古賀市でのこの制度の特徴は、高校生自らが市長のメンターとして政策等を提言し、社会を変える実感を持つことによって、高校生ならではの感覚や価値観を持った意見を市政に取り入れ、新たな展開を生み出すことを目的としている点にあります。単に、意見を聞くだけではなく、若者を政策づくりのパートナーとして位置づけています。つまり、みらい政策委員会は意見を届ける場、リバースメンター制度は政策を共につくる場という本質的な違いがあると考えます。

そこで、伺います。

本市のみらい政策委員会と若者を政策形成の担い手として位置づけるリバースメンター制度とでは、若者の果たす役割や制度の到達点が異なる取組であると考えますが、若者の声を聞く段階から政策を共につくる段階へと進めていくことこそが、これからの市民参加の姿ではないでしょうか。みらい政策委員会の取組を否定するものではなく、それを土台としながら、より踏み込んだ若者参画の仕組みとしてリバースメンター制度を導入する考えはないのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目4つ目、リバースメンター制度の導入につきまして、みらい政策委員会を土台としながら、リバースメンター制度を導入してはというお尋ねございました。

北九州市では、子供や子育てに優しい社会づくりを推進するため、子供の目線に合わせて子供の最善を考え、子供を社会を構成する存在として尊重することができる、こどもまんなかcityの実現を目指しているところであります。

この実現に向けた施策の一つとして、令和6年度に子供の視点を市政に生かすとともに、子供が自らの意見で社会をつくる体験を通じ、まちづくりの主体としての意識を持つことを目的としたみらい政策委員会を創設したところであります。

みらい政策委員会では、市の政策テーマごとに小・中学生や高校生による委員会を編成し、担当課を交えたワークショップで検討を深めた後、私にも政策提言をしていただくこととなっております。この提言につきましては、内容を精査した上で、実現可能なものから事業化を検討し、また、具体的に実現していくということとしておりまして、まさに小・中・高生から私たちが市政に関する学びを得るというリバースメンター制度と軌を同じくするものでございます。令和7年度は、勉強できるスペースを分かりやすく発信してほしいという提言をいただきまして、市内の自習可能なスペースをまとめたウェブサイト、自習室マップを受験期間に合わせて公開しており、提言内容を実現した一例でございます。実際に、子供たちから政策提言を受け、なるほどと思うアイデアや的を射た提案があり、私自身も大変勉強になりました。

加えて、北九州市では、ほかにもリバースメンター制度の類似の取組として、若者ならではの意見を施策に反映していくZ世代課パートナーズ制度を立ち上げて、Z世代の方に様々な分野で御活躍もいただいております。

いずれにしましても、議員御指摘のように、将来の担い手である若い世代の方のまちづくりへの参画、これは非常に持続可能な社会を築く上で重要なものと考えており、みらい政策委員会やZ世代課パートナーズ制度を着実に実施し、今後も若者がまちづくりや社会課題に主体的に関わる機会、これを創出していきたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）置き配ボックスの活用促進につきまして、置き配の周知強化を図るとともに、置き配ボックス購入費への助成制度を検討してはどうかとの御質問にお答えいたします。

置き配の活用は、再配達削減を通じて、配送車両の走行距離抑制やCO₂排出量の削減に資することから、脱炭素に一定の効果があるものと認識しております。また、物流分野における人手不足への対応などにも寄与するものと考えています。

北九州市としましては、こうした効果を踏まえ、事業者の主体的な取組が市民生活に広がり、定着することが重要であると考えています。再配達削減は、日時指定や置き配ボックスの活用、町なかの宅配ロッカーの利用など、様々な環境配慮型行動の積み重ねによって実現されるため、民間事業者も様々なサービスを実施しています。

そのため、北九州市では、ホームページ、SNS、エコライフステージなどを通じまして、置き配を含む環境配慮型の受け取り方法を啓発するとともに、民間物流事業者とも連携しながら再配達削減に向けた取組を進めています。

さらに、令和8年度予算案には、環境配慮型行動に対しましてインセンティブを付与する新たな事業を計上し、市公式LINEと連携して、行動の気づきからポイントによる動機づけ、見える化までの仕組みを強化する予定であります。この中で、置き配の選択をポイント付与の対象とすることや獲得ポイントの交換景品として置き配ボックスを設定するなどにより、具体的な行動変容を後押しする工夫を検討したいと考えています。

このように、助成制度という形ではございませんが、行動変容を促進する新たな施策の中で、市民一人一人が環境問題を自らの課題と捉え、日々の生活の中で、自主的、積極的に環境保全に取り組む市民環境力の向上に向けた取組を進めてまいります。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、大項目2点目の介護事業所、介護事業者支援についての2点のお尋ねにまとめて御答弁申し上げます。

県と連携した介護現場の人材、人員確保、定着の取組、また、本市独自の処遇改善というお尋ねでございました。

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高まる中、介護の仕事に従事される皆様は、暮らしを支える大切な存在であり、介護人材の確保、定着を図ることは非常に重要であります。介護従事者の確保、定着に向けた取組につきましては、国の定める地域医療介護の枠組みにおきまして、都道府県単位で基金を設け、広域的に行うことが基本となっております。福岡県におきましては、この基金を活用するなどしまして、介護事業者向けのDXなどの補助や加算取得セミナーの実施、また、介護分野への就業のきっかけとなる入門的研修や就職面談会などを県内各

地で実施しております。北九州市では、このような県の事業に市内からも参加できるよう、事業者や市民の皆様へ周知することで連携をしております。

また、議員御紹介の県の協議会は、県が実施する補助や事業につきまして協議する場として運用されており、個々の市町村が参加しているものではないのですが、この協議会にかかわらず、県との情報共有や意見交換は適宜行っているところでございます。

他方、北九州市では、独自の取組として、介護人材について介護シェアリング都市の実現を掲げ、1つには有償ボランティアのマッチングサイト、スケッターの活用、2つ目に若手介護人材のコミュニティー形成を目指す介護みらい会議の開催などを進めております。あわせて、介護の仕事魅力発信の取組なども行っているところであります。

介護職員の処遇改善に向けましては、これまでも事業所向けに加算取得のセミナーなどを継続して開催してきたところでございます。このたび、国の経済対策として加算の対象となるサービスや職種が拡充されたため、新たなサービス等も対象に加え、新規の加算取得やより上位区分の加算取得に向けたセミナー開催及び個別相談会を開始いたしました。そのほか、介護報酬には生産性向上や医療との連携状況などを評価する加算もありまして、これらを合わせてより高い加算を取得することが事業所の安定的な経営につながると考えております。

そこで、令和8年度は、さらに多くの事業者の皆様がより高い加算を取得できるよう、研修等を充実させるとともに、テクノロジー等を活用した生産性向上につながる支援をしてまいります。引き続き、福岡県とも連携しながら、介護従事者が安心し、誇りを持って働き続けられるよう、介護先進都市としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）最後に、大項目の3番目、若松区二島駅の駐輪場整備について、駐輪場整備を具体的な計画として進めていく考えはあるのかとの御質問に御答弁いたします。

北九州市における駅周辺の自転車駐車対策は、放置自転車が歩行空間の安全確保や景観の阻害となる場合には、法令等に基づき、放置禁止区域の指定と併せ、原則有料の自転車駐車を設置しております。一方、放置禁止区域の指定の必要はないものの、駅利用者により一定の駐車需要が見込まれる場合には、北九州市と鉄道事業者等が連携し、それぞれの役割の下で駐車環境の整備に努めております。

議員お尋ねのJR二島駅につきましては、60台前後の自転車が駐車されており、以前からロータリーや接続する道路に多くの自転車が乱雑に駐車され、一般車両や歩行者の通行の支障となっていたところでございます。そのため、これまでに駐車スペース及びロータリーの管理者であるJR九州と連携し、対策を実施してまいりました。具体的には、令和7年12月に、管理者であるJR九州におきまして、駐車スペースの拡張や長期間放置された自転車を撤去することにより収容台数を増加させるなど、駐車環境の向上を図ってきたところでございます。他

方、北九州市におきましても、令和6年3月と令和7年12月に、道路への駐車やはみ出しを防止するため、ガードレールを設置するとともに、シルバー人材センターに委託し、駐車指導や自転車の整理を年間100回程度実施しているところでもございます。その結果、対策前と比較しまして、自転車が駐車スペースにおおむね収まっているなど、駐車場状況は改善傾向にございます。

しかしながら、駐車スペースに余裕があるものの、数台の自転車が駐車スペースからロータリーにはみ出して駐車されていることから、さらなる対策の必要があるとは認識しております。このため、今後は駐車スペース内の自転車の整理や盗難防止対策として、整列駐車のガイドとなる白線の引き直しや二重ロック用の駐輪パイプの設置など、効果的な対策案をJR九州へ積極的に働きかけてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）21番 小松議員。

○21番（小松みさ子君）御答弁ありがとうございました。

では、第2質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、置き配ボックスの活用推進については、受け取る側の行動変容と、また、事業者の主体的な取組が大事であるというような御答弁だったと思えますけれども、先日、宅配事業者の方から直接お話を伺う機会がありました。その中で強く訴えておられたことが、再配達の間が19時から21時に集中をし、現場の大きな負担となっているという実情でありました。日中不在の世帯が多いことから、夜間に再配達が集中し、長時間労働や業務のひっ迫につながっているとのことでありました。

物流人材不足が深刻化する中であり、また、再配達削減は環境対策であると同時に、物流を支える方々の労働環境改善にも直接つながる重大な課題であると思っております。また、行動変容ということで、こちら受け取る側も、日時指定とか町なかの共用宅配ロッカーの活用を促していくということは、もちろん再配達の削減の大きな取組になると思えますけれども、しかしながら、共用ロッカーは設置されている場所が限られていて、保管期間も短く、期間を過ぎてしまったら再配達にまたなってしまうということ、また、スマートフォン操作とか暗証番号入力が必要になってくるので、高齢者の方にとっては少しハードルが高いというお声もありました。

さらに、不在だけが再配達の理由ではないと思っております。在宅していても、子育ての中で手が離せなかったり、介護中で玄関まで出られない、また、オンライン会議がちょうど入っていて対応ができないと、様々在宅をしていても受け取れないケースもあると思えます。それで、やむなく再配達になってしまうということがあるのではないかなと思っております。

置き配ボックスがあれば、在宅、不在を問わず、手が離せない状況でも確実に受け取ることができ、市民の利便性向上と再配達削減を同時に実現できると思っております。置き配ボックス支援は、これまでも議会で何度か取り上げられてきていると思っております。ぜひ、ここで

一歩進めていただいて、置き配ボックスの支援を再度お願いしたいと思います。これは要望とさせていただきますと思います。

次に、介護事業者の支援につきまして、介護人材確保の本当に様々取組を行っていただいておりますし、高い加算取得のセミナーの開催もしていただけるということでありました。ただ、現場からは、今なお本当に人材がいないということで、募集をかけても応募が来ないとか、採用しても定着しない、また、常にもう人員ぎりぎり回しているという切実な声が届いております。つまり、対策はしていただいているのかもしれないですけど、現場では人が足りていないというのが現実であると思っておりますので、現場の声をしっかりとまた聞いていただいて、必要な対策をさらに進めていただきたいと思いますと思っております。

それと併せて、介護人材不足と併せて、もう一つ深刻なのが介護事業者の後継者不足であります。特に小規模事業所では、経営者の高齢化が進み、後を継ぐ人がいないという、そうするともう廃業するしかないという、地域のサービスの提供体制が縮小をしましてしております。ちょっと時間がなくなってきたので、質問しようと思ったんですけど、要望とさせていただきますと思います。

本当に介護人材確保と事業所そのものを守っていかなければ、地域福祉を守ることはできないと思っております。地域の高齢者を支えてくださっているのは、もう日々現場で働いていただいている職員とそれを運営する事業者でありますので、これからもしっかりと人材確保、また、事業者支援を、しっかりと取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは、二島駅の駐輪場整備も、これはバス停も二島駅はありますので、自転車をはみ出して事故などが起きては本当にいけないなと思っておりますので、JR九州と連携をしていただいて、推進をよろしく願いいたします。

また、リバースメンター制度も、みらい政策委員会、Z世代課パートナーズ制度、本当に多く取組を進めていただいておりますが、やはり若い人たちが自分の意見が市政に反映できたという体験は、必ずこれから市政を、私たち北九州市を支えてくれる未来の若者にとって大きな宝となると思っておりますし、愛着が湧いてくるのではないかなって思っておりますので、こういう若い人たちの声をしっかりと聞いて実現ができる北九州市であっていただきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）皆様こんにちは。公明党の廣田信也でございます。

傍聴にお越しの皆様、また、中継御視聴の皆様、いつもありがとうございます。

それでは、会派を代表いたしまして、一般質疑を始めさせていただきます。

初めに、関門エリアの観光促進について伺います。

昨年、関門エリアは、持続可能な観光地を認証する国際的団体、グリーンDESTINATION

ンズの表彰制度、世界の持続可能な観光地トップ百選を受賞いたしました。さらに、本年7月には、門司港エリアに新たな宿泊施設であるBEB5門司港by星野リゾートが開業予定であり、また、旧JR九州本社ビルも活用に向けて審査会が行われている状況であるなど、観光拠点としての機能強化が進んでおります。

一方で、現在の門司港の観光地としての課題は、昼間の日帰り利用が中心で、滞在時間が短く、夜間の消費行動につながっていない点が挙げられます。先日、視察いたしました横浜赤レンガ倉庫周辺では、みなとみらい地区や山下公園などと一体となった回遊型のまちづくりが展開されており、観光客のエリアへの滞在時間も長く、本市においても参考とすべき点が多いと感じたところであります。

門司港地域には、関門海峡ミュージアムや九州鉄道記念館などの集客施設があり、また、トロッコ列車により和布刈方面へ向かうルートは、関門海峡の様々な景観を楽しめる魅力的な観光資源であります。さらに、その先には関門トンネル人道があり、徒歩で下関側へ渡ることができる全国的にも特色のある観光動線が形成されております。

その流れを生かした門司港、和布刈、関門トンネル人道、火の山、唐戸、船で門司港に戻るという関門1周ルートは極めて魅力的であり、そこを周遊できる関門海峡クローバーきっぷも販売されており、一部サイトでは観光コースとして告知されていますが、その認知度はさらに高められる余地があると考えます。

今回の賞の受賞や新たなホテル開業を単なる宿泊者数の増加にとどめるのではなく、関門エリア全体で1日を過ごし、夜には栄町銀天街などの地元地域のナイトコンテンツにも波及する滞在型観光へと発展させることが重要であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、門司港から和布刈、関門トンネル人道を経て火の山、唐戸方面へ渡り、船で門司港に戻るという観光動線及びその周辺施設の現状と課題について、市としてどのように認識しているのでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

2点目に、門司港を起点とした関門1周の周遊コースを定番のモデルコースとして公式に構築し、関門海峡クローバーきっぷの販売促進と一体的に発信していったらどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、迷惑行為防止重点地区について伺います。

本市では、現在、迷惑行為防止重点地区として、小倉駅前及び黒崎駅前の2地区を指定し、条例に基づく巡回指導や啓発活動を実施されており、一定の抑止効果も見られるところであります。

また、両地区は、本市を代表する交通結節点であり、商業、業務機能が集積し、多くの来訪者を迎える都市の玄関口でもあることから、重点的に取り組まれていることは十分理解するものであります。

しかしながら、市内には、ほかにも戸畑駅、折尾駅、門司港駅、若松駅など、地域の中心的役割を担う主要駅が数多く存在しております。近年は、再開発や観光振興の取組により、これらの駅周辺においても人の往来が増加しており、路上喫煙やたばこのポイ捨て、空き缶等の散乱といった迷惑行為が見受けられるとの声が地域住民や事業者から寄せられております。

迷惑行為は、単に町の景観を損なうだけでなく、環境美化の後退や受動喫煙による健康への影響、安全・安心の低下にもつながりかねない問題であります。とりわけ駅前は、市のイメージを左右する重要な空間であり、来訪者に与える印象は、都市ブランドの向上や定住促進、観光振興にも少なからず影響を及ぼすものと考えます。

こうした観点からも、迷惑行為防止重点地区の在り方については、時代の変化や地域の実情を踏まえた検討が必要ではないでしょうか。

そこで、1点目に、小倉駅前と黒崎駅前以外のほかの主要駅、私の地元である小森江駅も含め、迷惑行為の発生状況や地域の要望等を踏まえ、重点地区として指定を拡大する考えはないのか、市の見解をお伺いいたします。

2点目に、特にたばこのポイ捨てが目立つとの指摘が多いことから、喫煙環境の整備について伺います。

たばこのポイ捨てを減らすためには、単に取締りや指導を強化するだけでなく、分煙の考え方にに基づき、適切な場所に灰皿を設置し、ルールを守って喫煙できる環境を整えることも必要ではないかと考えます。現在、地元地域の方々などが自主的な清掃活動を行い、たばこのポイ捨てを管理している現状かと思いますが、灰皿の設置費や維持管理費の負担が過大となっております。環境美化と迷惑行為防止を一体的に進める観点から、灰皿の設置費や維持管理費に対する一定の補助制度を創設することはできないか、市としての考えをお伺いいたします。

最後に、地域コミュニティーの在り方について伺います。

昨今の少子・高齢化や単身世帯の増加が進む中、自治体や町内会をはじめとする地域コミュニティーの担い手不足が問題となりつつあります。地域活動は、防災、防犯、環境美化、高齢者の見守りなど、市民生活を支える重要な基盤であり、その維持、発展は本市の持続可能性に直結する課題であると考えます。

また、現状の課題としては、役員の高齢化が進み、若い世代の参画が十分とは言えない状況が見受けられます。一方で、若者世代が地域に無関心であるとは必ずしも言えず、地域内でのつながりが出来上がっている場合や目的が明確な取組には若者も積極的に参加する傾向も見られます。

我が公明党会派でも、昨年8月に市民のニーズに関するアンケート調査を行いました。その中で、町内会の必要性についての回答は、必要、もしくは、どちらかといえば必要との回答は33.9%、必要ないと思うとの回答は13.8%、どちらとも言えないとの回答は39.6%となりました。また、同アンケート調査の中で、町内会、自治会を必要と思わない理由としての回答は、

忙しい人が参加しづらい仕組みや雰囲気がある、何をしているのかがよく分からないといった理由が上位に入りました。

今後、若い世代の地域コミュニティへの参画を促していくためには、市も積極的にサポートして、運営方法の確立や情報伝達手段の発展をさらに促進することにより、若い世代でも参加しやすい雰囲気づくりや忙しい人でも参加できるような町内会や自治会で行っている業務の見直し、また、何のためにその活動が行われているのかを明確にするなど、地域コミュニティのこれからの形を示していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、先日までに開催された北九州市地域コミュニティビジョン検討会議を踏まえて、本市における若者の地域活動への参加状況について、現状をどのように把握、分析しているか、また、今後の在り方をどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

2点目に、町内会活動のデジタル化は、役員負担の軽減や若い世代への情報発信強化、さらには災害時の連絡体制確保など、地域コミュニティの維持、活性化に資する取組であると考えます。また、他都市では、町内会のデジタル活用を後押しする補助制度などを設けることによって、こうした課題解決につなげている事例も見られます。

本市においても、既存の支援策の充実や他都市事例も参考にしながら、町内会のデジタル活用を後押しする取組について検討していただくことが重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

以上となります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目3つ目、地域コミュニティの在り方について、そのうちの1つ目の若者の地域活動の参加状況についての把握、分析、そして、今後の在り方についてお尋ねございました。

令和8年度予算の柱である人、投資、経験、3つの集まるの土台として、地域の力、すなわち地域のつながりの再生と強化を重点テーマとした背景の一つには、私自身も地域の皆様との対話を重ねる中、若い世代の参加が減少し、今後の負担の増加や活動継続への不安についてお伺いする機会が多かったこともございます。

北九州市が将来にわたってサステナブルな都市であり続けるためには、今まさに時代の変化に対応できる地域コミュニティの在り方を模索する時期に来ており、地域のコミュニティの在り方を示す地域コミュニティビジョンの策定に取り組むことといたしました。

ビジョンの策定に当たりましては、地域活動へ参加していない方々をターゲットとした市民アンケートの調査、地域団体等へのヒアリング、そして、ビジョン検討会議における有識者等からの意見聴取を行ったところであります。

市民アンケートでは、約6,000人の回答をいただきまして、若い世代の傾向や考え方も把握

できたところであります。その中では、地域活動への参加について、30代で40.1%、40代で46.2%と相対的に少ない傾向にあります。また、参加していない理由といたしましては、仕事や家事、育児で忙しく、時間や体力がないと回答した割合が多く、30代は76.4%、40代は76.2%となっております。また、活動内容を知らないという回答も、10代から30代にかけては40%を超えておまして、時間の制約や活動の分かりにくさが参加の主な障壁になっていると分析しております。

他方で、30代、40代の約半数の方が、防災や防犯、交流のためのイベント、子育てについて、住民主体の活動が必要とも回答しておまして、地域活動に対する潜在的なニーズがあることも分かったところであります。

地域団体等に対しましては、100回以上のヒアリングを行いまして、1つに若い世代が持つ感覚を地域に取り入れたい、2つに団体に加入しなくてもできる範囲で地域の活動をサポートしてくれるとありがたいなど、若い世代への期待する御意見がございました。

ビジョン検討会議におきましては、社会の役に立ちたいと思っている若い世代は多いが、彼らの巻き込み方が重要、子育て世代が隙間時間を活用し、地域活動に参加できる仕組みが必要との意見もいただいているところであります。

これらを踏まえまして、若い世代が楽しさや興味関心を入り口として地域コミュニティに気軽に参加でき、経験を重ねてやりがいを実感できるような機会を整えることが必要と考えております。こうしたことから、令和8年度は、誰もが気兼ねなく集い、くつろげる居場所づくり、デジタルを活用して、できる範囲で気軽に参加できる仕組みづくりなどに着手をいたしまして、地域コミュニティの再生と改革に向けた一歩を踏み出す年としたいと考えております。

若い世代の参画は、日本全国が抱える課題であります。私たち北九州市が、課題を価値に変えるフロントランナーとなり、新たな地域コミュニティの在り方をこの北九州市から創造、発信していきたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君） 次に、大項目1、関門エリアの観光促進について、関門エリアの観光動線やその周辺施設の現状と課題についての認識、それから、関門1周の周遊コースをモデルコースとして公式に構築することや関門海峡クローバーキップとの一体的な発信といった2つの御質問に求めて答弁いたします。

観光振興におきましては、個々の観光資源を磨き上げるだけでなく、これらを連携させ、地域全体の魅力を高めることで、通過する観光地から滞在する観光地へと転換を図っていくことが重要でございます。

関門海峡を挟んだ北九州市の門司港レトロや和布刈、そして、下関市の火の山や唐戸などから構成される関門エリアは、昨年9月に福岡県で初めて世界の持続可能な観光地トップ100選

に認定されるなど、雄大な環境の自然美や歴史的な景観をはじめ、魅力的で多様な観光コンテンツが集積する観光エリアでございます。

北九州市では、関門エリア全体を一体的な観光圏として位置づけ、これらの観光資源を生かすことやエリア内の周遊性を高めて、観光消費が地域全体に広がるよう、これまでも下関市などと連携しながら取組を進めてまいりました。

議員御指摘のように、この関門エリアを観光動線の視点から見ますと、徒歩で県境を越えることができる関門トンネルの人道や門司港から和布刈をつなぐトロッコ列車、関門海峡を船で渡る体験など、周遊のための移動手段そのものがユニークな観光資源となっている点が1つの強みでございます。

一方で、各観光スポットを巡る交通機関の乗り継ぎがスムーズでないことや観光客にとってバスや船などの運行情報が分かりづらいといった課題もあると認識をしております。このため、北九州市では、これまで下関市などと連携し、関門海峡往来マップによる広域観光ルートの案内やトロッコ列車、バス、船の3つの交通機関を組み合わせる関門エリアを周遊できるチケット、関門海峡クローバーきっぷなどを作成し、観光客の周遊性の向上に取り組んでまいりました。

令和8年度につきましては、多言語による情報提供の充実やデジタルマップの活用など、国内外の観光客が安心して周遊できる環境整備を一層進めるとともに、関門エリアを周遊する際のお勧めコースを構築し、関門海峡クローバーきっぷのPRと併せ、ウェブサイトやSNSでの情報発信も強めてまいりたいと思っております。

今後も、引き続き関係自治体や事業者、周辺施設などと協力し、観光地としての関門エリアの魅力を一層高め、交流人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）残りの御質問に順次お答えいたします。

まず、迷惑行為防止重点地区につきまして、小倉駅前と黒崎駅前以外のほかの主要駅に重点地区の指定を拡大する考えはないのかという御質問と環境美化と迷惑行為防止を一体的に進める観点から、地元地域へ灰皿の設置費や維持管理費に対する補助制度を創設できないかとの2つの御質問にまとめてお答えいたします。

町をきれいに保つ迷惑行為の防止は、重要な取組であり、北九州市では、平成20年に制定された条例に基づき、路上喫煙などを行った者に対し過料を徴収する迷惑行為防止重点地区を指定しております。この重点地区につきましては、条例で、重点地区を指定しようとするときはあらかじめ北九州市迷惑行為防止推進協議会の意見を聞くものと定められておまして、協議会における指定の基本的な考え方は、1つは多くの人が集まる地区で市内全域への波及効果が期待できる範囲とする、2つ目に主要な道路や河川などで囲まれ、認識が容易な範囲とする

なっております。このほか、協議会からは、重点地区を広げ過ぎると巡視を十分に行うことができず、条例が有名無実化するため、実効的な執行が可能な必要最小限の範囲とするとの御意見もいただいているところでございます。これらの意見を踏まえまして、指定につきましては限定的とする必要があるとの考えから、現在利用者が多い小倉及び黒崎の駅周辺地区を指定しているところでございます。

また、折尾駅につきましては、利用者が市内で2番目に多く、今後も駅南側の住宅開発等によりまして周辺人口も増加する見込みであるなど、さらに多くの人が集まる地区となることが想定されるため、現在、駅周辺の指定を検討しているところでございます。

このように指定につきましては、多くの人が集まる地区で、市内全域への波及効果が期待できる範囲という協議会の基本的な考え方に基づき進めているところであり、現段階でそれに該当する地区以外へ広く指定することは困難ですが、地域で迷惑行為防止活動を行っていただいている団体に啓発物品の提供などを行う制度もございまして、このような制度を活用し、さらなる地域の美化を図ってまいりたいと考えております。

議員御提案の灰皿に関する補助制度でございますが、灰皿の設置につきましては、喫煙されない方によるたばこの臭いや煙に対する不快感などを訴える声もございまして、慎重に判断する必要があると考えております。

今後も、市内全域におきまして、様々な機会を捉え、啓発活動を推進することで、北九州市全体のモラル、マナーの向上につなげてまいりたいと考えております。

最後に、地域コミュニティーの在り方について、残りの2番、町内会のデジタル活用を後押しする取組について検討していくことが重要と考えるが、その見解をという御質問にお答えいたします。

地域活動へのデジタルの活用は、活動の負担軽減や円滑なコミュニケーションの促進など、地域コミュニティーにとって有効であると認識しております。北九州市では、これまでも地域でのデジタル活用を底上げするため、市民センターや自治会、町内会単位でスマートフォンの基本操作を体験する講座を開催してまいりました。

また、自治会、町内会が個別に情報発信や連絡体制確保に向けましてデジタルを活用する際、専門家の派遣や必要経費の補助などのメニューをそろえ、支援をしてきたところでございます。

現在、2040年を見据えた地域コミュニティーの将来像を描く地域コミュニティビジョンの策定に取り組んでおるところでございますが、その検討会議の中で、あらゆる世代や多様な主体が地域に参加しやすい環境づくりや団体運営の負担軽減などの課題解決のためにはデジタルの活用の重要性がますます高まっているとの議論がなされております。具体的には、情報が届いていないことが新たな参加の障壁になっているという御意見や子育て世代が隙間時間を活用し、地域活動に参加できる仕組みが必要であるという御意見、また、シニア世代の中にもデジ

タル活用にたけた人材が存在しており、地域内で教え合うことで新たなつながりが生まれる可能性があるなど、地域活動へのデジタル活用促進について多くの御意見をいただいているところでございます。

こうした議論を踏まえまして、将来の地域コミュニティを見据えた取組の一步として、令和8年度はデジタルを活用した互助の仕組みを行う地域のチカラつなぐ事業を新たに実施いたします。この事業は、2つの取組で構成されており、1つは、LINE等を活用し、居住地域に応じた情報を届け、これまで地域活動の情報が届きにくかった若年層や現役世代にも接点を広げていくこと、2つ目に、時間に制約のある人が短時間でも柔軟に地域活動に関われる環境づくりに向けて、タイムバンクという互助の仕組みの調査研究を進めるものでございます。

また、シニア等を対象にデジタル活用スキルを段階的に学べる養成講座を実施し、地域におけるデジタル支援の担い手となる人材を育成するスマホ活用支援員養成講座にも取り組むこととしております。

今後とも、新たな地域コミュニティの将来像の実現に向けて、地域活動のデジタル活用にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○副議長（村上直樹君）18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）御答弁ありがとうございました。

時間の兼ね合いもございますので、早速、要望と第2質疑に入らせていただきます。順不同となります点、御了承ください。

まず初めに、地域コミュニティの件、市長、局長、御答弁ありがとうございました。

居場所づくり、デジタル活用、やっぱりこれから今一番必要じゃないかなとは思っております。あと、コミュニティもいろんなコミュニティがあると思います。御高齢の方が多いコミュニティであったりとか、マンションのコミュニティであったりとか、若い方も結構参加しているコミュニティとか、いろんな事例があるかと思いますが、そういった事例も、行政が主体になっていい事案を共有していただくというような話もいただいておりますので、そういったところをどんどん推進していただけたらなと思います。

あとは、また、デジタルを使った枠組みを今考えるのにちょうどいいタイミングであると考えます。その点、ほかの自治体の事例なども参考にした上で、これからのコミュニティの在り方、今、今回も予算組みしていただいているかと思いますが、そういった点、よしあしも踏まえて、これからもっといろんな形を進めていただけたらなと思います。要望とさせていただきます。

次に、迷惑行為防止重点地区について要望させていただきます。

今回、こちらの質問を何でしたかっていうと、地元の地域の皆様が清掃が大変だっていうので困ったお声があった、それを何とかお訴えしたいなというところでもございました。協議会の御意見というの、推進協議会の見解とかも一定の理解はあるんですが、実際そういったとこ

ろで最終的に地元の人たちに全部負担が行っているんじゃないか、そういった思いがありますので、いろいろと啓発物品の発信をしていくとか、啓発マナーをいろいろ訴えていっていただけるかとは思いますが、そういった地元の方々の負担を軽減できるように、これからも何か支援ができないかっていうのは模索していただきたいと思います。こちらも要望とさせていただきます。

最後に、観光、関門エリアについてお聞きしてまいります。

課題もいろいろあるかとは思いますが、今一番、和布刈を中心に門司港、観光コンテンツがありますので、どんどん盛り上げていただきたいてい思いで御質問させていただきました。

体験型のコンテンツがあると、集客とか、やっぱり魅力が出るんじゃないかなと思うんですが、そこでお伺いするんですが、2023年頃に門司の和布刈と下関の火の山をケーブルでつないで、うつ伏せの状態在空中を滑走するスリリングな体験ができる関門海峡メガジップラインという構想があったかと思うんですが、こちらの進捗状況とか今後の可能性について見解をお伺いいたします。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）関門海峡メガジップラインの構想でございますけれども、こちら民間事業者において事業化が検討されておまして、具体的には下関側の火の山から北九州市側の古城山をワイヤーでつなぐというアクティビティーと聞いております。この事業者からは、実現に向けて多くの課題をクリアする必要があるということをお伺いしております。北九州市としても、その状況、動向っていうのを注視している状況でございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）18番 廣田議員。

○18番（廣田信也君）ありがとうございました。

なかなか厳しい状況かとは思いますが、こういったのができると観光の大きな起爆剤となっていくかと思っておりますので、ぜひいろいろ情報収集していきながら、積極的に後押し等していただけたらなと思っております。

あとは、観光客の増加のためとか、インバウンドの方もこれから増えてくるに当たって、観光案内所の充実、今回も予算つけていただきまして本当にありがとうございます。レトロ地区のホスピタリティー向上事業だと思うんですけども、それに関しまして、2月19日の日本政府観光局の観光案内所の表彰で、小倉駅の北九州市総合観光案内所が訪日客へのホスピタリティー部門のカテゴリ3で受賞されたということ、大変うれしく思っております。そういった実績ある方もいらっしゃいますので、そういった方々と情報共有をしながら、また、門司港の駅の観光案内所も同様に充実を図っていただけたらなと思っております。こちらも要望とさせていただきます。

今回、関門周遊、門司のナイトコンテンツを盛り上げたいという思いで取り上げていったんですけども、逆に言うと、関門周遊を軸に小倉城とか皿倉山、そういった観光地とリンクして、北九州全体で何日も遊んでいただけるような形、そういった観光をしていってもらえるような形がこれからの北九州市に必要ではないかなと思っております。これからもどんどん盛り上げていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○副議長（村上直樹君）本日の日程は以上で終了し、次回は3月4日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時15分散会